

平成 25 年度経済産業省委託事業

平成25年度 地域経済産業活性化対策調査
(産業立地政策の変遷と産業用地の整備状況に係る調査)

報 告 書

平成 26 年 3 月

一般財団法人 日本立地センター

はじめに

我が国における産業立地政策に関しては、国土の均衡ある発展、国民経済の発達等に資することを目的として、昭和30年代以降、その時々々の社会情勢や産業を取り巻く状況を背景として、様々な産業立地政策が策定されてきた。そして、それらの政策に基づき、国、地方公共団体等は産業用地の整備を積極的に進め、また国における産業用地業務を推進する公的機関としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下中小機構)及び独立行政法人都市再生機構がその一翼を担ってきた。

中小機構による産業用地業務(工業団地造成事業)は、その前身である産炭地域振興事業団(昭和37年設立)により、石炭から石油へのエネルギー革命で著しく疲弊していた産炭地域の振興を図るため、当該地域における産業の導入、育成の受け皿となる工業団地の造成事業が開始されたのが始まりである。その後、その時代の社会情勢や産業を取り巻く状況の変化に応じて、産業立地政策に関する法律も変化し、その法律に基づいて、全国各地に様々な工業団地が造成されてきた。そして、造成された各工業団地には多業種にわたって企業立地が進み、工業団地造成事業は地域産業の振興と地域経済の発展におおいに貢献してきた。しかしながら、その中小機構が担ってきた産業用地業務(工業団地造成事業)は一定の役割を果たしたとの見地から、その多くが平成26年3月31日をもって終了となる。

よって、本調査では、中小機構の産業用地業務終了を機に、我が国産業用地の現状を調査するとともに、これまで我が国が行ってきた産業立地政策の経緯・意義・成果を整理し、有識者ワーキンググループにおいて政策総括し、さらには今後の産業立地・用地政策のあり方について検討した。

本調査によって導き出された方向性が、今後の我が国における産業立地推進の一助となれば幸いである。

目 次

第 1 章 産業立地・用地政策の変遷

1. 産業の復興期〔戦時下～戦後〕	1
(1) 戦時下における分散・疎開政策	1
(2) 産業復興と「立地」の確立	1
(3) 工業開発への集中投資政策	2
2. 高度経済成長期〔1960～1970 年代〕	12
(1) 臨海コンビナートの形成	12
(2) 工業集中に伴う弊害の表面化	13
(3) 工業再配置の活発化	16
3. 高度経済成長の終焉から“地方の時代”〔1970～1980 年代〕	23
(1) 地方への企業誘導の本格化	23
(2) 石油危機による立地低迷	30
(3) 第三次全国総合開発計画と定住圏構想	31
4. 安定成長期と技術立国の推進〔1980～1990 年代〕	32
(1) テクノポリス構想の推進	32
(2) 地方の企業誘致熱の再燃	36
(3) 構造変化を踏まえた新工業再配置計画	39
(4) 研究機能に着目するリサーチコア構想	43
(5) 四全総による新たな国土計画	45
(6) 「頭脳部分」の地方分散	49
5. グローバル経済下の産業立地〔1990～2000 年代〕	53
(1) オフィス・アルカディア構想が描く「理想郷」	53
(2) 集積活性化法による自立的発展の基盤強化	57
(3) 外資系企業誘致への期待	59
(4) 産業支援機関の再ネットワーク化	60
(5) 産業クラスター計画による新ネットワーク形成	61
(6) 「地域主体」に基づく新たな産業立地政策	62
(7) バブル崩壊後の企業立地	64

第2章 経済・社会環境の変化と企業立地

1. 企業立地動向と時代背景.....	67
2. 各種統計資料に見る企業立地動向の変遷.....	72
(1) 工業統計調査.....	72
(2) 工場立地動向調査.....	79
3. 産業インフラ整備の進展.....	84

第3章 主な施策の評価と課題

1. 新産業都市・工業整備特別地域.....	88
2. 大規模工業基地.....	89
3. テクノポリス構想.....	90
4. 産業クラスター.....	92

第4章 今後の産業立地政策の方向性

1. 産業立地を巡る社会環境の変化.....	95
(1) ポイントとなる環境変化.....	95
(2) 最近の投資動向と企業誘致.....	95
2. 今後の産業立地・用地政策の方向性.....	101
(1) 地域振興分野.....	101
(2) 産業用地分野.....	102
(3) 産業支援施設等分野.....	103
(4) グローバル化への対応.....	103
(5) 横断分野.....	104
「産業立地・用地政策ワーキンググループ」議事次第.....	105

第1章 産業立地・用地政策の変遷

本章では、これまでの我が国における産業立地・用地政策の変遷を振り返るとともに、その政策立案の経緯及び背景についても概観する。

1. 産業の復興期〔戦時下～戦後〕

(1) 戦時下における分散・疎開政策

1941年12月8日に勃発した太平洋戦争の進展に伴い、戦力増強のため、既成工業地帯を中心に、軍需をはじめとする工場の新增設が活発化した。しかし、この動きに対し、実効性のある規制が存在しなかったため、国土計画の策定と齟齬をきたすとともに、国防上においても大きな問題になった。

そこで、1942年3月、「工場規制地域及び工業建設地域に関する暫定措置」が閣議決定され、「防空法」に基づく「工場規制区域」が告示されることとなった。「工場規制区域」は、4大工業地帯に属する東京、大阪、京都、神奈川、埼玉、千葉、愛知、兵庫、山口、福岡の3府7県にわたった。なお、これと同じ時期、当時の商工省(現経済産業省)を中心に、新たな工業建設地域候補地の探求等も行われたが、具体的な候補地は公表されず、そのまま終戦を迎えている。

1943年10月、防空法の改正とともに、同年12月には「疎開実施要綱」が発表された。これにより、4大工業地帯が疎開区域に設定された。さらに東京都計画局では、官営工場、その他の施設について、必ずしも東京都に存在する必要のないものを疎開させるため、「帝都重要地帯疎開計画」を発表した。しかし、4大工業地帯の疎開命令を発動したものの、実際には遅々として進まなかった。そこで、国民生活全般にわたり「常在戦場」の態勢を確立し、防空体制の強化を図るため、1944年に「決戦非常措置要綱」を発表され、「一般疎開促進要綱」及び「帝都疎開促進要綱」が決定された。

これらの政策は、基本的には4大工業地帯の既存工場は存続させる一方、工場周辺の建築物及び住民の分散・疎開を図るものであったが、工場そのものが空襲目標となったため、同年末には、化学、製鉄、造船等の装置型工業を除く、航空機や兵器工場の分散・疎開が緊急に実施された。

しかしながら、疎開用建設資材の割当量の不足、疎開先の工場用地取得の困難さ、輸送手段、労働力不足などの理由から、1944年以前に疎開した少数の工場を除いて、ほとんどが混乱状態のまま敗戦を迎えることとなり、4大工場地帯の分散・疎開政策は失敗に終わった。

(2) 産業復興と「立地」の確立

終戦直後の産業は、GHQによる財閥解体等の占領政策のほか、軍需工場約400か所の停止、GHQ管理、制限会社の指定等により逐次解体されていった。

1951年には、サンフランシスコ講和条約が調印され、復興が本格化した。その間、商工省は

化学肥料緊急増産措置(1949年6月)、繊維産業再建3カ年計画(同年9月)、経済安定本部による石炭、鉄鋼のいわゆる傾斜生産方式(同年12月)と、矢継ぎ早に産業復興に取り組んだ。この傾斜生産方式とは、復興金融金庫による巨額国家資金を石炭、鉄鋼、非鉄金属、化学肥料等の重化学工業部門に集中投入することで、即効的生産効果を上げ、全産業の底上げを図ることを目的とするものである。

1950年に入ると、朝鮮動乱を契機とする特需景気により、重化学工業だけではなく機械工業の生産も回復し、続く1951年には、工業生産・実質国民総生産、設備投資、個人消費等が戦前(1934～36年平均)の水準を超えるに至った。

なお、これより以前の1949年3月、ドッジ・ラインによる日本経済の自立と安定のために実施された財政金融引き締め政策の立案・勧告の中で、シャープ勧告に基づき市町村税としての固定資産税の徴収が設定され、地方公共団体の財源確保が確立された。これが各地方公共団体による工場誘致条例の制定や、企業誘致運動に取り組む契機となり、軍需工場の跡地活用が図られ、工場用地の確保及び立地政策がいよいよスタートした。

一方、国レベルにおいては、1952年の産業合理化促進法に基づき、道路、港湾など、工業立地の関連基盤整備に対する助成措置を講じることが可能となった。産業立地問題、工業立地条件などが次第に多くの人々の関心と呼ぶことになり、それとともに「立地」という用語も徐々に普及していった。

(3) 工業開発への集中投資政策

① 工業生産3倍を目指して ～太平洋ベルト地帯構想

戦後の経済復興期においては、前述の傾斜生産方式により重化学工業分野への資源が集中投入され、相次ぐ技術革新による設備投資の拡大、産業構造の転換等を経て、日本経済が急速に拡大、発展していった。特に京浜、阪神、中京、北九州の既存工業地帯には、巨大な重化学コンビナートが形成され、産業・人口の集積が進んでいった。

反面、経済の拡大に対し、道路や港湾などの輸送施設や工業用地、工業用水、エネルギーといった産業基盤整備の立ち遅れが顕在化し、ボトルネックとして認識されるようになった。この状況に対応すべく、1952年に道路法、1956年に工業用水法が制定され、道路整備計画をはじめ、鉄道、港湾、空港、工業用水道等の産業基盤投資が重点的に進められることとなった。また、企業の立地選定のための客観的な資料提供の要望に応じるため、1957年度より「新規工業地区立地条件調査」が開始され、1959年3月には、立地指導行政における法的根拠の必要性から、「工場立地の調査等に関する法律」が制定された。

しかし、既存工業地帯への集中投資は、農村地域から多くの人口を吸収していき、工業化された地域と他の地域との間の所得格差が拡大していった。この流れに歯止めを掛けようと、国は「北海道開発法」、「東北開発促進法」、「九州地方開発促進法」などを通じ、特定地域開発計画における資源開発や産業振興に注力したが、結果として農業生産力は上昇したものの、地域内への工場誘致は一向に進まず、所得格差はますます増大することになった。

こうした中、1960年、当時の池田内閣が「国民所得倍増計画」を策定し、経済審議会の産業立地小委員会から「太平洋ベルト地帯構想」が打ち出された。この「太平洋ベルト地帯構想」

は、所得倍増計画における「10年間で国民所得を2倍にする」という目標を達成するため、工業生産を10年間で概ね3倍とすることを前提に、これに対応する工業立地計画として立案された。この計画では、4大工業地帯を連ねるベルト上の太平洋沿岸地域を工業立地の中核に据え、一方で既成工業密集地域での工業集中を制限することで、太平洋沿岸地域の間地域に新たな工業地帯を形成することが目標とされた。

太平洋ベルト地帯構想の背景には、4大工業地帯への公共投資の地域配分の偏りと、それに対する他の地域からの批判があった。この是正に向けた取組として、1961年6月、通商産業省から工業適正配置構想が示され、1962年10月、地域間の均衡ある発展を図ることを目標とした「全国総合開発計画」も正式に閣議了解された。さらにこの時期、工業後進地域における開発促進に関する立法措置として、低開発地域工業開発促進法(1961年)、産炭地域振興臨時措置法(1961年)も制定された。

②地方圏の意識向上の契機 ～工場適地調査

1959年3月の「工場立地の調査等に関する法律」の制定をきっかけに、工場立地に関する地域の立地条件調査が組織的に進められるようになった。現在の「工場適地調査」である。

この法律の制定に先立ち、1958年11月、通商産業省内に工業立地指導室が設けられ、工場適地調査が開始された。これにより、毎年数十か所の適地指定を行いつつ、その立地条件に関する情報を整理する取組が始まった。加えて、通商産業省の出先機関である通商産業局と地方自治体にも適地情報室が設置され、情報提供サービスの提供とともに、工場立地の誘導を図ることとなった。この制度はその後、若干の改訂を加えつつも徐々に強化が図られ、現在の「工場立地法」に至っている。

工場適地調査を契機に、工場立地のための立地条件整備が全国各地で初めて組織的に整えられることとなり、地方自治体においても、それまで不十分であった関係地域内の工場適地に関する実態把握がなされ、資料整備の重要性が浸透し、問題意識の向上が図られた。このことが本調査の初期における最も大きな意義であり、現在の産業立地政策の源流とも言えよう。一方、適地指定は土地所有権と無関係に進められ、都市計画地域以外の地域が大半を占め、また農業用地との競業関係に対する配慮も見られた。

③工業開発の地域的均衡へ ～全国総合開発計画

ここまで既成工業地帯における集積を中心に、高度成長が達成されてきたが、その過程において、用地、用水、輸送力等の立地的隘路が顕在化し、過度の密集による弊害として投資効果の低下も招いていた。このため一部の企業は、既成工業地帯を避け、消費地、関連産業、下請け企業等が存在する新たな土地に移りつつあった。また、鉄鋼、石油精製などの企業においても、既成工業地帯から用地、用水、港湾などの自然的立地条件が優れた地点に立地を求める動きが見られるようになった。この流れが関連機械工業、二次加工品工業の立地を誘発し、工業の遠心的分散、雇用機会の創出といった地域開発の起動力へと結び付いたことで、適度な集積を持つ工業地帯の計画的な誘導・育成の契機となった。こうした時代背景から、1962年に策定されたのが、第一次の「全国総合開発計画」である。

第一次の全国総合開発計画では、企業の立地動向を尊重しながら、長期的かつ国民経済的な観点からの立地誘導と地域的均衡の取れた効率的な工業開発を図ることが目的とされ、目標達成の方策として「拠点開発方式」が取られた。これは東京、大阪、名古屋及びそれらの周辺部を除いた地域を特性に応じて区分し、既成の大集積と関連させつつ、地域の果たす役割に応じて、いくつかの大規模な開発拠点を設定するものであった。また、この開発拠点には機能を併有する小・中規模開発拠点を配置し、優れた交通通信施設によってこれらを数珠状に有機的に連結させ、相互に影響させることで、周辺の農林漁業にも好影響を及ぼしつつ、連鎖反応的に発展させることが想定された。

全国総合開発計画においては、以下の3つの地域区分が設定され、それぞれに開発の方向性が示されている。

図表 1-1-1 全国総合開発計画における地域区分

過密地域	京浜地区、阪神地区、名古屋地区及びそれらの周辺部の地域として、過密に陥らぬよう十分配慮しながら、発展の進度に応じて必要な調整を行う地域。
整備区域	過密地域以外で東京、大阪、名古屋が持つ外部経済の集積の利益の享受が濃い地域であり、主として計画的に工業分散を誘導するための基盤整備を行う地域。この地域に大規模工業開発地区、中規模地方開発都市等を設定する。
開発地域	①東京、大阪、名古屋から遠距離にあって、それらの外部経済の集積の利益の享受が薄い地域であり、積極的に開発促進するための基盤整備を行う地域。
	②北海道地方、東北地方、中国地方、四国地方及び九州地方。この地域に大規模地方開発都市、大規模工業開発地区、中規模地方開発都市等を設定する。

また、太平洋ベルト地帯構想の具体化、あるいはその批判として、1960年前後に各省庁が相次いで「新都市構想」を発表した。これらの構想は、全国総合開発計画の拠点開発構想に沿って調整され、1962年に「新産業都市建設促進法」、1963年に「工業整備特別地域整備促進法」が制定されることとなった。

図表 1-1-2 大都市圏の工場数の推移

	1955年		1969年			1977年			1990年		1997年			
	工場数	シェア(%)	工場数	シェア(%)	変化	工場数	シェア(%)	変化	工場数	シェア(%)	変化	工場数	シェア(%)	変化
京浜工業地帯	32,397	17.30%	75,792	18.8%	△	68,188	16.4%	▼	60,626	13.9%	▼	44,634	12.5%	▼
阪神工業地帯	26,652	14.20%	81,942	20.4%	△	60,613	14.6%	▼	63,221	14.5%	=	49,871	13.9%	▼
大都市圏	123,832	66.20%	281,841	70.1%	△	286,620	69.1%	▼	301,373	69.1%	=	240,880	67.2%	▼
東京300km圏	106,909	57.10%	243,409	60.5%	△	248,979	60.0%	▼	264,646	60.7%	△	215,834	60.2%	▼
太平洋ベルト地帯	130,883	70.00%	289,674	72.0%	△	289,726	69.8%	▼	300,726	69.0%	▼	240,249	67.1%	▼
全国	187,101	100.00%	402,176	100.0%	=	415,014	100.0%	=	435,997	100.0%	=	358,246	100.0%	=

注：単位：従業員4人以上の工場数。シェア(%)は全国に対するもの。

△：0.3%以上のシェア上昇、▼：0.3%以上のシェア低下。

出典：瀬田史彦(2002)『日本の地域格差是正政策と産業立地政策の変遷』

④拠点開発構想の具体化 ～新産業都市と工業整備特別地域

1962年制定の「新産業都市建設促進法」、1964年制定の「工業整備特別地域整備促進法」は、1962年に制定された「全国総合開発計画」の実現に向けて、工業開発に重点をおいた拠点開発構想を具体化したものである。

新産業都市建設促進法の目的は「大都市における人口及び産業の過度の集中を防止し、並びに地域格差の是正を図るとともに、雇用の安定を図るため、産業の立地条件及び都市施設を整備することにより、その地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設を促進し、もって国土の均衡ある発展及び国民経済の発展に資すること」とされており、同様に工業整備特別地域整備促進法のそれは「工業の立地条件が優れており、かつ、工業が比較的開発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設、その他の施設をいっそう整備することにより、その地域における工業の発展を促進し、もって国土の均衡ある発展及び日本経済の発展に資する」こととされた。いずれも過密過疎の解消、地域格差の是正、雇用の安定による国土の均衡ある発展を目的とした拠点開発の必要性を訴えるもので、これに基づき、広大な工業用地、大水深の港湾施設、大量の工業用水道等が整備されることとなった。加えて、加工貿易立国の担い手である重化学工業のスケールメリットの実現、旺盛な立地需要に対応するため、臨海工業地帯の造成にも重点が置かれた。

新産業都市の区域指定については、自然的・社会的条件を備え、大規模な工場用地と住宅用地の確保が容易であり、さらには工業用水や電力、道路・鉄道・港湾等のインフラ整備が可能で、洪水・高潮・地盤沈下等による災害発生の恐れが少ない、といった基準が設けられた。政府は当初、大規模なコンビナート型の工業基地を数か所指定し、重点的に投資を行う予定であったが、全国的に期待が高まったことで、39道県から44もの候補地が挙げられ、激しい陳情合戦が展開されることとなった。最終的に1962年12月、道央、八戸、秋田湾、仙台湾、常磐・郡山、新潟、松本・諏訪、富山・高岡、岡山県南、中海、徳島、東予、大分、日向・延岡及び不知火・有明・大牟田の15地区の指定が地方産業開発審議会です承された。これらの指定地域では、特別措置として、工場用地や輸送施設等の施設の整備と用地取得などへの配慮、財政上の措置及び地方債についての特別な配慮、区域内に工場を新・増設する企業に対する不動産取得税または固定資産税の減税の減収補填等の支援策が適用された。

一方、工業整備特別地域整備促進法の承認地域は、新産業都市の指定が地方圏中心となったことへの不満とそれに伴う大都市近郊地域からの政治的圧力もあり、工業の立地条件に優れ、かつ工業が比較的開発され、投資効果も高い都市近郊の地域で検討された。その結果、鹿島、東駿河、東三河、播磨、備後及び周南の6地区が選定された。

1955年から始まった旧軍工廠跡地の重化学工業への払い下げに続き、この新産業都市・工業整備特別地域によって、国主導のインフラ整備、立地誘導が進み、北海道から九州まで重化学工業コンビナート等が立地し、京浜・京葉、中京、阪神、北九州工業地帯と並ぶ、日本の高度経済成長を支える拠点としての役割を果たすこととなった。

その後、6次にわたる計画改訂と計画期間の延長が繰り返され、1995年度を目標年次とする第5次基本計画では、人口の目標達成率が81%、工業出荷額の目標65兆円に対し、実績は52兆円となった。そして2001年3月、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法とも概ね目的を達成したとみなされ、廃止されることとなった。

図表 1-1-3 新産業都市の概要

道県名	地区名	指定地区内の都市	開発方針(業種)	正式指定
北海道	道央	札幌市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市	既存の鉄鋼業、紙パルプ工業、食料品工業と関連産業、機械工業、その他地域資源活用工業	1964年4月
青森県	八戸	八戸市、十和田市、三沢市	砂鉄利用工業、化学工業、食料品工業と関連加工工業及びその他地域資源活用工業	1964年3月
宮城県	仙台湾	仙台市、石巻市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市	機械工業、金属工業、食料品と関連産業及びその他地域資源活用工業	1964年3月
秋田県	秋田湾	秋田市、男鹿市	既存非鉄金属工業、化学工業、石油精製工業、木材利用工業、あわせて地域資源活用工業の新規立地	1965年11月
福島県	常磐・郡山	いわき市、郡山市、須賀川市	化学工業、化学繊維工業、非鉄金属工業、機械工業と関連産業及び地域資源活用工業、産炭振興に配慮	1964年3月
新潟県	新潟	新潟市、新発田市、新津市、白根市、豊栄市	既存ガス化学工業、機械工業、金属工業、石油精製工業と関連産業及び地域資源活用工業	1964年3月
長野県	松本・諏訪	松本市、岡谷市、諏訪市、大町市、茅野市、塩尻市	精密機械工業と食料品工業等の地域資源活用工業	1964年3月
富山県	富山・高岡	富山市、高岡市、新湊市、氷見市、砺波市、小矢部市	化学工業、化学繊維工業、合金鉄工業と関連産業、機械工業	1964年4月
鳥取県 島根県	中海	(鳥取県)米子市、境港市 (島根県)松江市、出雲市、安来市、平田市	既存の食料品工業、木材利用工業、繊維工業、鉄鋼業、あわせて機械工業、地域資源活用工業	1966年11月
岡山県	岡山県南	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市	鉄鋼、石油精製等臨海性装置工業と関連産業、機械工業	1964年1月
徳島県	徳島	徳島市、鳴門市、阿南市、小松島市	化学工業、化学繊維工業、パルプ工業と関連産業	1964年1月
愛媛県	東予	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市(旧川之江市、伊予三島市)、東予市	既存の化学工業、化学繊維工業、非鉄金属工業、機械工業と関連産業、地域資源活用工業	1964年1月
大分県	大分	大分市、別府市、杵築市	鉄鋼、石油精製等の臨海性装置工業と関連産業、機械工業	1964年1月
宮崎県	日向・延岡	延岡市、日向市	既存の化学工業、化学繊維工業、食料品工業と関連産業、地域資源活用工業	1964年1月
福岡県 熊本県	不知火・有明・大牟田	(熊本県)熊本市、八代市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市 (福岡県)大牟田市、大川市	石炭関連工業、化学工業、食料品工業と関連産業、機械工業、その他地域資源活用工業、産炭地振興に配慮	1964年4月

出典：国土庁資料

図表 1-1-4 工業整備特別地域の概要

道県名	地区名	指定地区内の都市	開発方針(業種)	正式指定
茨城県	鹿島	鹿島市、波崎町	鹿島港周辺の臨海部に鉄鋼、石油精製、石油化学、電力、重機械等の基幹産業によるコンビナートを形成し、その周辺地区に機械工業等関連工	1964年9月
静岡県	東駿河	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市	用水利用の紙・パルプ工業、化学工業の育成とともに、基幹交通施設沿線に機械工業の導入を促進する。	1964年9月
愛知県	東三河	豊橋市、豊川市、蒲都市、新城市	機械工業、金属工業、食品品と関連産業及びその他地域資源活用工業	1964年9月
兵庫県	播磨	姫路市、明石市、相生市、加古川市、滝野市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市	臨海部に鉄鋼、化学工業を中心の臨海性装置工業、隣接の内陸部に重機械、化学等を育成して重化学工業地帯に育成。背後の内陸部に関連	1965年9月
広島県 岡山県	備後	(広島県)三原市、尾道市、因島市、福山市、府中市 (岡山県)笠岡市、井原市	既存の鉄鋼業、機械工業、化学工業を中心に開発を図り、特に鉄鋼関連工業の発展を促進する。	1966年9月
山口県	周南	周南市(徳山市、新南陽市)、防府市、下松市、光市、柳井市	既存の鉄鋼業、化学工業、石油精製業の一層の発展を促進し、関連工業の育成を図る。	1964年9月

出典：国土庁資料



大分臨海地域(新産業都市)



鹿島臨海地域(工業整備特別地域)

出典：国土庁資料

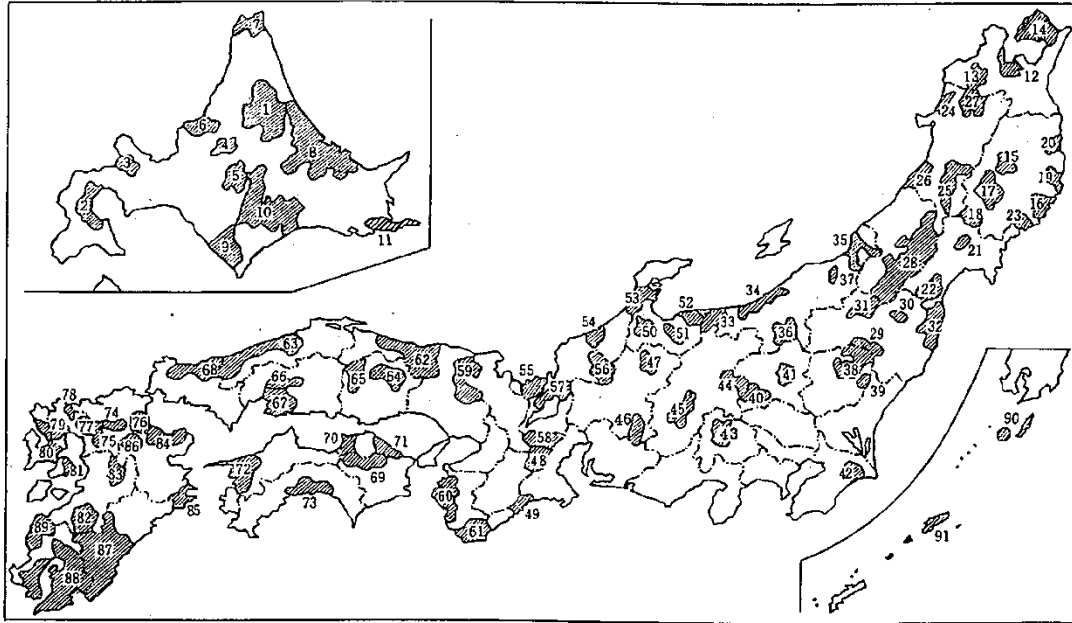
図表 1-1-5 新産業都市・工業整備特別地域の指定状況

⑤地域間格差の縮小に向けて ～低開発地域工業開発促進法

1961年の「低開発地域工業開発促進法」は、産業開発の程度が低く、かつ経済発展が停滞している地域(低開発地域)における地域間の経済的格差の縮小を図るために制定された。低開発地域においては、比較的開発効果が高く、雇用増大にも寄与する施策として、特に税制上の特別措置等が講じられた。

この低開発地区の具体的な要件としては、工業用地及び工業用水並びに労働力の確保が容易であり、かつ輸送施設の整備が容易であること、そして、当該地区内に市が含まれる場合には、当該市が指定都市以外の全国の市の平均に比べて、第一次産業就業者比率で上回るか、または第2次産業就業者比率で下回ること、及び当該市の財政力指数が0.72未満であることが定められた。これに照らし合わせて、全国市町村数の約20%が該当する95地区(148市377町65村)が開発地区として指定された。

しかし、同法の成立の背景には、新産業都市の重点主義に対する不満の緩和といった側面もあり、税の減免に対する補填以外の恩典は乏しく、新産業都市のような建設計画もないなど、全国総合開発計画の基礎を成す拠点開発方式の中においても、極めて効果薄弱なものとなった。



番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称	番号	名称
1	名寄・士別(北海道)	20	久慈(岩手県)	39	烏山(栃木県)	58	甲賀南部(滋賀県)	77	佐賀東部(佐賀県)
2	森八雲・長万部(")	21	古川(宮城県)	40	富岡・安中(群馬県)	59	但馬・丹波(兵庫県)	78	唐津(")
3	岩内・倶知安(")	22	仙南(")	41	沼田(")	60	中紀(和歌山県)	79	武雄・有田・鹿島(")
4	滝川・深川(")	23	気仙沼(")	42	八日市場・旭(千葉県)	61	南紀(")	80	大村湾(長崎県)
5	富良野(")	24	能代(秋田県)	43	甲府西部(山梨県)	62	鳥取(鳥取県)	81	島原(")
6	留萌(")	25	雄物川中流(")	44	小諸・佐久(長野県)	63	島根(島根県)	82	球磨(熊本県)
7	稚内(")	26	本荘・象潟(")	45	伊那谷(")	64	津山(岡山県)	83	菊池(")
8	オホーツク(")	27	大館・鷹巣(")	46	恵那(岐阜県)	65	新見高梁(")	84	中津・豊後高田(大分県)
9	静内・浦河(")	28	山形内陸(山形県)	47	高山(")	66	三次・庄原・高田(広島県)	85	佐伯(")
10	帯広(")	29	白河(福島県)	48	伊賀(三重県)	67	賀茂(")	86	日田(")
11	根室(")	30	二本松(")	49	尾鷲(")	68	北長門(山口県)	87	宮崎中南部(宮崎県)
12	青森(青森県)	31	喜多方(")	50	南砺(富山県)	69	吉野川中流(徳島県)	88	鹿児島中東部(鹿児島県)
13	弘前(")	32	相馬(")	51	滑川(")	70	西讃(香川県)	89	北薩(")
14	むつ(")	33	糸魚川(新潟県)	52	入善・朝日(")	71	東讃(")	90	熊毛(")
15	盛岡(岩手県)	34	柏崎吉田(")	53	中能登(石川県)	72	宇和島・八幡浜・大洲(愛媛県)	91	大島(")
16	気仙(")	35	村上・中条(")	54	加賀(")	73	高知・須崎(高知県)		
17	北上中部(")	36	十日町(")	55	小浜(福井県)	74	甘木(福岡県)		
18	一関(")	37	五泉(")	56	大野(")	75	筑後(")		
19	宮古(")	38	塩那(栃木県)	57	滋賀西北部(滋賀県)	76	豊前(")		

出典：国土庁(2000)『国土統計要覧』

図表 1-1-6 低開発地域工業開発指定地区の指定図

⑥諸政策による地方展開の本格化

製造業においては、1960年半ばまで大都市圏への集中が見られたが、それ以降は地方展開が本格化していった。工業統計調査によると、従業者30人以上の製造業事業所数に占める大都市圏のシェアは、1958年の62.5%をピークとし、同様に従業者数は1962年の63.3%、製造品出荷額等は1963年の68.7%がピークとなった。新産・工特制度によって地方圏にコンビナートが整備され、また低開発地域工業開発促進法等によって加工組立型が地方圏の内陸部へと展開していった成果の現れとも言えよう。

図表 1-1-7 事業数、従業者数、製造品出荷額等の地域別シェアの推移

(%)

		1955年	1960年	1965年	1970年	1975年
事業所数	大都市圏	58.2	62.4	58.9	54.4	49.2
	関東臨海	24.7	26.9	26.2	23.7	20.8
	東海	13.5	15.8	15.2	14.8	14.7
	近畿臨海	19.9	19.7	17.5	15.9	13.7
	地方圏	42.9	38.6	41.9	46.4	51.5
従業者数	大都市圏	60.2	63.3	62.1	58.8	54.5
	関東臨海	23.4	27.1	27.5	26.2	23.7
	東海	16.9	16.6	16.6	16.5	16.5
	近畿臨海	19.8	19.7	18.0	16.1	14.3
	地方圏	40.7	37.4	38.6	41.9	46.2
製造品 出荷額等	大都市圏	64.6	68.0	67.6	65.7	60.9
	関東臨海	25.5	29.2	30.7	30.0	27.4
	東海	16.2	16.0	16.2	16.6	16.9
	近畿臨海	22.9	22.8	20.7	19.1	16.6
	地方圏	36.8	33.3	33.7	35.7	40.6

※従業者 30 人以上事業所

出典：通商産業省「工業統計調査」

1961年3月、中小企業振興資金助成法が改正され、中小企業団地の造成が補助対象に加えられた。この中小企業団地は、中小企業の集団化、事業の共同化、共同施設の共有、設備の近代化、福利厚生施設の設立等による従業員の待遇改善等により、中小企業構造の高度化を促進することを目的とするもので、組合結成により工業団地を造成し、集団移転を図ることが期待された。また、首都圏内の市街地開発区域、工場適地、低開発地域工業開発地域等、工業開発区域内に設置することとされ、中小企業の集団移転は大都市圏の土地利用の整除や工業の地方展開に寄与した。

図表 1-1-8 中小企業高度化資金貸付対象団地数

年度	団地数	団地例
1961年	10 団地	札幌木工センター、岡山鉄工センター等
1962年	20 団地	浜松鉄工機械協同組合、鯖江工業団地等
1963年	25 団地	弘前金属工業センター、輸出玩具工業団地等
1964年	25 団地	金沢木工センター、因島鉄工団地等
1965年	14 団地	東京靴下団地、大川家具工業団地等

出典：野田信夫・伊藤武雄(1966)『地域開発と工業立地』

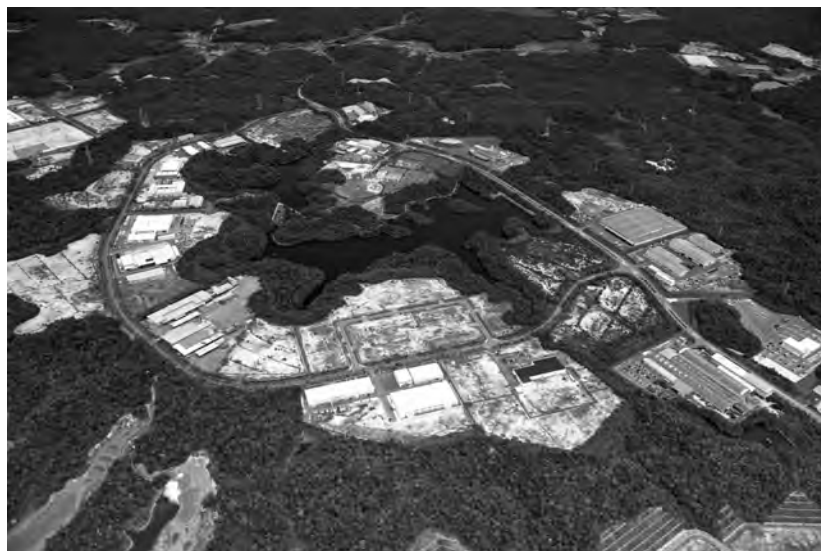
⑦産炭地域への新産業導入 ～産炭地域振興臨時措置法

石炭産業の振興については、終戦直後から石炭及び鉄鋼の傾斜生産方式の採用により、重点的に開発が進み、増産に向けた取組が続けられてきた。しかし、1960年代頃から石油等の他のエネルギー資源のウェイトが顕著に高まり、活況を呈してきた石炭鉱業は一転して構造的不況業種へと転がり落ちた。この結果、産炭地域においては、石炭鉱山の閉山が相次ぎ、大量発生した炭鉱失業者が雇用機会のないまま産炭地域に滞溜するなど、地方財政や生活環境の急激な悪化として社会問題化するに至った。

こうした事態を受けて、1962年11月、産炭地域における鉱工業等の急速かつ計画的な発展と石炭需要の安定的拡大を図ることを目的とする臨時措置法「産炭地域振興臨時措置法」が制定された。この法律は、単一経済地域である産炭地域に新たな産業を導入し、鉱工業等の振興を図り、多角的な産業地域を作り出すことで、不況の克服を図ろうとするものである。

同法の対象としては、石炭鉱業の不況による疲弊の著しい石炭産出地域及びこれに隣接する地域のうち、当該石炭産出地域における鉱工業等の振興と密接な関係を有する産炭地域として、北海道、福島、山口、福岡、佐賀、長崎及び熊本の諸県内の郡または市町村(216市町村)に定められた。また、同法には、産炭地域振興計画の策定、地方税の減免に伴う減収補填措置、公共施設整備についての財政上の優遇措置等が規定されるなど、企業誘致施策の強化を図る狙いも含まれていた。また1962年には、産炭地域における鉱工業の振興に必要な用地の造成、工業用水の供給、設備資金等の貸付または出資等の業務を行う「産炭地域振興事業団」も設立された。

産炭地域の安定的な雇用確保のための土地造成事業は、国の機関である産炭地域振興事業団と、その事業を受け継いだ地域振興整備公団(現中小企業基盤整備機構)が、1962年以来40年にわたって取り組むこととなった。その結果、140団地・4,283haの用地が作られ、1,319件・2,939haが譲渡された。地域別の産炭団地としては、北海道26、常磐11、山口宇部16、九州87にて造成事業が実施された(2003年実績)。同法は2001年の廃止まで、産炭地域の地域経済、雇用確保による生活環境の改善に一貫して貢献し、その役目を終えた。



山口テクノパーク(山口県山口市・宇部市)

2. 高度経済成長期〔1960～1970年代〕

(1) 臨海コンビナートの形成

① 軽工業から重工業へ ～産業構造の転換期

戦後直後の全国レベルでの工場出荷額構成比においては、地方資源型(繊維系、食品系、化学系、金属系)の製造業が加工組立型(一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械)とともに大きなシェアを占めていた。しかし、高度成長と工業の地方分散が図られた1960年代には、加工組立型が飛躍的に伸び、地方資源型のうち繊維系、食品系、化学系は軒並みシェアを低下させていった。さらに1960年代後半の高度成長期には、臨海重化学工業のコンビナートが主要業種としての役割を果たすこととなった。

こうした業種はその性格上、輸入資源への依存度が高く、スケールメリットと結合利益を追求し、巨大化と一貫化を指向するため、巨大な集積形成によるメリットが大きかった。この帰結として、大工業地帯が開発され、関連加工業もその近傍に集中した。加えて、需要市場や関連諸機能の集積の関係で、コンビナート基地が都市近郊ないしは外縁地域の臨海部に立地する例が多く見られた。このため、都市と工業の混在により、産業公害、環境汚染、交通混雑、騒音、生活環境の破壊といった弊害が表面化することになった。

② 重化学工業の発展 ～臨海コンビナートの整備

1960年代後半から、化学、石油製品、鉄鋼、非鉄金属といった重化学工業が、旺盛な国内需要にも支えられて大きく発展し、加工貿易立国を目指す日本の産業の主役となった。こうした業種は当初、多大な用地と用水のほか、原料(原油、鉄鉱石)の輸入、加工・製品化後の製品輸出のための港湾を必要とした。この立地条件を満たすべく、1957年頃から整備され始めたのが臨海コンビナートである。

臨海コンビナートは当初、四日市、徳山、岩国、呉といった旧軍事施設の転用から始まり、その後は海面埋立てによって新たな工場用地が供給されるようになった。1950年代後半、東京湾内の川崎・横浜、千葉、伊勢湾内の名古屋南部、大阪湾内の神戸、堺といった3大湾地域において臨海コンビナートの整備が進み、瀬戸内海岸の播磨、水島、福山、大分などへと広がっていった。なお、最も早く計画された臨海コンビナートは、川崎市が1952年から千鳥町地先で造成開始し、1960年に完成した臨海工業団地である。

1960年までに造成開始された工業団地の8割は臨海型であった。その面積は内陸型の30倍に達し、大都市圏が団地数の1/3、面積では7割を占めていた。しかし、1960年代後半以降は、団地数こそ内陸型が上回るものの、面積では依然として臨海型の方が大きかった。ただ、大都市圏の比率は徐々に低下していった。



京浜臨海コンビナート



四日市臨海コンビナート

(2) 工業集中に伴う弊害の表面化

① 東京への産業集中の排除 ～首都圏近郊整備計画

1955年以降、重化学工業と並んで、電気機械や自動車等の加工組立型の製造業が急速に発展し、それらの製品の輸出が急増した。1955年の工業統計調査において、製造品出荷額等に占める機械製造業の比率は14.8%であったが、1960年には25.3%、1965年には26.6%、1970年には32.3%に達した。また、輸出額に占める機械の比率も、1960年の25.5%から、1970年には47.3%、1980年には62.8%と上昇していった。こうした加工組立型の製造業を導入する工業団地は、1960年頃から関東内陸を筆頭に、各地の内陸部へと展開していった。

図表 1-2-1 日本住宅公団による工業団地整備

	地区名	着手年度	施工面積(坪)	所在地
首都圏	北八王子	1957年	323,686	東京都八王子市
	五井・市原		302,851	千葉県市原市
	大宮		187,309	埼玉県大宮市
	相模原		119,999	神奈川県相模原市
	平塚		172,773	神奈川県平塚市
	茅ヶ崎	1958年	56,673	神奈川県茅ヶ崎市
	寒川		66,327	神奈川県寒川市
	深谷	1959年	311,252	埼玉県深谷市
	高崎		164,605	群馬県高崎市
	西東京	1960年	502,779	東京都青梅市
	川越・狭山	1961年	544,956	埼玉県川越市・狭山市
	土浦		498,844	茨城県土浦市
	古川・総和	1962年	763,800	茨城県古川市・総和市
	佐野		355,000	栃木県佐野市
	真岡第一	1963年	355,000	栃木県真岡市
	真岡第二	1964年	398,000	栃木県真岡市
大阪	湖南	1961年	658,000	滋賀県甲賀町
福岡	小倉	1961年	21,342	福岡県北九州市

出典：野田信夫・伊藤武雄(1966)『地域開発と工業立地』

1956年には、東京とその周辺地区への人口、産業の集中を排除し、政治、経済、文化の中心としての首都圏の建設と秩序ある発展を目的とする「首都圏整備法」が制定された。加えて、1958年には「首都圏整備計画」が策定され、首都圏を既成市街地、近郊地帯、市街地開発の3種に分けて整備する方針が示された。

②大都市圏への立地規制 ～工場等制限法

1960年代には、太平洋ベルト地帯への工業集中による過密問題が深刻化し、政府は臨海部を含む大都市圏の既成都市区域等での工場、大学の新・増設を規制し、産業・人口の集中を抑制する方針を打ち立てた。

そのための規制法が、1959年の「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」及び1964年の「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」、いわゆる「工場等制限法」である。

工場等制限法は、東京・関西圏の都心部の区域内において、特に人口増加の著しい東京都区部、武蔵野市、三鷹市、関西地区のほか、京都市、大阪市、守口市、東大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の一部の既成市街地を対象とした(1964年より川崎市、横浜市、川口市の市街地を追加)。この制限区域内において、人口増加の主な原因である大規模な工場、大学・各種学校の新設を制限することで、産業・人口の過度な集中の阻止が図られたのである。

なお、業種指定も設けられたが、市民生活への密着度が高く、保存のきかない製品を製造する一部の業種(牛乳、発酵乳、アイスクリーム類、生パン、生菓子、豆腐、生コンクリートなどの製造業、食品冷凍業、新聞業等)は市場から離れた立地は極めて不利となるため、特例的に除外された。

これらの法律は、既存工場の操業まで禁止するものではなかったが、既存工場の規模拡大や設備更新の必要性から、都市近郊や地方に転出する企業を増加させる契機となった。また、1978年の国土庁(現国土交通省)の調査によると、1960～1975年までの15年間で、工場等制限法の規制区域である東京23区の大規模工場数が著しく減少し、全国に対するシェアは事業所数、従業者数とも減少しており、大変強い効力を有していたと言える。

一方、首都圏の制限区域内の地方自治体からは、こうした強力な規制に反対する要望が増えた。特に80年代後半から90年代に入って、大規模工場の移転に伴う影響が顕著となり、関連工場の転出による地域産業の衰退が叫ばれるようになると、法律の改廃を求める声がさらに強まっていった。政府は都市の衰退と規制緩和の流れの中でも政策を変更しなかったが、その後工場の環境対策も整い、過密による弊害も軽減されてきたこともあって、同法は2002年に廃止された。

図表 1-2-2 都市圏別産業動向

■人口												
	1950年		1955年		1960年		1965年		1970年		1974年	
地域	千人	構成比	千人	構成比	千人	構成比	千人	構成比	千人	構成比	千人	構成比
全国	83,199	100.00%	89,837	100.00%	95,055	100.00%	99,483	100.00%	103,521	100.00%	109,574	100.00%
三大都市圏	30,068	36.10%	34,198	38.10%	37,810	39.80%	43,278	43.50%	48,135	46.50%	52,258	47.70%
三大都市圏 周辺地域	16,805	20.20%	17,241	19.20%	17,559	18.50%	17,533	17.60%	17.91	17.30%	18,810	17.20%
その他の 地方圏	36,326	43.70%	38,398	42.70%	39,686	41.80%	38,668	38.90%	37,476	36.20%	38,506	35.10%
■従業員数												
	1950年		1955年		1960年		1965年		1970年		1974年	
地域	千人	構成比	千人	構成比	千人	構成比	千人	構成比	千人	構成比	千人	構成比
全国	3,860	100.00%	5,511	100.00%	8,169	100.00%	9,921	100.00%	11,680	100.00%	11,502	100.00%
三大都市圏	2,067	53.50%	3,111	56.50%	4,897	59.90%	5,903	59.50%	6,721	57.50%	6,288	54.70%
三大都市圏 周辺地域	680	17.60%	940	17.10%	1,371	16.80%	1,761	17.80%	2,217	19.00%	2,261	19.70%
その他の 地方圏	1,113	28.80%	1,460	26.50%	1,901	23.30%	2,257	22.70%	2,742	23.50%	2,953	25.70%
■工業出荷額												
	1950年		1955年		1960年		1965年		1970年		1974年	
地域	億円	構成比	億円	構成比	億円	構成比	億円	構成比	億円	構成比	億円	構成比
全国	22,943	100.00%	67,694	100.00%	155,786	100.00%	294,971	100.00%	690,347	100.00%	1,275,742	100.00%
三大都市圏	13,457	58.70%	42,491	62.80%	103,986	66.70%	196,252	66.50%	450,895	65.30%	781,036	61.20%
三大都市圏 周辺地域	3,391	14.80%	9,442	13.90%	22,013	14.10%	45,379	15.40%	120,122	17.40%	245,638	19.30%
その他の 地方圏	6,095	26.60%	15,761	23.30%	29,787	19.10%	53,340	18.10%	119,330	17.30%	249,068	19.50%

出典：瀬田史彦(2002)『日本の地域格差是正政策と産業立地政策の変遷』

③公害問題の深刻化

1960年代半ばから、我が国の経済は高度成長の最盛期を迎えることとなるが、経済成長に比例して公害・環境問題に対する住民運動も激化した。特に大量の工業用水を使用し、巨大なエネルギーを限られた地区で消費するコンビナート地帯からは、大量の排水と排ガスが放出されており、特に硫黄分を含んだ重油を燃料とした排気ガス中の亜硫酸ガスによる公害問題が最大の課題となった。例えば、四日市市では1960年頃よりぜんそくの問題が発生し、公害防止対策委員会が発足され、二酸化硫黄の測定が開始された。同様の公害問題は、川崎市、尼崎市など全国各地で見られ、住民運動から訴訟へと発展したケースも少なくなかった。

このため、国、地方自治体とも公害防止に向けて動き出し、1967年8月に「公害対策基本法」が制定された。

公害が社会問題化する一方、年率10%を超える経済成長はその勢いを維持し、「いざなぎ景気」と呼ばれる戦後最大の好景気を迎えるに至った。国にも日本の将来を見据えた新たな産業立地政策の確立が求められることとなった。

(3) 工業再配置の活発化

①過密・過疎と公害への対応 ～都市環境の整備改善

工業化・都市化の進展の過程で、東京、大阪、名古屋などの大都市やその周辺地域の過密、それに対する地方の過疎という二重の問題が発生することとなった。1972年には、全国の20%の面積に過ぎない太平洋ベルト地帯に、全国の工業出荷額の72%が集積しており、こうした集中の緩和とその他の地域との均衡を図るべく、国土利用の再編が必要とされた。前述の公害問題への対応も視野に、1972年度には、工業等制限法の目的として「産業・人口の過度集中を防止すること」に加えて、「都市環境の整備改善を図ること」が盛り込まれた。都市環境の整備改善としては、制限対象となる作業場の規模の下限が引き下げられ、制限区域内での作業場等の新・増設の許可基準が強化された。

②新時代の工業配置 ～新全国総合開発計画と大規模開発

高度成長の歪みとも言える諸問題への対応が求められる中、通商産業省は1968年、これらの解決を図りつつ、経済成長を達成するための工業の将来配置ビジョンとして「工業開発の構想」を発表し、翌1969年には「新全国総合開発計画」を策定した。

この新全国総合開発計画は、1962年に策定された「全国総合開発計画」の拠点開発方式をさらに充実させ、大都市と各地域を交通・通信網に支えられた新ネットワークで結合することで、より大きな開発効果に期待するとともに、国土の均衡ある利用を図ろうとする取組である。

一方、新全国総合開発計画においては、次世代のコンビナートである「大規模工業基地」の必要性が謳われた。当時は鉄鋼、石油、石油化学といった基幹産業の生産規模が大幅に増加しており、激化する国際競争に対処する必要から、工場の設備規模が飛躍的に拡大していた。こうした動きに対応可能な巨大な生産活動の場、重点的な産業基盤の整備が求められたのである。

大規模工業地域の候補としては、十勝臨海、苫小牧東部、むつ・小川原、秋田臨海、周防灘、志布志湾等が挙げられた。このうち苫小牧東部、むつ小川原が国主導のプロジェクトとして位置付けられ、第三セクター・苫小牧東部開発(株)(現(株)苫東)、むつ小川原開発(株)(現新むつ小川原(株))が設立され、広大な用地の造成、大水深の港湾の建設、工業用水道の整備を進め、重化学工業コンビナートの進出に備えることになった。また、志布志湾も鹿児島県主導で実施されることになったが、十勝臨海、秋田臨海、周防灘は計画立ち消えとなった。

当時の北海道開発庁による「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画(案)」では、業種別の生産規模等を下表のように示している。

図表 1-2-3 「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画(案)」における業種別生産規模

生産規模		工業用地	従業者数
鉄 鋼	2,000 万トン	1,700ha	10,000 人
石油精製	100 万 BPSD	760ha	1,000 人
石油化学	160 万トン	800ha	6,500 人
非鉄金属			
アルミニウム	100 万トン	700ha	13,000 人
銅	24 万トン	130ha	1,200 人
鉛	6 万トン	—	—
亜鉛	15 万トン	—	—
自動車	50 万台	400ha	8,000 人
関連工業	—	2,030ha	10,300 人
電 力	600 万 kW	150ha	—
合 計	—	6,670ha	50,000 人

出典：北海道開発庁(1971)「苫小牧東部大規模工業基地開発基本計画(案)」

苫小牧東部開発(株)には 1973 年 7 月時点で、石油会社 8 社(用地取得面積合計 2,074ha)、石油化学 8 社・1 グループ(同 3,536ha)、石油化学誘導品 3 社(同 266ha)、非鉄金属 2 社(面積未定)、自動車 1 社(同 83ha)から立地希望が寄せられ、第一期操業開始はいずれも 1976～1978 年度とされていた。

しかし、1978 年の第 2 次石油危機、その後の円高不況により、重厚長大から軽薄短小への産業構造の転換を余儀なくされた結果、各社から進出の取り下げが相次ぐこととなった。苫小牧東部と同様に、むつ小川原の石油、石油化学の立地も実現しなかった。志布志湾は鹿児島県が策定した「新大隅開発計画(案)」において、臨海工業開発の業種を下記の通り示しており、穀物サイロセンター、配合飼料工場、穀物飼料・コンテナターミナル、石油備蓄基地が立地したものの、その他の業種の立地は実現せず、2 号地は計画中止された。

図表 1-2-4 「新大隅開発計画(案)」における臨海工業開発の業種

	業種	用地	従業者	工業出荷額
1 号地	食品加工、木材及び住宅、機械金属、流通加工関連	180ha	5,800 人	1840 億円
2 号地	造船及び同関連、機械金属(鉄鋼構造物)	250ha	5,200 人	1720 億円
3 号地	石油精製(30 万 BPSD)	300ha	800 人	2960 億円
	石油備蓄基地	430ha	400 人	
合 計		1,160ha	12,200 人	6520 億円

出典：鹿児島県「新大隅開発計画(案)」

③農業・工業の均衡的發展へ ～農村地域工業導入促進法

1969年以來の総合農政の展開に伴い、米の生産調整と米価の据え置き、需給ギャップによる減反政策の展開、さらには農村地域における雇用確保が課題となっていた。その対応策として、農村地域への工業導入が検討されるようになり、農林省(現農林水産省)・通商産業省、労働省(現厚生労働省)の3省協議を経て、1970年12月、「農村地域工業導入促進制度大綱」がまとめられた。

同大綱の背景には、まず農業政策面においては、米の生産過剰現象を解消し、米価に対する財政負担を軽減するための減反政策に対する農業所得の減少を、工業への就業による農外所得でカバーすること、さらには長期的に農業の近代化を進め、農業技術の進歩に合わせて農業就業者数を大幅に減らし、農業経営規模を拡大することで労働生産性の向上を図ることを視野に、工業など他産業へ離農者の就業機会を増やす必要があった。一方、工業政策面においても、工業部門の労働力不足を解消するため、過剰な農業従事者を吸収する必要があったこと、工業拡大に必要な用地、用水を確保し、新たな工業用地の整備が必要とされたこと、農地の利用規制等のため、工場の適正な立地が妨げられることを解決する必要があった。加えて、地域開発政策においても、農業所得の低減と離農者の離村などで、農村地域の経済・社会的水準の低下防止や、既成工業地帯における工場の、過度な集中を見直し、環境改善を図るため地方分散が求められていたことがあった。

これに加えて、1971年には「農村地域工業導入促進法」が制定された。同法は、農業構造の改善を促進するための措置を講じ、農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とし、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従って導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じるものである。それ以前は農地法の規制により、農地の工場用地への転用は極めて困難であったが、前述の目的に沿って、地方自治体が農村地域工業導入計画を策定した場合には、農地転用についても配慮がなされるようになった。

農村地域工業導入計画に基づく工業導入地区に立地する企業は、2004年3月末現在で8,416社(うち操業企業は7,739社)に上り、農村地域の雇用確保と大都市圏から地方への工業移転において一定の役割を果たしたと言える。

図表 1-2-5 農村地域工業導入地区に関する各種データ

農工団地がある市町村数			農村地域工業導入地区の立地企業動向					(単位:社)	
調査時点	市町村数	増減	調査時点	立地決定企業数	増減		操業企業数	増減	
					新規	撤退等			
1989年	1095	23	1989年	5226	682	774	92	4139	453
1990年	1120	25	1990年	5844	618	699	81	4725	586
1991年	1145	25	1991年	6353	509	555	46	5389	664
1992年	1172	27	1992年	6832	479	558	79	5816	427
1993年	1186	14	1993年	7065	233	304	71	6168	352
1994年	1199	13	1994年	7279	214	339	125	6428	260
1995年	1201	2	1995年	7476	197	332	135	6622	194
1996年	1205	4	1996年	7601	125	279	154	6828	206
1997年	1211	6	1997年	7804	203	354	151	7046	218
1998年	1221	10	1998年	7959	155	318	163	7274	228
1999年	1212	-9	1999年	8038	79	237	158	7373	99
2000年	1214	2	2000年	8098	60	243	183	7456	83
2001年	1218	4	2001年	8139	41	232	191	7517	61
2002年	1218	0	2002年	8268	129	305	176	7637	120
2003年	1215	-3	2003年	8354	86	259	173	7654	17
2004年	1188	-27	2004年	8416	62	244	182	7739	85
2005年	1000	-188	2005年	8536	120	316	196	7889	150
2006年	755	-245	2006年	8710	174	315	141	8056	167
2007年	755	0	2007年	8823	113	368	255	8209	153
2008年	750	-5	2008年	8917	94	280	186	8281	72
調査時点:各年3月末			調査時点:各年3月末						
※750市町村の内農村地域でない市町村は83市町			※撤退等とは、倒産、閉鎖、移転、合併等である。						

業種別導入企業数											(単位:社)
区分	機械器具	金属製品	流通4業	食料品	プラスチック	木材家具	繊維衣類	窯業土石	他製造業	その他・不明	
2006年	2176	1311	1020	592	431	365	242	326	1053	1225	
2007年	2207	1318	1038	595	431	359	234	322	1067	1252	
2008年	2233	1322	1065	620	443	356	227	309	1075	1267	
構成比(%)	25.04	14.83	11.94	6.95	4.97	3.99	2.55	3.47	12.06	14.21	

操業企業の従業員の雇用形態					(単位:人)
調査時点	総従業員数	増減	地元雇用者数	増減	
1989年3月末	324016	31846	258879	25675	
1990年末	366459	42443	295790	36911	
1991年末	408981	42522	329564	33774	
1992年末	444064	35083	359346	29782	
1993年末	462174	18110	373901	14555	
1994年末	470007	7833	382382	8481	
1995年末	477049	7042	390268	7886	
1996年末	489265	12216	397264	6996	
1997年末	502377	13112	405811	8547	
1998年末	517666	15289	416648	10837	
1999年末	516963	-703	414493	-2155	
2000年末	517784	821	413135	-1358	
2001年末	527751	9967	419813	6678	
2002年末	514642	-13109	407993	-11820	
2003年末	510871	-3771	405203	-2790	
2004年末	517819	6948	407125	1922	
2005年末	527093	9274	417610	10485	
2006年末	551166	24073	426266	8656	
2007年末	575729	24563	444355	18089	
2008年末	596104	20375	453417	9062	

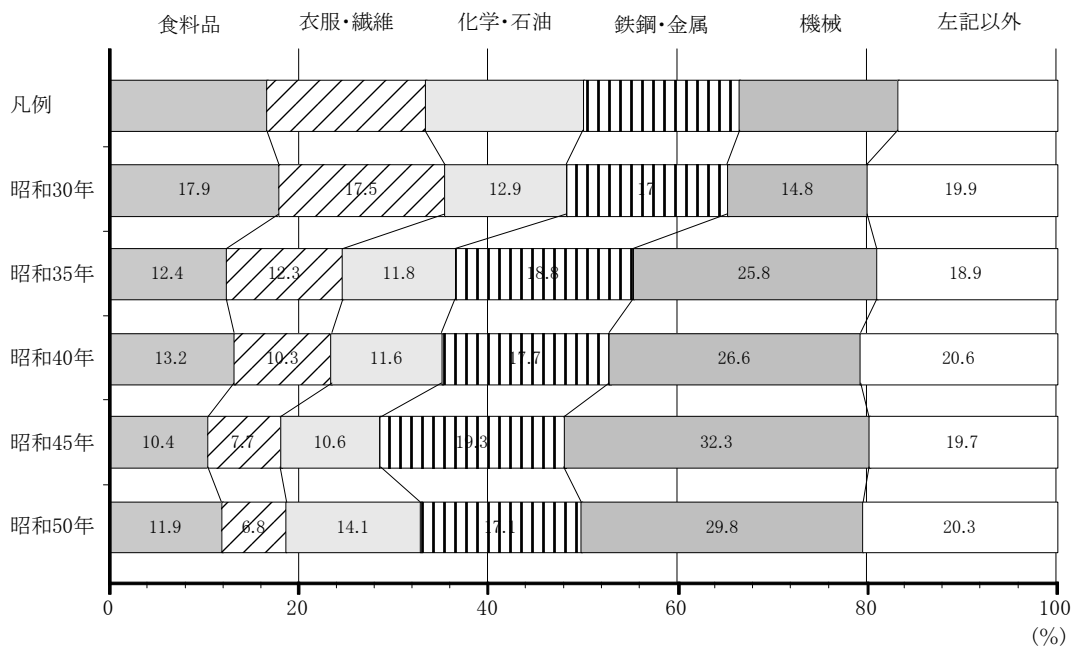
※地元雇用者とは、工場周辺地域等の通勤可能範囲からの雇用者である。

④加工組立型製造業の輸出急増

1955年以降、重化学工業と並び、電気機械や自動車等の加工組立型の製造業が急速に発展し、製品の輸出が急増した。1955年の工業統計調査によると、製造品出荷額等に占める機械製造業の比率は14.8%であったが、1960年には25.3%、1965年には26.6%、1970年には32.3%に達した。また、輸出額に占める機械製造業の比率も1960年の25.5%から、1970年には47.3%、1980年には62.8%に達し、特に自動車の増加が目立った。また、1970年の輸出上位10品目には、自動車、金属製品、ラジオ、科学光学機器、テープレコーダーがランクインした。

こうした加工組立型の製造業は、比較的小型軽量で多種類の素材、部品を原材料とする特徴を持ち、なおかつ基礎素材型ほど大型の生産装置を必要とせず、生産工程の分割が可能であるなど、比較的立地自由度に優れた特徴を有する。そのため、これらの立地は、1960年頃から関東内陸をはじめとする内陸部へと展開していった。

図表 1-2-6 業種別の製造品出荷額等の推移



出典：通商産業省「工業統計調査」

図表 1-2-7 商品別輸出額構成比の推移

	1960 年	1970 年	1980 年
重化学工業品	44.0	72.3	84.4
機械	25.5	47.3	62.8
船舶	7.1	6.3	3.6
自動車	1.9	6.9	17.9
テレビ	0.1	2.0	1.3
ラジオ	3.6	3.6	2.3
テープレコーダー	0.2	2.3	2.5
科学光学機器	2.3	2.6	3.5
金属	14.0	19.7	16.4
鉄鋼	9.6	14.7	11.9
金属製品	3.8	3.7	3.0
化学品	4.5	6.4	5.2
軽工業品	47.0	22.5	12.2
繊維品	30.2	12.5	4.8
食料品	6.3	3.4	1.2
その他	10.5	5.5	9.5
非工業品	9.0	5.2	3.4
総計	100.0	100.0	100.0
総額(億円)	14,760	69,544	293,825

出典：大蔵省「通関統計」

図表 1-2-8 輸出上位 10 品目の推移

	1960 年	1970 年	1980 年
1	鉄鋼	鉄鋼	自動車
2	綿織物	船舶	鉄鋼
3	船舶	自動車	船舶
4	衣類	金属製品	科学光学機器
5	魚介類	ラジオ	金属製品
6	金属製品	合繊繊維	テープレコーダー
7	ラジオ	科学光学機器	ラジオ
8	スフ織物	衣類	二輪自動車
9	科学光学機器	テープレコーダー	原動機
10	玩具	人造プラスチック	合繊繊維

出典：大蔵省「通関統計」

⑤地方圏での受け皿整備 ～団地造成の本格化

1955 年代半ば以降、製造業の地方展開が本格化した背景には、地方圏で工業団地の整備が進み、受入体制が整備されたことが存在している。

先行造成工業団地の造成状況を見ると、1960 年以降、地方圏を中心に大量の工業団地が供給されており、1960～1964 年の 5 年間には 213 か所、1965～1969 年には 228 か所、1970～1975 年には 325 か所の工業団地の造成が始まっている。こうした工業団地整備の立役者となったのが、道府県・市町村の地方自治体(土地開発公社等の関連団体を含む)であった。地方自治体による工業団地整備とそれに伴う熱心な企業誘致活動が、1970 年代における“地方の時代”の扉を開いたと言える。

図表 1-2-9 先行造成工業団地の造成状況

(箇所・ha)

造成開始年	内陸型		臨海型		合計	
	団地数	面積	団地数	面積	団地数	面積
1959 年まで	11	352.1	44	10,641.7	55	10,993.8
大都市圏	5	255.1	14	7,617.9	19	7873.0
1960～64 年	190	5,996.8	92	18,045.2	282	24,042.0
大都市圏	46	1,734.4	23	8,504.0	69	10,238.4
1965～69 年	217	6,928.7	66	7,572.2	283	14,500.9
大都市圏	44	1,820.4	11	3,119.7	55	4,940.1
1970～75 年	289	7,728.1	67	10,124.9	356	17,853.0
大都市圏	31	1,093.4	0	0.0	31	1,093.4
分類不能	8	288.5	17	831.9	25	1,120.4
大都市圏	3	106.3	1	17.8	4	124.1
合計	715	21294.2	286	47,215.9	1,001	68,510.1
大都市圏	129	5009.6	49	19,259.4	178	24,269.0

※中小企業団地は除く

※大都市圏は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

出典：日本立地センター(1997)『産業立地』

3. 高度経済成長の終焉から“地方の時代”へ〔1970～1980年代〕

(1) 地方への企業誘導の本格化

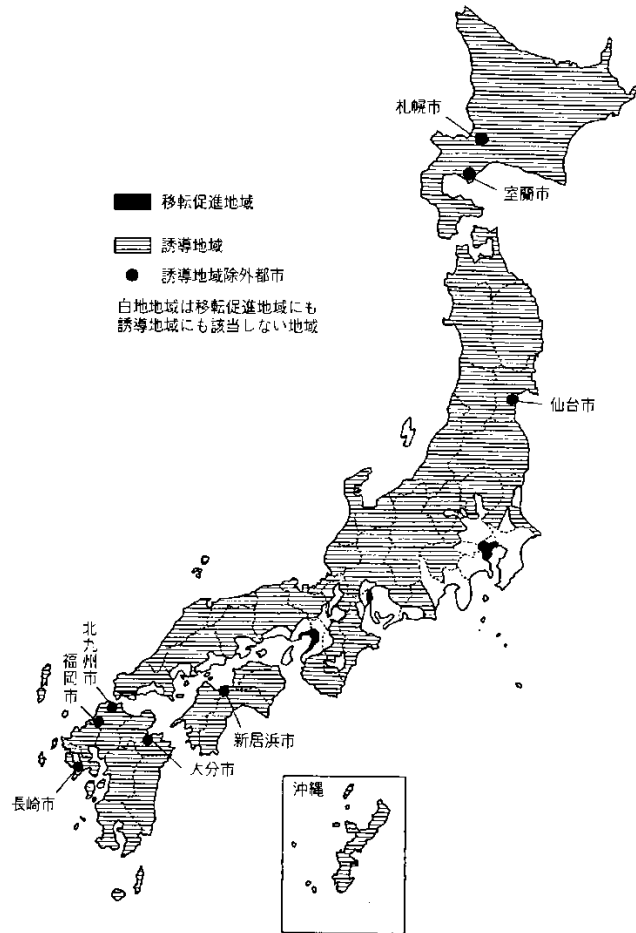
①工業再配置促進法の制定

1972年、当時の田中角栄通産大臣による「日本列島改造論」が発表され、日本中が列島改造ブームに沸き立った。この「日本列島改造論」において論じられたのが、工業再配置の促進である。通商産業省の工業立地政策は、ここで大きな拡大期を迎えることとなり、同年6月に「工業再配置促進法」が制定された。

工業再配置促進法は、大都市圏の既存工業地帯の工場に対し、立地支援を設けるなどの「アメとムチ」によって、地方への移転促進を図ろうとするものであった。そのために同法では、工業集積度や人口増加率等を基準とし、過度に工業が集積し、工場の移転を促進すべき「移転促進地域」、工場を誘導すべき「誘導地域」、どちらにも属さない「白地地域」の3区分で地域指定を行った。「アメ」としては、誘導地域に工場を移転・立地する場合、地方公共団体の固定資産税の減免に対する減収補填と工業再配置補助金制度、工業団地への利子補給、さらに低利融資制度など、思い切った財政上の措置が取られた。さらに地域振興整備公団の設立(現独立行政法人中小企業基盤整備機構)による中核工業団地の造成、工場立地法の制定による工場の緑化の義務付け等の事業拡大に対して、多くの予算が付けられた。一方、「ムチ」としては、移転促進地域等の過密地域に立地する企業に移転促進税として法人税を1.75%上乗せすることも検討されたが、これは経済団体等からの反対で実現には至らなかった。

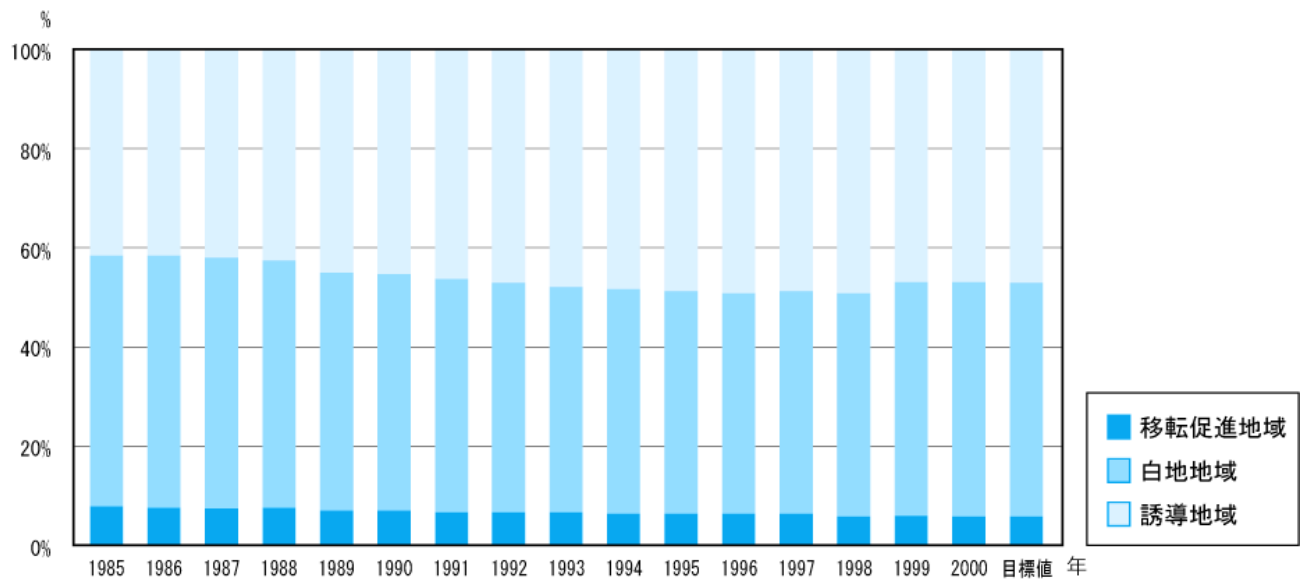
その後、石油危機に伴う経済不況が長期化の様相を呈したため、通商産業省では工業の再配置をさらに遠隔地に促進しようと、1978年からは、誘導地域のうち特に工業導入の必要性が高い地域を「特別誘導地域」に指定し、さらなる施策強化を図ることになった。当初指定された特別誘導地域は①遠隔道府県②構造的衰退産業依存地域(繊維産地、鉱山、炭坑地域)とし、誘導地域のうち北海道、北東北、山陰、南四国、南九州、沖縄の12道県が指定された。加えて1979年には、「特定不況地域」「特定産地」などが追加指定された。また、1981年には特別誘導地域に発電用施設(原子力及び石炭火力発電所)の所在市町村が指定され、1982年に「隣接及び隣々接市町村」まで追加指定された。

一方、1972年には「新25万都市構想」が通商産業省によってまとめられた。「新25万都市構想」は、機械工業を内陸部の誘導地域に受け入れるための方策として、人口10万程度の地方都市を核とする地域に、中核となる工業団地を整備し、工業導入を起爆剤として25万都市を育成することを提唱している。



出典：地域振興整備公団（1985）『地域統計要覧』

図表 1-3-1 工業再配置促進法の指定地域



出典：通商産業省「工業統計調査」

※全事業所換算：従業員 30 人以下の事業所については、出荷額をもとに推計

図表 1-3-2 工業再配置促進法の区分別工場敷地面積における対全国構成比

図表 1-3-3 都市圏別産業動向

年	移転促進地域		白地地域		誘導地域		全地域	
	実数(ha)	構成比	実数(ha)	構成比	実数(ha)	構成比	実数(ha)	構成比
1985	12,486	7.8%	80,414	50.4%	66,715	41.8%	159,615	100.0%
1986	12,456	7.7%	81,717	50.3%	68,240	42.0%	162,414	100.0%
1987	12,093	7.5%	80,999	50.1%	68,603	42.4%	161,695	100.0%
1988	12,091	7.4%	82,004	49.9%	70,356	42.8%	164,451	100.0%
1989	12,073	7.3%	79,338	47.7%	74,865	45.0%	166,276	100.0%
1990	12,017	7.1%	80,356	47.3%	77,665	45.7%	170,039	100.0%
1991	11,929	6.9%	81,340	46.7%	80,795	46.4%	174,064	100.0%
1992	11,875	6.7%	81,655	46.1%	83,486	47.2%	177,016	100.0%
1993	11,632	6.5%	81,434	45.5%	85,851	48.0%	178,917	100.0%
1994	11,041	6.3%	79,650	45.4%	84,884	48.3%	175,576	100.0%
1995	11,157	6.3%	79,104	44.7%	86,783	49.0%	177,044	100.0%
1996	10,907	6.2%	78,517	44.5%	87,119	49.3%	176,543	100.0%
1997	10,749	6.1%	78,637	44.8%	86,275	49.1%	175,661	100.0%
1998	10,518	6.0%	78,892	44.9%	86,486	49.2%	175,896	100.0%
1999	10,093	5.9%	79,672	46.7%	80,708	47.3%	170,473	100.0%
2000	9,769	5.8%	78,545	46.7%	79,792	47.5%	168,105	100.0%
目標値	9,895	5.7%	82,474	47.1%	82,568	47.2%	174,938	100.0%

※全事業所換算：従業員 30 人以下の事業所については、出荷額をもとに推計

出典：通商産業省「工業統計調査」

②工業再配置計画の策定

通商産業省は1977年、工業再配置促進法に基づく「工業再配置計画」を策定した。同計画では、目標年次である1985年において、移転促進地域の工場敷地面積を1974年から30%減少させること、さらには誘導地域において、全国の工場新・増設の70%(1976～1985年の累積、工場敷地面積ベース)を受け持つことを目標とした。

しかし、結果として工場移転による減少率は15%に留まり、目標のおよそ半分には達しなかった。一方、誘導地域における新・増設は67%を確保し、こちらは概ね目標を達成した。

なお、1989年には計画の見直しが行われ、2000年を目標年次とする「新工業再配置計画」が策定されている。

図表 1-3-4 工業再配置計画の目標と1982年時点の比較

項目	計画			1982年時点	
年成長率	5.7～6.3%			4.50%	
工場移転目標	1985年において、移転促進地域の工場敷地面積を74年に比し、3割程度減少させる			東京23区、大阪市、名古屋市全体で25.4%減少	
誘導地域での 新増設目標	1976-85年の累積で、敷地面積ベースで全国新増設の7割程度を誘導地域で行う			1976-82年累計で65.6%	
目標実現した 場合の地域別 工場出荷額の 対全国構成比		1974年	1985年	1982年	東京23区、大阪市、名古屋市を もとに換算 誘導27道県をも とに換算
	移転促進地域	23.0%	11.0%	18.1%	
	白地地域	53.0%	59.0%	57.9%	
	誘導地域	24.0%	30.0%	24.0%	
	太平洋ベルト地域	69.0%	60.0%	67.3%	
産業基盤	工場敷地面積	15万ha	22万ha	15.7万ha	30人以上の事業所をもとに換算
	工場用水回収率	64.9%	70.0%	73.8%	

出典：通商産業省「工業統計調査」

③地域振興整備公団の誕生

「工業再配置促進法」に基づき、緑豊かな「インダストリアルパーク」を目指した中核工業団地の造成事業など、地方への工業再配置の受け皿作りのため、産炭地域振興事業団を含む「工業再配置・産炭地域振興公団」が設立された。これに「まちづくり」としてのニュータウン事業も新たに加わったことから、1974年に同公団は地域振興整備公団(現中小企業基盤整備機構)に改組された。

地域振興整備公団では、地方での工場団地の造成・分譲業務や工業再配置における工場移転に係る融資や工場跡地の買取、ニュータウン事業など幅広い事業が展開された。同公団が整備することになった中核工業団地は、「新25万都市構想」を実現するための施策の1つとして、地元自治体の要請に基づき、順次開発拠点が指定され、概ね100ha以上の規模で造成・分譲された。1973年度には、米沢八幡原中核工業団地(山形県)、勝央中核工業団地(岡山県)、佐賀東部中核工業団地(佐賀県)において開発所を設置し、調査設計を行ったのち、1975年度より工事に着手した。

その後、1998年のいわき四倉中核工業団地(いわき市)まで全国31地区で事業を行い、4,700haの工業団地を造成し、1,000社を超える工場を地方に誘致するなど、地域産業・経済の発展に大きく貢献した。



米沢八幡原中核工業団地(山形県米沢市)

図表 1-3-5 中核工業団地一覧

名称	所在地	事業面積(ha)	事業採択
米沢八幡原中核工業団地	山形県米沢市	384	1973年9月
勝央中核工業団地	岡山県勝央町	94	1973年10月
佐賀東部中央中核工業団地	佐賀県三田川町他	111	1974年4月
出雲長浜中核工業団地	島根県出雲市	81	1974年10月
能登中核工業団地	石川県志賀町	160	1974年11月
江刺中核工業団地	岩手県江刺市	161	1975年4月
諫早中核工業団地	長崎県諫早市	224	1975年6月
いわき好間中核工業団地	福島県いわき市	324	1976年3月
新庄中核工業団地	山形県新庄市	207	1977年3月
広川中核工業団地	福岡県広川町	78	1978年3月
富山八尾中核工業団地	富山県八尾市	194	1979年2月
豊岡中核工業団地	兵庫県豊岡市	89	1979年3月
水戸北部中核工業団地	茨城県大宮町	158	1980年12月
高知西南中核工業団地	高知県宿毛市	71	1981年12月
西薩中核工業団地	鹿児島県串木野市	61	1982年12月
相馬中核工業団地	福島県相馬市等	634	1983年8月
仙台北部中核工業団地	宮城県大和町他	300	1984年2月
東広島中核工業団地	広島県東広島市	69	1985年2月
松阪中核工業団地	三重県松阪市	111	1985年3月
中津川中核工業団地	岐阜県中津川市	90	1985年9月
熊本中核工業団地	熊本県大津町	62	1986年8月
宇都宮西中核工業団地	栃木県粟野町他	143	1987年9月
若狭中核工業団地	福井県上中町	66	1988年7月
びわ湖東部中核工業団地	滋賀県多賀町	76	1989年12月
新勝央中核工業団地	岡山県勝央町	52	1991年5月
新潟中条中核工業団地	新潟県中条町	95	1992年12月
第二仙台北部中核工業団地	宮城県大衡村	210	1993年10月
大分北部中核工業団地	大分県豊後高田市	93	1994年10月
青森中核工業団地	青森県青森市	92	1994年11月
京都北部中核工業団地	京都府三和町	72	1996年3月
いわき四倉中核工業団地	福島県いわき市	126	1998年11月

※市町村名は当時の自治体名

出典：地域振興整備公団(1995)『豊かな地域社会をめざして—公団業務のご案内』

④工場立地法の制定

公害問題、環境問題の深刻化とともに、工場立地に対して周辺住民から厳しい目が向けられるようになった。大気汚染物質、騒音、振動など、工場による周辺的生活環境に対するマイナスの影響を最小限に抑えるために、工場の土地利用の改善が求められるようになり、工場内の生産施設用地を制限し、一定の緑地確保が義務付けられることとなった。

このため、政府は1959年に制定された「工場立地の調査等に関する法律」を、1973年に「工場立地法」に改正した。同法には①工場適地、工場立地の動向及び工場立地に伴う公害防止等に関する調査の実施②緑地、環境施設の設置を義務化した準則の公表③一定規模以上の工場の設置等に係る届け出の義務がそれぞれ規定されている。

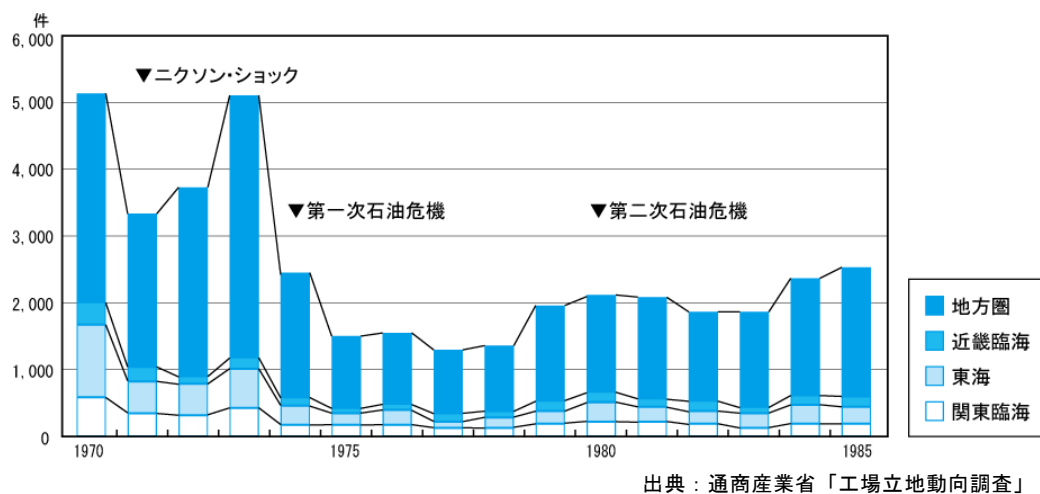
工場立地法の制定後、企業、自治体等の努力によって工場緑化が進み、1982年度には、工場緑化による環境の向上に顕著に功績のあった工場、団体及び個人を表彰する「緑化優良工場等通商産業大臣表彰制度」が創設されるなど、工場緑化のいっそうの推進が図られている。

(2) 石油危機による立地低迷

1973年10月、第4次中東戦争が勃発し、アラブ石油輸出国機構(OPEC)は石油の生産抑制・禁輸措置を取ったことで原油価格が高騰した。いわゆる第一次石油危機である。中東地域の石油に依存してきた世界経済が大きな打撃を受ける中、とりわけ我が国経済への影響は深刻であった。消費者物価、卸売物価ともに他国と比較にならぬほど暴騰し、さらに1978年の第2次石油危機によって、経済立て直しへの取組はいつそう長期化することになった。

この石油危機による原油高と、1971年のニクソン・ショックに端を発する円高によって、十数年続いた高度経済成長は終焉を迎え、以降は低成長期へと移行することになった。特に石油化学産業、鉄鋼業のダメージは大きく、高度経済成長を牽引してきた重化学工業は産業の主役の座から転落した。

日本の経済の急速な冷え込みは、当然ながら企業の立地動向にも大きな影響をもたらした。高度成長期には順調に進んでいた工場の地方分散も、経済の低迷とともに大都市圏への回帰傾向が見られるようになった。立地動向調査を見ると、1973年の工場立地件数は5,088件であったが、1974年には2,415件へと半減し、さらに1975年には1,487件に減少している。二度の石油危機を背景に工場立地件数の回復は長引き、大きく増加するのは1979年以降にずれ込んだ。地方圏への立地の比率は、1974年は76.5%で、1973年とほとんど変わらなかったが、1975年には70.8%、1976年には68.3%と低下した。



図表 1-3-6 1970～1985年の工場立地件数の推移

(3) 第三次全国総合開発計画と定住圏構想

1976年には、「定住構想」を主軸とする「第三次全国総合開発計画(三全総)」が策定された。三全総は、全国に200～300の定住圏を設定し、大都市の人口と産業の集中を抑制し、地方を振興することで、過密・過疎の解消、国土利用の均衡を図りつつ、自然・生活・生産の調和の取れた人間居住の総合的環境を形成するものである。

さらに1978年に大平内閣が発足すると、「田園都市国家構想」が国の基本政策に取り上げられ、各省はこれに対応する施策の検討を進めた。同構想は、高度経済成長の反省、人間性回復など、三全総に示された定住圏形成の基本理念を裏付けるものである。また、同構想実現の理念に沿った「モデル定住圏構想」においては、1970年代以降の国土開発政策において、豊かな快適な国民生活を実現し、住み良い国土を形成する視点から、単に所得格差の是正を求めるだけでなく、魅力ある雇用の場の確保、都市的なサービスの提供、自然とのふれあい、といった生活の質的な豊かさを求める考え方も具体化され、その後の方向性を示す重要な柱となった。首都移転も含む、中枢管理機能の地方分散が提唱されたのもこの三全総が始まりである。

こうした流れを踏まえて、通商産業省は、地域の特性やニーズに即した産業構造政策、産業立地政策を推進するため、1979年度に「80年代の通商産業ビジョン」を策定した。また、モデル定住圏計画を円滑に進めるための連絡調整の場として、国土庁(現国土交通省)を中心に関係17省庁が参加する「定住圏構想推進連絡会議」も設置された。

その後、1980年7月に、田園都市国家構想の最終報告書がまとめられるが、ここでの考え方を源流とし、1980年代に構想されるのが、ハイテク産業を中核とする産業と居住の新都市づくりを目指す「テクノポリス構想」である。

4. 安定成長期と技術立国の推進〔1980～1990年代〕

(1) テクノポリス構想の推進

① 先端技術型産業の台頭

公害問題の深刻化や工場の地方分散の停滞などに対応し、通商産業省では、これまでとは異なる視点から立地政策の見直しを図るため、「立地・環境政策研究会」を設置し、新たな立地政策を模索しはじめた。

当時の産業の動きとしては、石油危機によって大幅に後退した重化学工業に代わって、コンピュータ、半導体、情報・通信、バイオテクノロジー等の先端技術型産業が台頭していた。通商産業省が1979年度に策定した「80年代の通商政策ビジョン」においても、産業の創造的知識集約化(=先端技術産業化)に向けた80年代の技術開発の方向として「技術システム及びソフト化」「科学技術を新たに応用することによる新技術の開花」が示されていた。この技術のシステム化・ソフト化は全産業に大きな変革をもたらすものと考えられ、地域産業の担い手として、マイクロエレクトロニクス、メカトロニクスなど、付加価値の高い新産業に注目すべきとの意見も表明された。

こうした先端技術型産業は、軽薄短小型でもあり、製品の付加価値が高いことから、輸送コストの負担力が大きく、立地の自由度も比較的高い。この時期には全国的に高速道路、新幹線、空港といった広域高速交通網の整備が進んでおり、これらの産業の地方圏への立地がおおいに期待されることとなった。

こうした流れを受けて、通商産業省が検討を始めたものが「テクノポリス構想」である。同構想では、電子・機械等の先端技術型産業群である「産業」と工科系大学、民間中央研究所等の研究施設の「学術」、さらには潤いある住環境としての「まち」を有機的に結び付けるとの方向性を提示し、技術立国の実現、地方の自立化といった時代の要請に応える構想として、やがて地方公共団体をはじめ各界の賛同を得ることになった。

② 予想外の開発計画承認ラッシュ

通商産業省は、1980年2月以降、「テクノポリス'90建設構想研究会」及び「テクノポリス'90建設構想委員会」において、テクノポリス基本概念及び建設のための基本条件等を徐々に明確化していった。さらに1981年8月、通商産業省は「テクノポリス'90建設構想委員会(総合委員会)」を設けて、①先端技術産業コンプレックス②研究開発③開発方式及び地域形成といった視点から検討を進め、1982年4月に「テクノポリス基本構想調査・総合報告書」として公表した。この報告書の中で、テクノポリスについて「地域の文化・伝統と豊かな自然に先端技術産業の活力を導入し、『産』『学』『住』が調和した『まちづくり』を実現することにより、産業構造の知識集約化と高付加価値化の目標(技術立国)と21世紀に向けての地域開発の目標(定住構想)とを同時に達成する戦略である」として定義された。また、その意義としては、①地域経済自立化のための拠点づくり②技術立国の推進③地元の主体的な地域開発の3つが挙げ

てられた。加えて、テクノポリス構想の特徴としては、①先端技術に注目し、技術開発・技術移転を梃子に地域産業の振興を図ること②「産」「学」「住」の一体的な整備により地域開発を進めること③ハードの整備に偏らず研究、人材育成、情報発信といったソフトの整備も行うこと④広域高速交通網を活用できる地方圏の内陸部に展開すること⑤地域の主体性が強調され、民間活力の導入に積極的であることなどが挙げられた。

テクノポリス構想が発表されると、地方自治体は強い関心を示し、全国がテクノポリスフィーバーに沸き立った。産業構造の急速な変化に伴い、全国の自治体が新たな開発拠点づくりを模索する中、いわばシリコンバレーを日本に作ろうとするテクノポリス構想は極めて新鮮な取組としておおいに歓迎されたのである。加えて、リーディング・インダストリーになりつつあった先端技術型産業からも熱い視線が注がれることとなった。

このため、当初は国内1か所のみでシンボリックに実施される予定であったテクノポリスに対し、全国38地域が名乗りを上げ、激しい陳情合戦を経て、1981年に19地域が基本構想策定の地域として指定されることになった。

当初、これらの地域側においては、テクノポリスとは先端技術産業の導入であるとの認識があった。しかし、構想策定期間において、先端技術産業の展開とは導入と内発の両輪立ててで実施すること、地域の大学、国公設試験研究機関の持つ資源活用、内発力を高めるための産学官連携や既存の産業支援機関の体制強化、先端技術産業の立地に相応しい環境のインダストリアルパーク・サイエンスパーク・リサーチパークの整備等に関する認識を深めていった。

1983年4月、建設省、農林水産省、国土庁などの協議に基づき「高度技術産業集積地域開発促進法(テクノポリス法)」が制定され、翌1984年3月、新潟県長岡市、富山県、静岡県浜松市、広島県、山口県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の9地域が開発計画の承認を受けた。

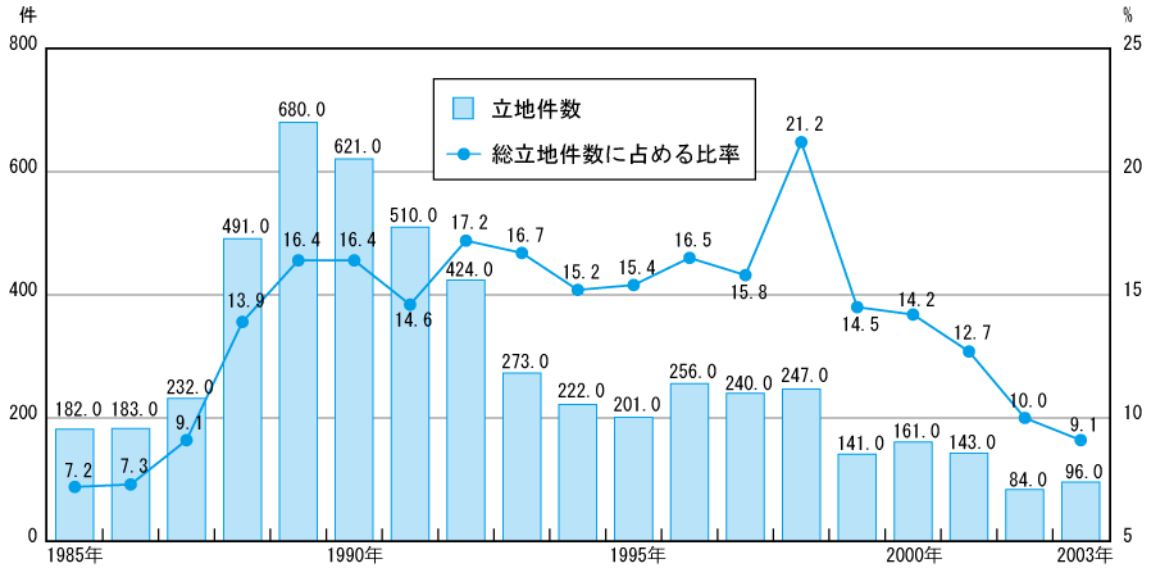
その後、1985年までに21地域となり、1987年にはさらに岩手県北上川流域、山形県など5地域(後発地域)が追加され、最終的には26地域が指定された。この第1期計画では、目標年次を1990年(後発地域は1995年)としていた。その後、1992年5月までに第2期計画、1998年6月までに第3期計画が承認された。

③テクノポリス構想の成果

1985年以降、テクノポリス地域には5,387件の工場が立地している。これは同時期の総立地件数の13.9%を占める。また、工業統計調査の従業者数、製造品出荷額等、付加価値額等においても、テクノポリス地域が全国あるいはテクノポリス所在道県に占める構成比も高まり、一定の成果を得たものとして評価されている。

一方、テクノポリスフィーバーに押し切られた結果、当初1か所の構想から、全国26地域まで拡大し、1985年末までにテクノポリス地域内には176か所もの工業団地が整備された。浜松市の「都田テクノポリス」や熊本県の「熊本テクノリサーチパーク」といった成功例も見られたものの、地域間競争の激化によって売れ残った工業団地を抱え込む自治体も多かった。また、工場立地はある程度進んだものの、当初目指していた先端技術型産業の立地集積は期待通りには進まなかった。

なお、1998年にテクノポリス法は後の「頭脳立地法」とともに廃止され、「新事業創出促進法」に移行されたのち、2005年4月には「中小企業新事業活動促進法」に再び移行している。



出典：日本立地センター(1999)「企業導入促進対策調査(テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み)」

図表 1-4-1 テクノポリス地域への立地件数



都田テクノポリス(静岡県浜松市)



出典：日本立地センター(1999)「企業導入促進対策調査(テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み)」

図表 1-4-2 テクノポリス地域指定状況

図表 1-4-3 テクノポリス地域別計画概要

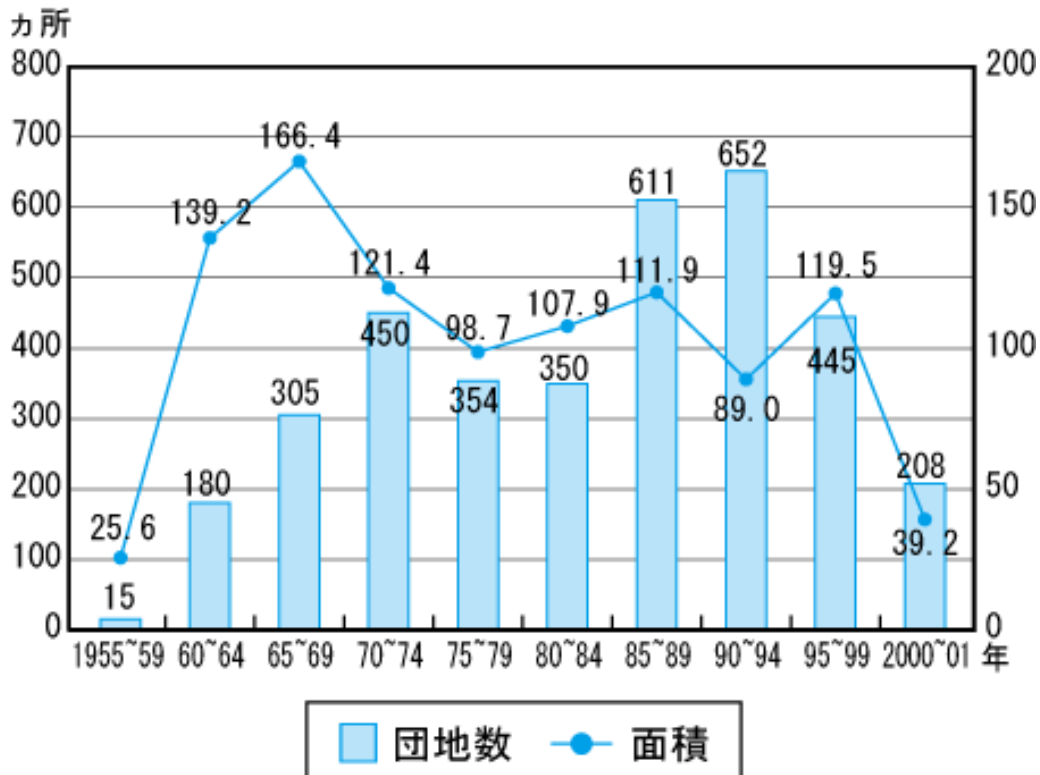
道府県	地域名	関係市町村数	母都市	面積(万ha)	中核となる大学	テーマ	目標とする産業群
先発14地域							
北海道	函館	1市3町	函館	9.6	北海道大学	国際性が開く北方圏型テクノポリス	海洋産業、資源活用産業(エレクトロニクス・マイクロニクス・バイオ等)
秋田	秋田	1市2町	秋田	9.1	秋田大学	豊かな資源を未来につなぐ秋田臨空テクノポリス	エレクトロニクス、マイクロニクス、新素材、資源エネルギー、バイオテクノロジー
新潟	長岡	1市	長岡	2.6	長岡技術科学大学	世界に開く技術と文化のまちな信濃川テクノハレの形成	高次システム産業、都市型(デザイン、ファッション)産業、地域資源活用型
栃木	宇都宮	2市2町	宇都宮	5.7	宇都宮大学	先端技術が開く田園都市	エレクトロニクス、マイクロニクス、ファインケミカル、新素材、ソフトウェア
静岡	浜松	3市2町	浜松	6.5	静岡大学、浜松医科大学	音と光と色の未来都市浜松テクノポリス-国際技術情報都市の形成	光技術産業、高度マイクロニクス、ホームサウンドカルチャー
富山	富山	2市4町	富山	7.3	富山大学、富山医科薬科大学	世界への飛躍を目指す日本海の技術中核テクノポリス	マイクロニクス、新素材、バイオ、情報産業
岡山	吉備高原	3市5町	岡山	13.8	岡山大学、岡山理科大学	ゆとりと人間中心の新しいまち-機械ライフサイエンスコミュニティ	バイオテクノロジー、エレクトロニクス、マイクロニクス
広島	広島中央	3市2町	呉	6.8	広島大学	学術と技術の融合を目指す緑豊かな広島中央イノベーションシティ	エレクトロニクス、新素材マイクロニクス、バイオ
山口	宇部	4市4町	宇部	10.5	山口大学	宇部フェニクステクノポリス-世界の工業開発未来博物館	エレクトロニクス、マイクロニクス、新素材、海洋開発、バイオ等
福岡・佐賀	久留米・鳥栖	2市5町	久留米	3.1	久留米工業大学、久留米大学	筑後川流域の未来をひらく田園技術文化都市	マイクロニクス、ファインセラミクス、次世代産業(バイオ等)
大分	県北国東	4市13町	大分	12.3	大分大学、大分医科大学	豊の国テクノポリス-広域点在、星座型ニューポリスの形成	エレクトロニクス、マイクロニクス、バイオインダストリー、ソフトウェア
熊本	熊本	2市12町	熊本	9.6	熊本大学、熊本工業大学	新火の国計画-緑豊かな分散複合都市の形成	応用機械産業、バイオテクノロジー、電子機器、情報システム産業
宮崎	宮崎	1市6町	宮崎	8.7	宮崎大学、宮崎医科大学	太陽の光に恵まれた豊かな魅力ある技術集積都市-SUNテクノポリス	地場型(バイオ)、導入型(エレクトロニクス)、都市型(都市システム)
鹿児島	国分隼人	2市12町	鹿児島	13.3	鹿児島大学、九州学院大学	太陽と海と緑につつまれた臨海国際産業都市	エレクトロニクス、マイクロニクス、新素材、バイオ
1985年度追加							
青森	青森	4市2町2村	青森	13.4	弘前大学	北の技術定住都市形成	バイオ、マイクロ、エレクトロニクス、新素材、ソフトウェア、システム開発産業
兵庫	西播磨	4市10町	姫路	12.6	姫路工業大学	グリーンシャワー-人間中心の科学技術都市-西播磨テクノポリス	高度技術機械産業(マイクロニクス、オプトエレクトロニクス)、医療福祉産業(バイオテクノロジー-ME機器)
香川	香川	5市7町	高松	6.2	香川大学、香川医科大学	21世紀の瀬戸内に創出する新しい田園都市	バイオテクノロジー、マイクロニクス、新素材、ソフトウェア
長崎	環大村湾	3市3町	佐世保	6.9	長崎大学、長崎総合科学大学	海洋の夢と中国、東南アジアに広がる碧と緑の国際技術集積都市	エレクトロニクス、マイクロニクス、新素材、バイオ
1986年度以降追加							
宮城	仙台北部	1市3町1村	仙台	8	東北大学、東北学院大学	東北を世界に開く技術と文化のまちづくり	高度技術機械産業、新素材産業、バイオインダストリー、都市情報産業
福島	郡山	2市3町1村	郡山	11.5	日本大学工学部	東北サザンクロス・テクノポリス-21世紀を先取りする都市空間の創造	マイクロエレクトロニクス技術利用産業、新素材技術利用産業、バイオ技術利用産業
北海道	道央	3市1町	札幌	13	北海道大学、北海道医科大学	北の大自然にはばたくテクノフロンティア	マイクロニクス、新素材、バイオテクノロジー産業
岩手	北上川流域	4市1町1村	盛岡	11.8	岩手大学、岩手医科大学	21世紀に向けて世界にはばたく北東北の高度技術の匠の里づくり	エレクトロニクス、マイクロニクス、バイオインダストリー、新素材産業
山形	山形	5市1町	山形	12.8	山形大学	東北の未来を拓く最上川ニュー・SNOWポリス	マイクロニクス産業、バイオテクノロジー産業、ファッション産業
山梨	甲府	2市14町5村	甲府	8.9	山梨大学、山梨医科大学	日本列島の中枢・自然と技術が融合した内陸頭脳産業都市	応用機械産業、バイオテクノロジー、電子機器、情報システム産業
長野	浅間	3市6町1村	長野	10.4	信州大学	草の根技術が拓く21世紀ハイランドテクノポリス	高度マイクロニクス産業、高性能部品産業、バイオ産業
愛媛	愛媛	6市6町	松山	12.5	愛媛大学	人と技術が織りあがる愛媛ヒューマン・テクノポリス	新素材、ファッションケミカル、エレクトロニクス、マイクロニクス、バイオテクノロジー、情報産業

出典：日本立地センター「企業導入促進対策調査(テクノポリス・頭脳立地構想推進の歩み)」

(2) 地方の企業誘致熱の再燃

石油危機の痛手からようやく立ち直ると、地方圏における企業誘致熱が再び高まりを見せる。当時、製造業の主役の座を占めていたのは、かつての重化学工業ではなく、軽薄短小型の電気機械をはじめとする加工組立型であった。生産技術の高度化と広域高速交通網の発達加工組立型の工場立地の自由度を高めたことで、地方展開への期待が再び高まったのである。

また、当時は“地方の時代”が叫ばれており、自治体の自主財源確保に向けた関心度の高まりにも後押しされ、企業誘致に向けた工業団地の建設ブームが到来した。1985年から1989年間に分譲開始された工業団地は、実に611か所にも上った。「工業団地対策推進調査」によると、1955年に存在した工業団地はわずか2か所、工場用地面積は115haに過ぎなかったが、2000年現在の全国の工業団地は3,429か所、工場用地面積は14万3,426ha(いずれも造成着手段階以上、未造成除く)に及んだ。また、この時期に分譲中の工業団地は1,108か所、工場用地面積は4万2,800haとなった。1955年以降、その時々産業立地政策に基づいて取り組まれてきた種々の産業インフラの整備が、こうした産業の地方展開を呼び込んだとも言える。



出典：通商産業省「工業統計調査」「工場立地動向調査」

図表 1-4-4 分譲開始年別の工業団地数・工場用地面積の推移

工場立地件数の構成比を1970~1979年と1980~1989年の各10年間で比較すると、関東臨海、東海、近畿内陸等の大都市圏とその周辺では低下したのに対し、北海道、北東北、南東北、関東内陸、四国といった地方圏では伸び、特に関東内陸、北東北では目覚ましいものがあった。同様に製造品出荷額等の構成比では南東北、関東内陸、東海で大きな伸びが見られた。

図表 1-4-5 “地方の時代”の事業所数、製造品出荷額等、工場立地件数の地域別構成比(%)

項目	事業所数		製造品出荷額等		工場立地件数	
	1970～79年	1980～89年	1970～79年	1980～89年	1970～79年	1980～89年
北海道	2.0	2.3	2.4	2.1	4.9	5.4
北東北	1.8	2.2	1.3	1.4	4.7	6.4
南東北	3.4	4.0	2.5	3.1	8.9	9.3
関東内陸	9.6	9.6	8.1	10.2	11.9	15.9
関東臨海	22.1	22.6	27.1	25.7	9.5	7.7
東海	17.2	17.1	17.2	19.0	14.1	11.5
北陸	7.4	6.3	4.0	3.9	10.0	10.3
近畿内陸	6.8	4.7	3.8	4.2	4.8	3.4
近畿臨海	14.6	15.6	16.8	14.3	5.3	5.8
山陰	0.8	1.0	0.6	0.6	2.1	1.5
山陽	4.7	4.6	7.4	7.0	6.8	5.8
四国	3.1	3.3	2.8	2.6	4.0	4.4
北九州	4.0	4.1	4.4	4.2	7.7	7.1
南九州	2.5	2.6	1.6	1.8	5.5	5.4

※事業所数、製造品出荷額等は、1970～1979年は全事業所、1980～1989年は従業者4人以上の事業所

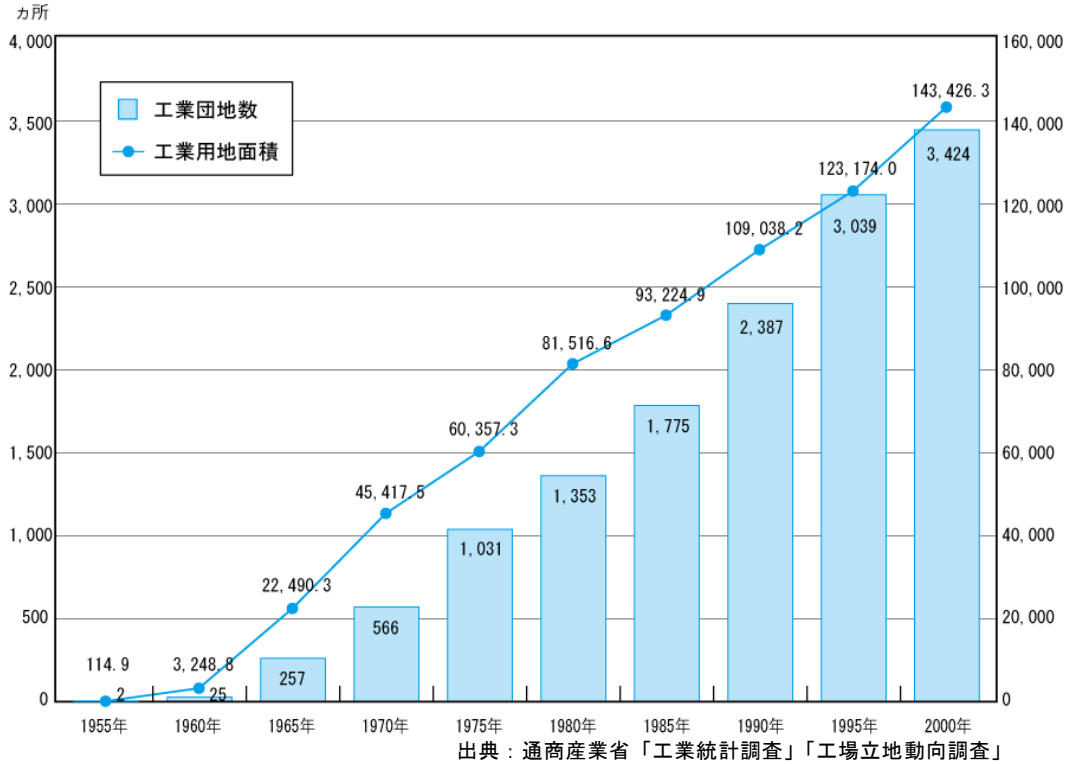
出典：通商産業省「工業統計調査」「工場立地動向調査」



八戸市流通工業団地(青森県)

こうした企業誘致熱の高まりは、工業団地の整備に加えて、立地優遇措置の創設にも向かっていった。農村地域工業導入促進センターがまとめた冊子『企業立地の優遇措置 1994年版』によると、企業誘致条例を制定し、独自の立地優遇措置を有している787市町村のうち、半数強に当たる444市町村が、1980年から1989年までの5年間に企業誘致条例を制定している。また、同冊子の2004年版では、条例制定市町村は1,151市町村に増加しており、その後も立地優遇措置の創設が続けられたことが分かる。

なお、独自の立地優遇措置の内容は、固定資産税の減免あるいは税相当額の交付、雇用に対する奨励金の支給、施設整備費用の一部補助が主であり、補助限度額や補助率等についても、一部を除いて自治体間に大きな違いは見られなかった。



図表 1-4-6 工業団地数・面積の推移

図表 1-4-7 企業誘致条例を制定している市町村数

	1994年版		2004年版	
	市町村数	構成比	市町村数	構成比
1950～1959年	10	1.3	8	0.7
1960～1969年	89	11.3	82	7.1
1970～1979年	58	7.4	64	5.6
1980～1989年	444	56.4	427	37.1
1990～1999年	132	16.8	291	25.3
2000年以降	—	—	237	20.6
不明	54	6.9	42	3.6
合計	787	100.0	1,151	100.0

※1994年版には市町村独自の立地優遇制度を掲載していない都府県があることから、2004年版との差が純増ではない

※条例が制定しなおされるケースも多いが、その場合は新たな制定時期により集計している

出典：農村地域工業導入センター『企業立地の優遇措置』

(3) 構造変化を踏まえた新工業再配置計画

1985年以降の産業構造調整期においては、プラザ合意後の円高を受けて、生産部門の海外移転の動きが盛んとなった。そのため、ソフト部門やサービス業の地方展開のほか、東京一極集中の是正、地方圏の戦略的整備なども模索されるなど、新しい時代の多面的な政策が求められるようになった。特に1990年代以降の展望として、①国民の価値観・社会環境の変化②グローバル化の進展③技術革新・情報化の進展④都市化の進展によって、地域の産業構造を高度化し、地域の経済力を高めるため、先端技術産業、産業支援サービス業、生活・文化関連産業など、今後を担う産業立地の促進が必要となった。

このための具体的な施策としては、①大都市臨海工業地帯の再編②地方の臨海工業地帯の再活用③内陸工業団地の造成が取り上げられ、①については工場移転に伴う遊休地・未利用地の増加に対し、レジャー施設、公園整備、研究機能などへの再利用を図ること、②については地方の海外交流を視野に入れた開発予定計画の見直しを検討すること、③については産業側の立地ニーズの多様化に応じた、付加価値の高い工業団地の造成がそれぞれ求められた。

1989年3月、こうした社会構造の変化を反映した「新工業再配置計画」が公表され、以後の立地政策の基本目標となった。

図表 1-4-8 新工業再配置計画の基本フレーム

項目	新計画1985～2000年		(参考)旧計画1976～1985年	
	目標 2000年	実績 2000年	目標 1985年	実績 1985年
経済フレーム (経済成長率)	内需主導による中 成長 年率 4.0%	1.80% (対前年伸び率) 2.70% (1985-2000年率)	年率 5.7～6.3%	4.30% 1976-1985年 (年率)
目標を達成した 場合の工配法区分 の工業出荷額の 対全国構成比	移転促進地域11%	11.60%	移転促進地域 11%	18%
	白地地域 54%	53.30%	白地地域 59%	55%
	誘導地域 35%	35.20%	誘導地域 30%	27%
	太平洋ベルト地域 58%*	59.60%*	太平洋ベルト地域 60%*	66%*
工場移転の目標	2000年において、 移転促進地域の 工場敷地面積を 1985年に比し、 <u>2割程度</u> 減少させる。	21.80%	1985年において、 移転促進地域の 工場敷地面積を 1974年に比し、 <u>3割程度</u> 減少させる。	15%
誘導地域における 新增設の目標(敷 地面積ベース)	1986年-2000年の 累積で、全国新增 設の <u>3/4(75%)程度</u> が誘導地域で行 われる。	単年 75.6% 累積 77.1%	1976年-1985年の 累積で、全国新增 設の <u>7割程度</u> が誘 導地域で行われ る。	67%
目標が達成された 場合の工場敷地面 積	17.5万ha	16.8万ha	17.5万ha	16.0万ha

*「太平洋ベルト地域」についての目標値は掲げられていないため参考値となる。

出典：通商産業省(1996)『新工業再配置計画フォローアップ調査報告書』

図表 1-4-9 工配置法区分別工業出荷額及びシェアの推移

工配置法区分別工業出荷額、及びシェアの推移										
	工業出荷額実数(10億円)					工業出荷額シェア				
	移転促進 地 域	白地地域	誘導地域	全 地 域	太 平 洋 ベルト地域	移転促進 地 域	白地地域	誘導地域	全 地 域	太 平 洋 ベルト地域
1985年	48,340	145,828	71,772	265,940	174,498	18.2%	54.8%	27.0%	100.0%	65.6%
1986年	47,311	147,417	73,994	268,722	175,788	17.6%	54.9%	27.5%	100.0%	65.4%
1987年	47,588	151,503	76,308	275,400	179,688	17.3%	55.0%	27.7%	100.0%	65.2%
1988年	49,746	166,025	83,724	299,496	194,889	16.6%	55.4%	28.0%	100.0%	65.1%
1989年	52,038	174,059	98,038	324,134	209,994	16.1%	53.7%	30.2%	100.0%	64.8%
1990年	54,561	185,727	105,620	345,908	223,505	15.8%	53.7%	30.5%	100.0%	64.6%
1991年	56,020	194,178	113,093	363,291	232,407	15.4%	53.4%	31.1%	100.0%	64.0%
1992年	52,828	188,674	111,432	352,934	224,863	15.0%	53.5%	31.6%	100.0%	63.7%
1993年	49,811	181,103	110,099	341,013	214,538	14.6%	53.1%	32.3%	100.0%	62.9%
1994年	45,765	177,750	110,637	334,153	207,389	13.7%	53.2%	33.1%	100.0%	62.1%
1995年	48,106	185,389	119,151	352,646	217,529	13.6%	52.6%	33.8%	100.0%	61.7%
1996年	49,082	189,413	124,546	363,040	222,797	13.5%	52.2%	34.3%	100.0%	61.4%
1997年	48,800	195,673	127,684	372,156	227,326	13.1%	52.6%	34.3%	100.0%	61.1%
1998年	45,502	185,347	123,218	354,067	215,498	12.9%	52.3%	34.8%	100.0%	60.9%
1999年	43,216	189,193	122,128	354,537	213,472	12.2%	53.4%	34.4%	100.0%	60.2%
2000年	43,436	200,327	132,142	375,905	224,157	11.6%	53.3%	35.2%	100.0%	59.6%
2000年 目標値	55,518	259,350	169,219	484,088	281,739	11%	54%	35%	100%	58%

資料：工業統計表(新工業再配置フォローアップ調査：経済産業省より)
(注)工業統計表の値を基にデフレーターを乗じることにより実質化した。
太平洋ベルト地域：関東臨海、東海、近畿臨海、山陽の4地域。

図表 1-4-10 工配置法区分別工場敷地面積の当該年達成率の推移

工配置法区分別工場敷地面積の当該年達成率の推移								
	工場敷地面積実数 (ha)				工場敷地面積シェア			
	移転促進 地 域	白地地域	誘導地域	全 地 域	移転促進 地 域	白地地域	誘導地域	全 地 域
1985年	12,486	80,414	66,715	159,615	7.8%	50.4%	41.8%	100.0%
1986年	12,456	81,717	68,240	162,414	7.7%	50.3%	42.0%	100.0%
1987年	12,093	80,999	68,603	161,695	7.5%	50.1%	42.4%	100.0%
1988年	12,091	82,004	70,356	164,451	7.4%	49.9%	42.8%	100.0%
1989年	12,073	79,338	74,865	166,276	7.3%	47.7%	45.0%	100.0%
1990年	12,017	80,356	77,665	170,039	7.1%	47.3%	45.7%	100.0%
1991年	11,929	81,340	80,795	174,064	6.9%	46.7%	46.4%	100.0%
1992年	11,875	81,655	83,486	177,016	6.7%	46.1%	47.2%	100.0%
1993年	11,632	81,434	85,851	178,917	6.5%	45.5%	48.0%	100.0%
1994年	11,041	79,650	84,884	175,576	6.3%	45.4%	48.3%	100.0%
1995年	11,157	79,104	86,783	177,044	6.3%	44.7%	49.0%	100.0%
1996年	10,907	78,517	87,119	176,543	6.2%	44.5%	49.3%	100.0%
1997年	10,749	78,637	86,275	175,661	6.1%	44.8%	49.1%	100.0%
1998年	10,518	78,892	86,486	175,896	6.0%	44.9%	49.2%	100.0%
1999年	10,093	79,672	80,708	170,473	5.9%	46.7%	47.3%	100.0%
2000年	9,769	78,545	79,792	168,105	5.8%	46.7%	47.5%	100.0%
2000年 目標値	9,895	82,474	82,568	174,938	5.7%	47.1%	47.2%	100.0%

資料：工業統計表(新工業再配置フォローアップ調査：経済産業省より)
(注)全事業所換算：従業者数1-29人の事業所については、出荷額を基に推計をした。

図表 1-4-11 工配法区分別工場立地面積の推移

工配法区分別工場立地面積の推移						昭和61年からの累積値			
	実数 (ha)	移転促進 地 域	白地地域	誘導地域	全 地 域	移転促進 地 域	白地地域	誘導地域	全 地 域
実績値	1985年	9	748	2,096	2,853	9	748	2,096	2,853
	1986年	10	806	2,927	3,742	10	806	2,927	3,742
	1987年	24	844	1,824	2,692	34	1,650	4,751	6,435
	1988年	6	1,089	2,755	3,849	39	2,739	7,506	10,284
	1989年	28	1,021	3,648	4,697	67	3,760	11,153	14,981
	1990年	18	845	3,597	4,461	86	4,606	14,751	19,442
	1991年	5	804	3,515	4,324	91	5,410	18,265	23,766
	1992年	12	583	2,535	3,129	103	5,992	20,800	26,895
	1993年	7	547	1,716	2,270	110	6,539	22,516	29,165
	1994年	10	209	1,257	1,476	120	6,748	23,773	30,641
	1995年	9	269	1,138	1,416	129	7,017	24,911	32,058
	1996年	18	375	1,295	1,687	147	7,392	26,206	33,745
	1997年	11	321	1,146	1,478	158	7,713	27,352	35,222
	1998年	7	322	1,103	1,432	165	8,035	28,454	36,654
	1999年	23	396	694	1,113	188	8,431	29,149	37,768
2000年	27	320	1,076	1,424	215	8,751	30,225	39,191	
目標値	1986～ 2000累積 対全国シェア					170	9,826	29,226	39,222
実績値	1985年	0.3%	26.2%	73.5%	100.0%	0.3%	26.2%	73.5%	100.0%
	1986年	0.3%	21.5%	78.2%	100.0%	0.3%	21.5%	78.2%	100.0%
	1987年	0.9%	31.3%	67.8%	100.0%	0.5%	25.6%	73.8%	100.0%
	1988年	0.1%	28.3%	71.6%	100.0%	0.4%	26.6%	73.0%	100.0%
	1989年	0.6%	21.7%	77.7%	100.0%	0.5%	25.1%	74.4%	100.0%
	1990年	0.4%	18.9%	80.6%	100.0%	0.4%	23.7%	75.9%	100.0%
	1991年	0.1%	18.6%	81.3%	100.0%	0.4%	22.8%	76.9%	100.0%
	1992年	0.4%	18.6%	81.0%	100.0%	0.4%	22.3%	77.3%	100.0%
	1993年	0.3%	24.1%	75.6%	100.0%	0.4%	22.4%	77.2%	100.0%
	1994年	0.7%	14.1%	85.2%	100.0%	0.4%	22.0%	77.6%	100.0%
	1995年	0.7%	19.0%	80.4%	100.0%	0.4%	21.9%	77.7%	100.0%
	1996年	1.0%	22.2%	76.7%	100.0%	0.4%	21.9%	77.7%	100.0%
	1997年	0.7%	21.7%	77.6%	100.0%	0.4%	21.9%	77.7%	100.0%
	1998年	0.5%	22.5%	77.0%	100.0%	0.4%	21.9%	77.6%	100.0%
	1999年	2.1%	35.6%	62.4%	100.0%	0.5%	22.3%	77.2%	100.0%
2000年	1.9%	22.5%	75.6%	100.0%	0.5%	22.3%	77.1%	100.0%	
目標値	1986～ 2000累積					0.4%	25.1%	74.5%	100.0%

資料：立地動向調査（新工業再配置フォローアップ調査：経済産業省より）
（注）電気・ガス・熱供給業、研究所を除く。

(4) 研究機能に着目するリサーチコア構想

1980年代には、経済のサービス化と東京一極集中の進展に対処するため、サービス部門や管理部門の地方分散も図られた。この施策の1つとして、1986年に「民間事業者の能力活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(民活法)」が通商産業省、建設省、郵政省、運輸省の4省の共管で制定され、産業立地政策の関連施策「リサーチコア構想」として、新たな取組が始まった。

民活法の主な目標は、経済社会の基盤充実に資する「特定施設」の整備を民間事業者の経営・資金を最大限活用して促進することであり、そのための税制、資金融資の斡旋、債務保証などの支援措置を規定している。これに基づき、各省により、研究開発企業化基盤施設(リサーチコア)、電気通信業研究開発施設(テレコム・リサーチパーク)、情報化基盤施設(ニューメディアセンター)、電気通信高度化基盤施設(テレコムプラザ、マルチメディアタワー)、国際経済交流促進施設(国際見本市、国際会議場)、港湾利用高度化施設(旅客ターミナル、港湾業務用施設)などが展開されることになった。このうち通商産業省が推進したリサーチコア整備事業は、①開放型試験研究施設②人材育成施設③交流施設④インキュベータ等高次の産業支援機能を有する4施設を一群として整備することで、高次機能集積都市構想(コア・シティ)を推進するというもので、東京一極集中の緩和と地域経済発展に向け、戦略的に重要な都市機能、研究機関・技術者の集積がある地方都市を対象に、研究開発機能の集積を支援する計画が立てられた。

図表 1-4-12 リサーチコアの内容

施設設備	施設内容
開放型試験研究施設	地域企業の研究開発、とりわけ産学共同研究、異業種企業間の共同研究開発に対し、研究スペース及び研究設備を貸し付けるとともに、共同研究プロジェクトのアレンジ等の技術指導等を行う施設
人材育成施設	地域企業の技術者に対し、マイクロエレクトロニクス、新素材、情報処理技術等、最新の研究技術成果を盛り込み、工業技術に関する研修を行う施設
交流施設	最新の研究開発成果、または技術情報の提供または交換を行うための展示施設、会議場施設、技術データベース等施設
研究開発型企业育成支援設備 (ベンチャー・ビジネス・インキュベータ)	創業間もないベンチャー・ビジネスが研究開発成果の企業化を効果的に実施できるよう、コンピュータ、ワープロ、レセプションサービス等と併せて事業場スペースを低廉な料金で貸し付けるとともに、財務、経理等各種のコンサルティング等を行い、これらの企業の立ち上りを支援する施設

出典：通商産業省立地公害局(1988)『頭脳立地法の解説—「産業の頭脳部分」の地域集積にむけて』

図表 1-4-13 リサーチコア構想によるプロジェクト(民活法認定プロジェクト1号施設)

プロジェクト名	所在地	認定日	事業目的等
かながわサイエンスパーク(KSP)	神奈川県川崎市	1986/12/1	研究開発型企業の振興を目的とする複合的基盤施設(インキュベータ、ラボ、技術開発、経営等の学校、技術情報VAN等)を整備する
つくば支援研究センター	茨城県つくば市	1988/1/28	筑波地区の研究資源を活用し、産学官の共同研究、研究者間の相互交流、ハイテク対応型人材育成等の拠点施設を整備する
千里ライフサイエンスセンター	大阪府豊中市	1988/2/25	ライフサイエンス分野における研究開発と産学官の共同研究の推進により、地域の研究、産業基盤の整備を促進する
久留米テクノ・リサーチパーク	福岡県久留米市	1988/3/4	久留米・鳥栖テクノポリス建設のため、バイオ、メカトロ、ソフトウェア等の分野について、開発型試験研究施設、人材育成施設、総合的なベンチャー・インキュベーターを整備する
恵庭リサーチ・ビジネスパーク	北海道恵庭市	1988/4/4	道央テクノポリス構想の研究開発機能を受け持ち、北海道の産業構造の高度化を目指し、エレクトロニクス、バイオ、メカトロ等の研究開発拠点を整備する
21世紀プラザ	宮城県仙台市	1988/6/24	仙台北部中核テクノポリス構想の母都市機能の拡充及び県内産業の技術の高度化、研究開発機能の強化を促進する
とやま新産業基盤施設	富山県高岡市	1988/9/10	テクノポリス母都市機能強化のため、マイクロエレクトロニクス技術の活用に不可欠なシステムエンジニアリングの育成・集積を図るとともに、メッセハウス、デザインセンター、研究開発施設、情報関連産業の拠点施設等を整備する
長岡リサーチコア	新潟県長岡市	1989/4/21	地域技術の高度化、製造業による研究開発活動の活性化の基盤として研究開発拠点を整備する
豊橋サイエンスパーク	愛知県豊橋市	1990/9/27	高度な産業基盤を整備するとともに産学官交流の推進により、名古屋圏の産業技術に関する高度機能の一役を担う拠点を整備する
尼崎リサーチインキュベーション・センター	兵庫県尼崎市	1991/3/11	阪神臨海工業地域における研究開発型企業の育成、先端的技術の研究開発とその成果の事業化支援のため、施設の提供、交流支援、都市型産業に有用な人材育成を行う産業基盤施設を整備する
福岡ソフトリサーチパーク・センタービル	福岡県福岡市	1991/5/23	地域情報関連企業の集合化を図り、指導員の指導による高度な技術力の取得、情報関連技術者の育成のための設備を供与、異業種交流を実施し、情報関連企業及び技術者の人材育成拠点として整備する

出典：民活基本問題研究会(1992)『民活プロジェクトの新展開』

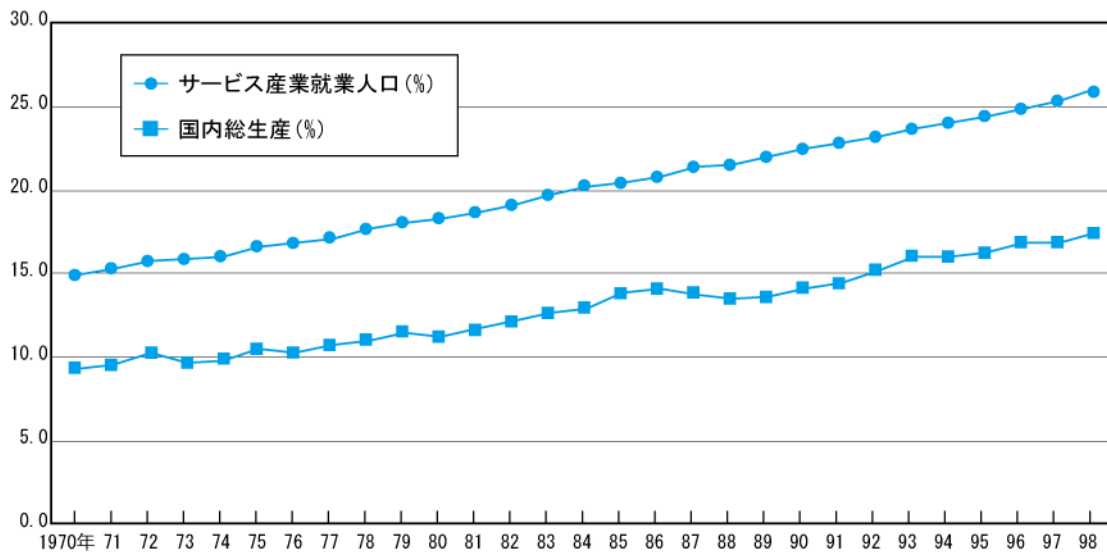
(5) 四全総による新たな国土計画

二度にわたる石油危機以降、日本の経済は過度なドル高のもとで輸出主導型の成長を続けてきた。その結果、巨額の貿易黒字を抱え、1985年にプラザ合意が発表されると円が急騰した。プラザ合意時の1ドル230円程度から、1年後には1ドル150円程度となり、この急激な円高の進行を契機に、国内の製造業が海外に生産拠点を移す動きが活発化した。さらには、国内においては、構造的な不況業種となった石炭産業や非鉄金属、造船、鉄鋼などが産業構造調整、雇用問題等を引き起こしつつあり、サービス産業を主とする第3次産業の著しい成長を踏まえて、内需主導型の新たな成長路線への転換が必要との議論が高まった。さらには、地域活性化のための多様な産業振興施策の展開や、全国的なネットワークを考慮し、「三全総」の定住構想のさらなる発展や、国土計画における本格的な国際化の進展も踏まえた計画策定が求められるようになった。

また、1985年以降、三全総までの「大都市対地方」という構図から、人口や諸機能の東京一極集中現象が顕著となったことで、「東京対その他の地方」という新たな局面を迎えることとなった。当時の人口を見ると、1985年に東京の構成比が全国の25%を占め、手形交換高では1970年の50%から1985年には80%の寡占状態となっている。また、情報サービス・調査・広告業従業者数も55%以上を占め、関西圏の構成比も落ちるなど、「金」と「情報」の東京一極集中が進んでいる。

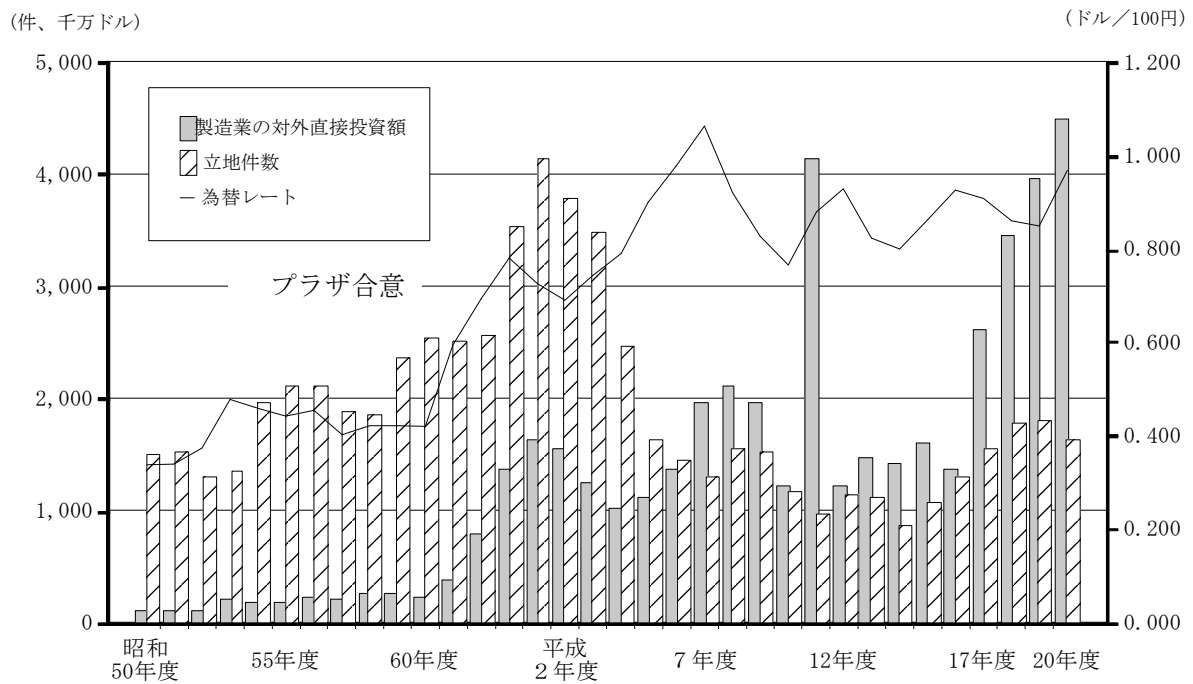
こうした東京一極集中の傾向がさらに進展すれば、東京圏の居住環境や国土資源と人間活動のバランスが崩れる恐れがあった。加えて、経済、文化、生活等の機能が東京圏に集中すると、各地域の多様な個性が阻害され、日本全体として多様な価値観が育まれなくなることも危惧された。他方、地方圏においては、急速な産業構造の転換により、素材型産業や輸出依存型産業の不振等により、雇用問題が深刻化していた。また過疎地域での人口減少ばかりでなく、道県単位でも再び人口減少が生ずるなど、地域振興の上で大きな課題が現出してきた。さらに21世紀を展望すれば、経済社会に新たな可能性をもたらす技術革新・情報化の進展や急速な産業構造の変化が予想されることや、高齢化の進展、生活の質的向上と安全志向の強まり、さらにはあらゆる側面でグローバル化が進むなど、経済社会の大きな変化が予想された。このような新たな地域課題と経済社会の変化に的確に対応し、活力と創造性に富み、また安全で美しい国土を21世紀に引き継ぐための国土計画を策定することが強く求められ、1987年に「第四次全国総合開発計画(四全総)」が閣議決定された。

四全総は、目標達成のための開発方式として「交流ネットワーク構想」を打ち出した。これは三全総における定住構想に、交流ネットワークの概念を加えた開発方式であり、要約すれば、独自性のある地域開発を進めると同時に、交通・通信のネットワークの整備や姉妹都市をはじめとする各地域間での交流を促進することで、多極分散型国土の形成、地域格差の是正を目指すというものであった。そのため「基本フレーム指標」においては、三全総と同じく様々な指標が設定されたが、特に「交流ネットワーク構想」「国際化の進展」に基づく、交流に関する指標が三全総との比較で大幅に増加した点が特徴とされている。



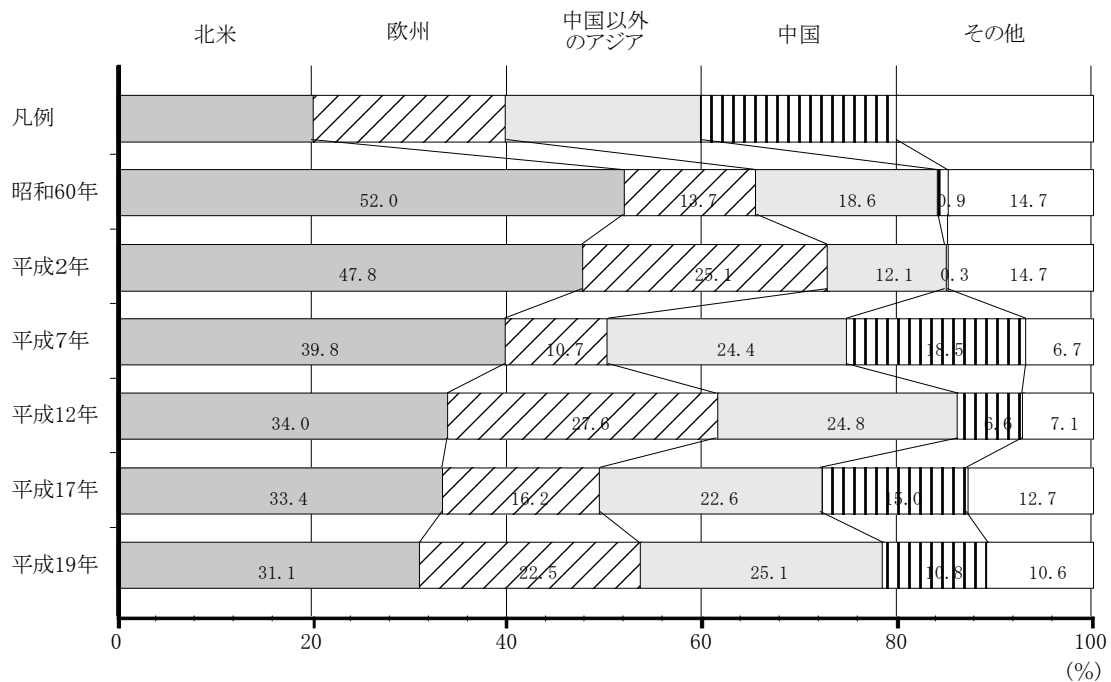
出典：内閣府(2000)「国民経済計算年報」、総務省「労働力調査」

図表 1-4-14 就業者及び国内総生産に占めるサービス産業の比率の推移



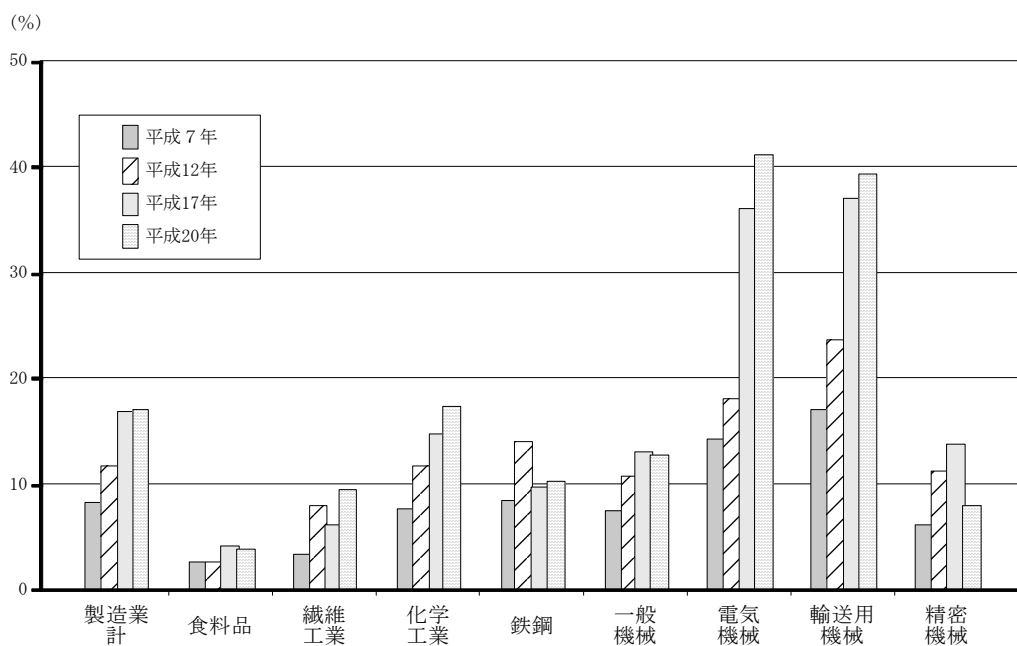
出典：財務省「財政金融統計月報」、経済産業省「工場立地動向調査」

図表 1-4-15 工配法区分別工場敷地面積の当該年達成率の推移



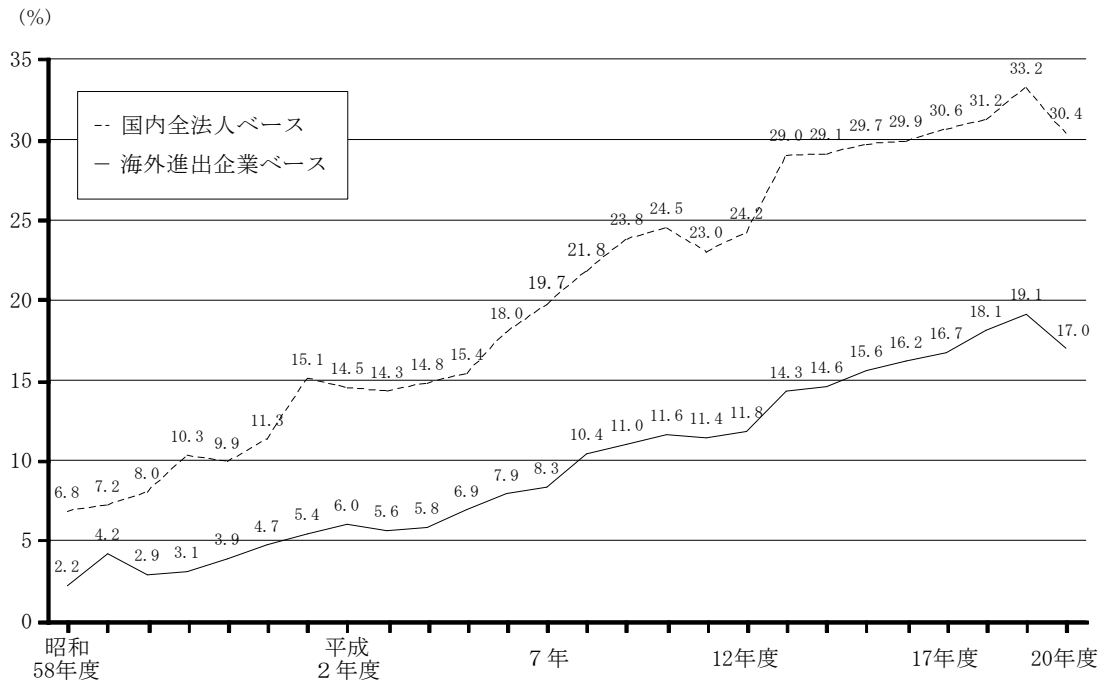
出典：財務省「財政金融統計月報」

図表 1-4-16 製造業の直接投資先の推移



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」

図表 1-4-17 業種別の海外生産比率の推移



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」

図表 1-4-18 海外生産比率の推移

(6) 「頭脳部分」の地方分散

①経済のソフト化・高度化の進展

1985年頃から「ソフトの時代」が叫ばれるようになり、企業や消費者のニーズも多種多様化し、「物的な豊かさ」ではなく「心の豊かさ」を求める風潮が生まれてきた。特に消費者ニーズの変化や情報化の進展等を背景に、ソフト化・サービス化が進展し、金融・保険、サービス業、運輸・通信業等の第3次産業のウェイトが急速に高まった。また、第2次産業においても直接部門の従業者のウェイトが低下し、間接部門の企画・開発、情報・サービス等のソフト的業務の比重が増大するなど、大きな変化が生じることとなった。

この間、産業社会には①価値観の多様性②情報化③ハイテク化④国際化⑤高齢化⑥女性の社会進出という6つの大きなトレンドが生まれ、これらに的確に適応すべく、産業内部には独自開発、多品種少量生産、セグメント志向、社内のOA化・情報化等を重視する動きが見られるようになった。これに伴い、直接生産に係わる費用に比べて、研究開発、デザイン、商品開発、情報化等の間接経費が急激に増大していった。

特に就業構造においては、企業内の研究所、情報処理部門等のソフトウェア業、デザイン業などの産業の頭脳部分(特定事業)の占めるウェイトは年々高まっていくことが予想された。しかし、経済のソフト化における「頭脳部分」は、東京圏をはじめとする大都市圏に集中する傾向があり、特に東京圏における過密ぶりも強く指摘される場所であった。

こうした中、地域経済の発展と産業の適正配置を図り、地域住民の生活向上と国民経済及び国土の均衡ある発展の実現も視野に入れ、これまでの工場の地方分散に加え、産業の「頭脳部分」を特定事業に位置付け、地域に集積させることで地域産業の高度化を図ろうとする「頭脳立地構想」が提案されることとなった。当時の地域活性化研究会から「東京と地方との経済力格差を是正していくためには、東京に一極集中している戦略的サービス産業、業務管理機能等の高次機能を地方の活力拠点へ分散誘導することが必要」との提言を受け、1988年に「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(頭脳立地法)」が制定され、従来の工業再配置政策、テクノポリス政策等を補強・補完することがおおいに期待された。



浜名湖国際頭脳センター(静岡県浜松市)

図表 1-4-19 産業の頭脳部分の大都市への集中状況

	先端技術産業	民間試験 研究機関 (資本金50 億円以上)	東京1・2部 上場企業本社	情報サービス 従事者数	汎用コンピュータの 稼働状況	卸売り 販売額
	1985年	1985年-86年度	1986年度	1985年	1984年度	1985年
三大都市圏	54.50%	68.80%	85.80%	78.00%	63.60%	70.30%
東京圏	32.10%	45.70%	54.60%	55.90%	39.80%	41.50%
全国	1,050件	484件	1,839件	162,010件	184,678件	428兆2,910億円

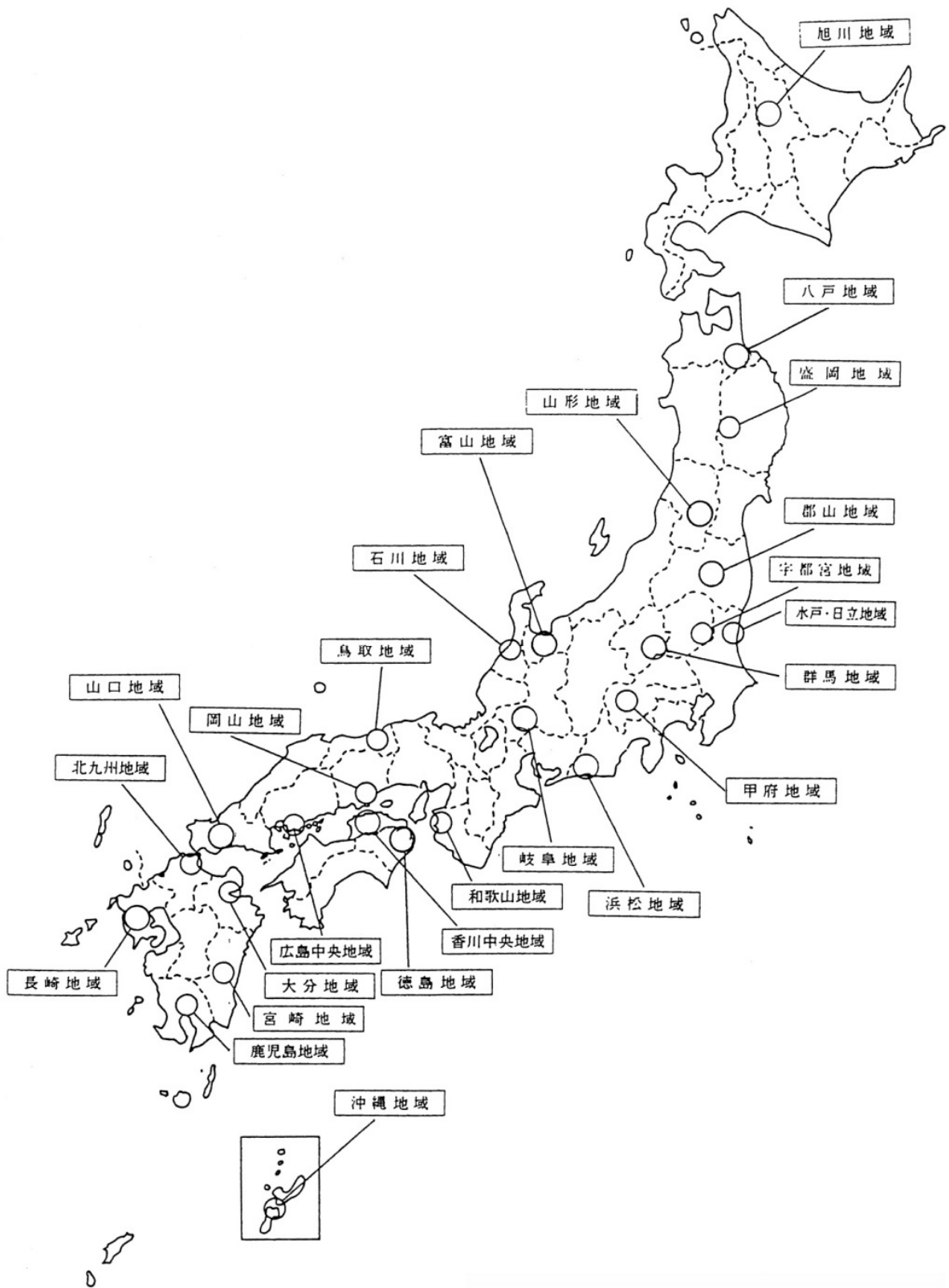
※東京圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県 三大都市圏：東京圏、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県
 出典：財務省「財政金融統計月報」、通商産業省「工場立地動向調査」「海外事業活動基本調査」「特定サービス産業実態調査」「電子計算機納入取調査」「商業統計」、日本経済新聞社(1987)『会社名鑑』、文部省(1985・1986)『全国試験研究機関名鑑』、通商産業省立地公害局(1988)『頭脳立地法の解説—「産業の頭脳部分」の地域集積にむけて』

なお、地域振興整備公団では、頭脳立地法に基づき、大都市に集中したソフトウェア業、デザイン業等の「頭脳部分」の地方における受け皿として、産業団地の造成と産業高度化に寄与する研究開発、研修等のための施設の整備・管理を行う第3セクターに対する出資を行った。

図表 1-4-20 頭脳団地の事業実施地区

団地名	所在地	概算 事業費	面積 (ha)	分譲開始時期
旭川リサーチパーク	北海道旭川市	約 21 億円	17.3	1995 年 7 月
八戸ハイテクパーク	青森県八戸市	約 18 億円	17.7	1991 年 9 月
盛岡西リサーチパーク	岩手県滝沢村	約 24 億円	14.4	1997 年 11 月
アルカディアソフトパーク 山形	山形県山形市	約 42 億円	12.5	1995 年 12 月
郡山ウエストソフトパーク	福島県郡山市	約 27 億円	19.8	1995 年 7 月
山梨ビジネスパーク	山梨県玉穂町	約 46 億円	9.4	1996 年 5 月
富山イノベーションパーク	富山県婦中町	約 30 億円	19.2	1992 年 11 月
石川ソフトリサーチパーク	石川県松任市	約 32 億円	14.9	1992 年 6 月(1期) 1993 年 6 月(2期)
海南インテリジェントパーク	和歌山県海南市	約 34 億円	20	1994 年 9 月
宇部臨空頭脳パーク	山口県宇部市	約 29 億円	17.8	1995 年 7 月
ブレインズパーク徳島	徳島県徳島市	約 35 億円	7.9	1993 年 9 月
大分インテリジェントタウン	大分県大分市	約 32 億円	17.4	1992 年 9 月 (一部分譲) 1995 年 7 月

出典：地域振興整備公団(1995)『豊かな地域社会をめざして—公団業務のご案内』



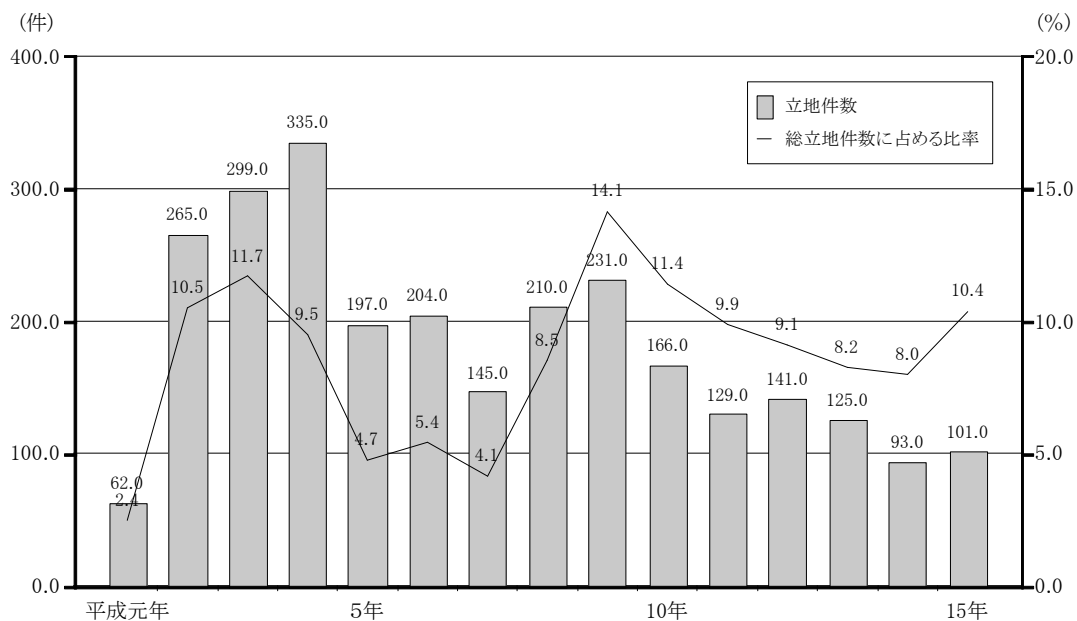
出典：地域振興整備公団(1985)『地域統計要覧』

図表 1-4-21 頭脳立地地域の指定状況

②頭脳立地法の成果

頭脳立地地域においては、特定事業従業者数の増加が見られ、頭脳立地地域の所在道県、全国の伸びを上回った。特に「他に分類されないサービス業」「情報サービス業」の伸びが大きく、平成元年の1989年以降、頭脳立地地域には2,703件の工場が立地した。これは同時期の総立地件数の9.8%を占め、特定業務の集積及び企業立地に一定の成果があったものと評価できる。しかし、焦点であった研究所は依然として大都市圏とその周辺地域へ展開しており、計画通りの「頭脳部分」の集積にはほど遠いとの指摘もある。

こうした成果を得て、同法は2002年に廃止された。



出典：経済産業省「工場立地動向調査」

図表 1-4-22 頭脳立地地域への企業立地

図表 1-4-23 研究所の地域別立地件数シェア (1985～2004年)

地域	構成比 (%)	地域	構成比 (%)	地域	構成比 (%)
北海道	7.1	東海	12.9	山陽	3.4
北東北	1.7	北陸	4.9	四国	2.4
南東北	5.5	近畿内陸	6.1	北九州	5.6
関東内陸	16.5	近畿臨海	7.1	南九州	4.9
関東臨海	19.9	山陰	2.2	全国	100.0

出典：経済産業省「工場立地動向調査」

5. グローバル経済下の産業立地〔1990～2000年代〕

(1) オフィス・アルカディア構想が描く「理想郷」

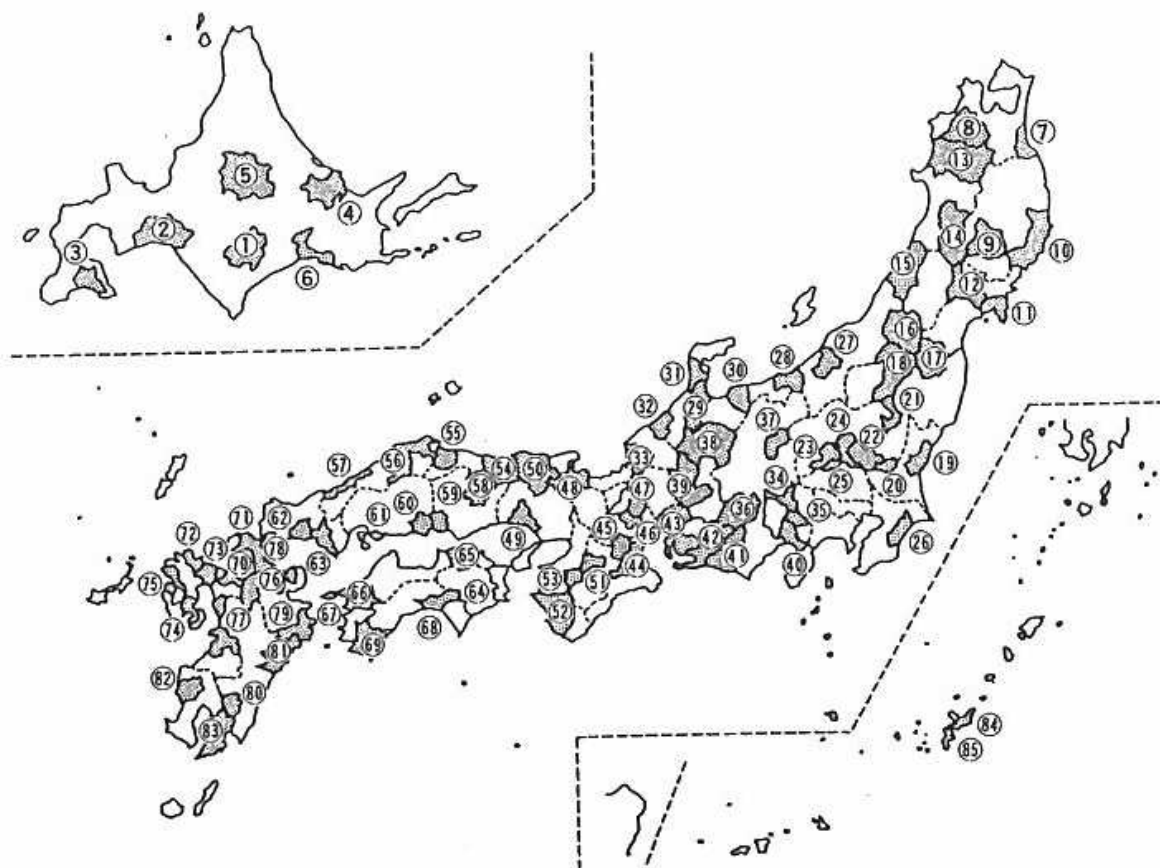
1990年の国勢調査結果では、地方の若年層を中心とした人口減少が再び広がり、地方全体の活力の低下が見られる一方、再三繰り返している通り、人口と諸機能の東京一極集中による過密の問題がいつそう深刻化していた。

こうした状況に対し、地方拠点都市地域(地域社会の中心となる地方都市と周辺の市町村からなる地域)について、都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備促進が求められた。地方定住の核となるような地域を育成するとともに、産業業務機能の地方への分散等を進め、産業業務機能の全国的な適正配置を促進する目的で、通商産業省をはじめとする関係6省庁による「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(地方拠点法)」が制定された。

当時は東京一極集中の要因として、従来の生産機能の集中に加え、オフィスワーク(業務機能)の過度な集中も無視できないレベルに達しており、通商産業省としても、従来の施策の着実な遂行に加え、新たな視点からの施策展開を行う必要が生じていた。特に若者のオフィスワーク志向を踏まえて、地方拠点法に基づいて指定される地方拠点都市地域内に、東京に集中しているオフィスの全国的な再配置推進の受け皿となる「オフィス・アルカディア」を建設する構想を策定した。この「アルカディア」とは、古代ギリシャ語で「理想郷」を意味し、快適でゆとりと豊かさに満ちた業務拠点地区の形成を象徴するものである。

オフィス・アルカディアは、地方拠点都市地域の中に原則として1カ所に限って設置されるもので、面積を原則約20～100haとして想定し、地方拠点都市地域の中心都市内またはその近傍都市内の高速交通体系へのアクセスが便利な郊外地域に建設することを想定された。また、市街地においても、国鉄精算事業団用地のようにまとまって用地を確保できる場合は、約5haからの小規模のものも想定できるとした。

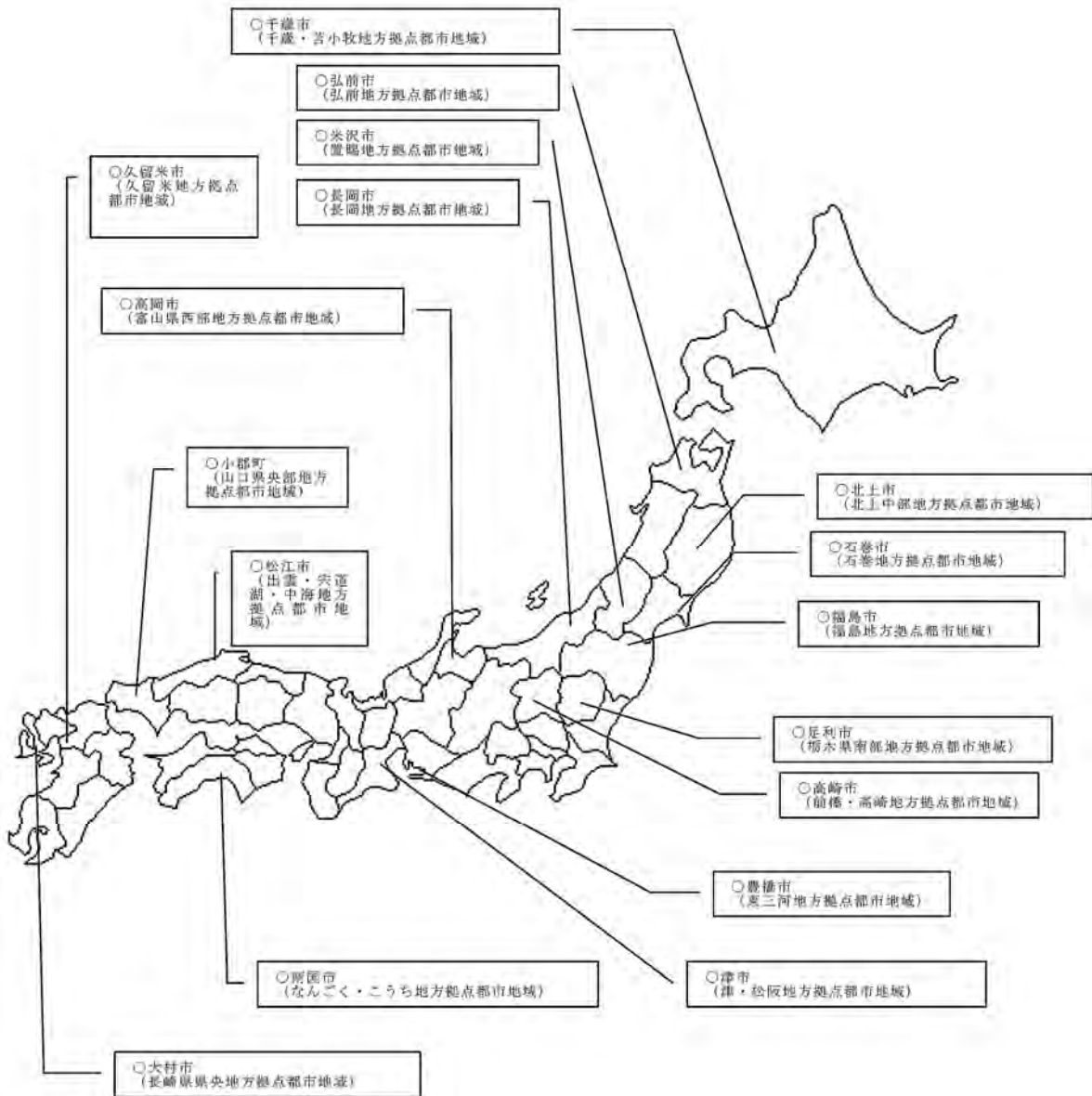
オフィス・アルカディア整備に係る具体的な支援策としては、第一に地域振興整備公団(現中小企業基盤整備機構)による①業務団地造成②産業業務施設支援中核施設(会議場・研修場施設等)の整備者への出資、第二に金融上の支援施設として①中核施設の建設に対するNTT無利子融資の適用②産業業務施設を設置する企業全般に対する政府金融機関による融資制度(通利)③中小企業の集団立地に対して、中小企業事業団(現中小企業基盤整備機構)による高度化資金を優遇条件で適用、第三に税制上の支援措置として①特別償却産業業務施設に該当する事務所または研究所用の建物を取得し、事業用に供した場合、取得価格の12%について特別償却を認める②土地保有税の非課税③固定資産税の不均一課税に対する減収補填等が設けられた。



道府県名	地方拠点都市地域名		道府県名	地方拠点都市地域名	
北海道	1.帯広圏	2.千歳・苫小牧	三重県	44.津・松阪	45.伊賀
	3.函館圏	4.オホーツク北網	滋賀県	46.東近江	47.琵琶湖北東部
	5.上中中部圏	6.釧路	京都府	48.北近畿	
青森県	7.八戸	8.弘前	兵庫県	49.播磨	50.但馬
岩手県	9.北上中部	10.三陸	奈良県	51.奈良中和	
宮城県	11.石巻	12.大崎	和歌山県	52.田辺・御坊	53.橋本
秋田県	13.米代川流域	14.雄物川流域	鳥取県	54.鳥取県東部	55.中海圏域
山形県	15.庄内	16.置賜	島根県	56.出雲・宍道湖・中海	57.浜田・益田
福島県	17.福島	18.あいづ	岡山県	58.津山	59.井笠
茨城県	19.水戸	20.筑西	広島県	60.福山	61.呉
栃木県	21.栃木県北部	22.栃木県南部	山口県	62.山口県中央	63.周南
群馬県	23.前橋・高崎	24.東毛	徳島県	64.徳島県東部	
埼玉県	25.本庄		香川県	65.香川中央	
千葉県	26.長生・山武		愛媛県	66.八幡浜・大洲	67.宇和島圏
新潟県	27.長岡	28.上越	高知県	68.なんごく・こうち	69.高知県西南
富山県	29.富山県西部	30.富山県新川	福岡県	70.久留米	72.福岡県北東部
石川県	31.中能登	32.南加賀	佐賀県	72.唐津・東松浦	73.佐賀
福井県	33.福井県丹南		長崎県	74.長崎県央	75.佐世保
山梨県	34.甲府圏域	35.富士北麓	熊本県	76.八代宇城	77.荒尾玉名
長野県	36.飯伊	37.上小	大分県	78.大分県北・日田	79.大分県南
岐阜県	38.飛騨	39.中濃	宮崎県	80.都城	81.宮崎県北
静岡県	40.静岡県東部	41.静岡県西部	鹿児島県	82.川内	83.大隈
愛知県	42.東三河	43.豊田加茂	沖縄県	84.沖縄県北部	85.沖縄県南部

出典：地域振興整備公団(2004)『地域統計要覧』

図表 1-5-1 地方拠点都市地域の指定状況



出典：日本立地センター(2008)『オフィス・アルカディア地域のご紹介』
 図表 1-5-2 オフィス・アルカディア用地整備地域

図表 1-5-3 オフィス・アルカディア分譲状況

団地名	所在地	公募開始	譲渡対象 累計(ha)	分譲件数		分譲面積		分譲率(%)
				累計(件)	うち賃貸	累計(ha)	うち賃貸	
千歳オフィス・アルカディア	北海道千歳市	1999.5.7	29.8	8	1	28.8	0	96.70%
弘前オフィス・アルカディア	青森県弘前市	2001.12.21	20.8	16	2	10.9	1	52.50%
北上産業業務団地	岩手県北上市	1997.10.6	24.9	16	0	7.9	0	31.50%
石巻トウモロビジネスタウン	宮城県石巻市	2000.3.27	20.6	11	2	4.3	0.5	21.10%
米沢オフィス・アルカディア	山形県米沢市	2000.4.10	25.9	6	0	3.2	0	12.30%
長岡オフィス・アルカディア	新潟県長岡市	1997.9.22	12.3	9	0	5.1	0	41.50%
足利インタービジネスパーク (二期含む)	栃木県足利市	2004.10.28	16.3	19	0	16.3	0	100.00%
高岡オフィスパーク	富山県高岡市	1998.10.15	9.6	10	1	5	0.1	52.00%
豊橋産業業務団地	愛知県豊橋市	1998.7	20.6	6	0	2.7	0	13.00%
津オフィス・アルカディア	三重県津市	2001.4.9	25.1	21	0	14.9	0	59.50%
南国オフィスパーク	高知県南国市	1997.1.20	12.2	16	0	12.2	0	100.00%
久留米ビジネスパーク	福岡県久留米市	2000.12.8	23.6	74	4	19.5	2.4	82.40%
オフィスパーク大村	長崎県大村市	1998.4.8	17.9	16	1	14.8	0.4	82.70%
合計			259.6	228	11	145.6	4.4	56.09%

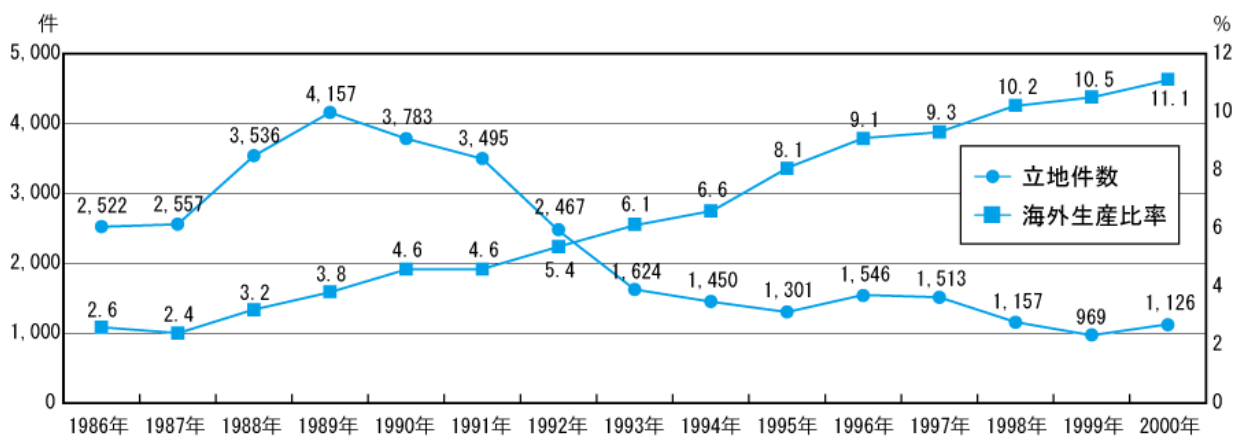
※各数字は 2008 年 3 月 31 日現在

出典：日本立地センター（2008）『オフィス・アルカディア地域のご紹介』

(2) 集積活性化法による自立的発展の基盤強化

1990年代後半には、プラザ合意以降の円高を受け、量産型加工組立産業を中心とした生産拠点のアジア諸国を中心とした海外展開、海外からの製品輸入の急増など、経済のグローバル化が本格的に進展した。このため、国内工場の縮小・閉鎖に伴う産業空洞化への懸念が高まり、産業集積地における生産・雇用の減少のほか、新たな領域への対応の原動力となる企業間の情報交換、技術のフィードバック、共同商品開発等の産業集積が有するメカニズムそのものの崩壊までも危惧された。

一方、試作開発型・付加価値型の産業・部門では、質の高い市場を背景とした新商品・新技術選別の可能性等において比較優位性を有したが、このまま産業集積の現状を放置すれば、集積の中で重要な基盤技術を有する中小・中堅企業の転・廃業や特定産業の低迷・衰退が進む恐れもあった。



出典：経済産業省「工場立地動向調査」「海外事業活動基本調査」

図表 1-5-4 工場立地件数と海外生産比率の推移

21世紀においても日本経済の発展の源泉は、引き続き製造業が担っていくものと考えられ、しかも比較優位を有する試作開発型、付加価値型の製造業に負うところが大きいことから、地域の産業集積の崩壊が現実のものとなる前に、政府として産業集積の維持・活性化、新規集積の形成等に向けた対策を講じておくことが不可欠とされた。そこで「産地」等の産業集積(特定中小企業集積)の活性化に向けて、1992年に施行された「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」を発展的に解消し、総合的地域産業集積における空洞化対策として1997年に制定されたのが、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(集積活性化法)」である。

同法では「基盤的技術産業集積」と「特定中小企業集積」を合わせて「特定産業集積」と位置付け、集積機能を強化・活用しつつ、その活性化を促進する措置を講ずることで、地域産業の自立的発展基盤の強化を図ることを目的とした。また、政策の柱として、①事業者の投資リスクの軽減、公共財整備の観点からの産業インフラ整備②特定基盤的技術の高度化等に資する研究開発及び人材育成施策③事業者の設備投資等を促進するための低利融資、税制優遇等が挙げられ、それぞれに応じて所要の施策が講じられた。

また、ここでの産業インフラ整備の観点から、地域振興整備公団(現中小企業基盤整備機構)

では、地域の中堅・中小企業のための産業団地「フロンティアパーク」を各地に整備した。
なお、同法はその役割を終え、2007年に廃止されている。

図表 1-5-5 各地のフロンティアパーク

所在地	産業用地名	計画面積
岩手県奥州市	江刺フロンティアパーク	36.1ha
新潟県柏崎市	柏崎フロンティアパーク	27.6ha
富山県小矢部市	小矢部フロンティアパーク	22.3ha
石川県松任市	松任フロンティアパーク	9.36ha
滋賀県甲賀市	甲南フロンティアパーク	43.0ha

出典：地域振興整備公団(1995)『豊かな地域社会をめざして－公団業務のご案内』

(3) 外資系企業誘致への期待

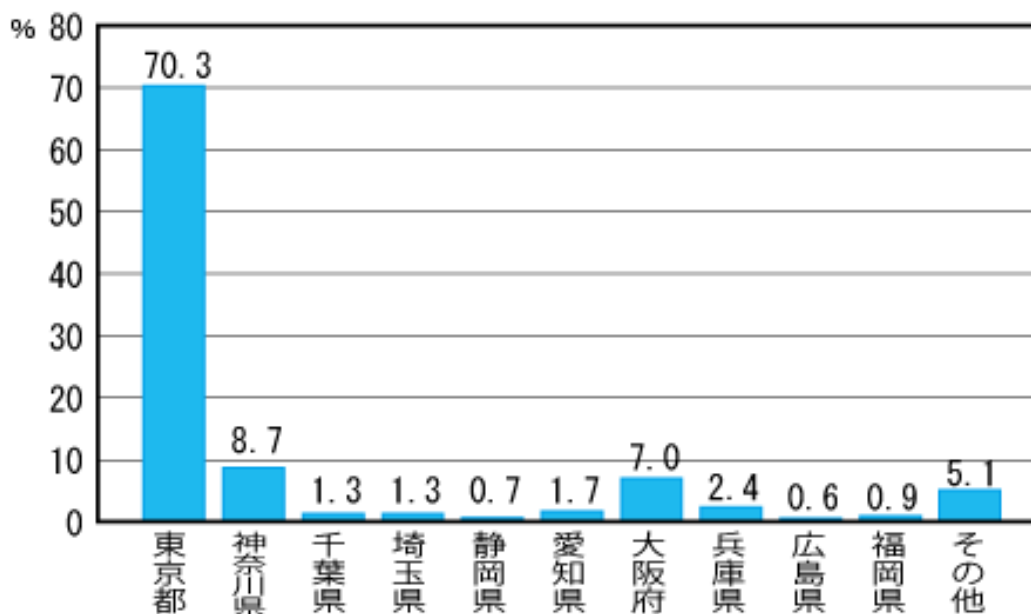
国内産業の海外移転が急速に進み出すと、工場閉鎖や倒産が各地域で見られるようになり、失業などの雇用不安が地域の大きな問題として顕在化した。バブル崩壊の影響もあり、国内経済が落ち込む中、2002年頃から地方では外資系企業の誘致熱が高まり始めた。

実は外資系企業誘致のブームはこれが第2次である。第1次ブームは1980年頃に通商産業省を中心に巻き起こったもので、各通商産業局に外資系企業誘致の組織が設けられ、誘致のためのセミナーやシンポジウムが開催され、地域のPR活動が展開されていった。一方、2002年頃の第2次ブームは、産業空洞化の進展を背景に、国内経済の危機的状況を打破するには、外資系企業誘致が必要との声が官民の双方から上がったことによるものである。

しかしながら、外資系企業誘致の地方展開はかなり厳しいものがあり、外資系誘致に早くから取り組んでいた横浜市のほか、神戸市や大阪府などには数社が立地しているが、その他の多くの地域では思うような成果は上がらなかった。

なお、2000年の外資系の企業数は、全体で3,358社である(外資系企業総覧－東洋経済新報社)。所在地としては、東京都が2,599社で最も多く、次いで神奈川県262社、大阪府179社となっており、関東地域に85%以上が所在していた。外資系企業の大半が国際ビジネスの中心地である東京に集中展開する状況は現在も変わっていない。

業種については、卸・小売、サービス等の非製造業が多く占める。財務省の業種別対内直接投資実績の金額ベース推移を見ると、非製造業の伸びが1998年度以降急増しており、2000年度には2兆3,344億円と1998年度の2倍を超える額となっている。この時期に急増している業種としては、非製造業の通信業の割合が1998年度の1.3%から、2001年度には38%に急伸した。また、金融保険業も1997年度に20%を超え、その後もほぼ30%を超える高い割合を占めた。特に損保関係の進出が目立ち、バックアップセンターやコールセンター等の地方展開も見られた。また、1999年度には、ルノーが日産自動車を買収した影響で製造業の金額が増加した。



出典：東洋経済新報社(2000)『外資系企業総覧』

図表 1-5-6 外資系企業の事業所割合

(4) 産業支援機関の再ネットワーク化

バブル崩壊後、経済縮小とインフラへの投資効率の低下により、大都市には地方に経済資源を移転する余力がなくなった。付加価値の低い工場が海外へ移転する中、付加価値の高い新事業を次々と起こす以外に、成長の途はなくなったのである。また、土地・建物への過剰投資に対する社会的な眼が厳しくなったこともあり、投資先としては、無形のネットワークや新事業創出の支援機能に目が向けられるようになった。

経済産業省は1998年10月より、産業構造審議会地域経済部会において、新たな地域経済政策の検討を開始した。この検討にあたっては、初めから国と地域の役割分担の見直しが論点として盛り込まれた。この場で中心的に議論をされたのが「地域プラットフォーム構想」である。

地域には、テクノポリス法等の地域経済政策のほか、中小企業政策、IT政策等の実施機関として設立された様々な産業支援機関が存在していたが、それらが国と縦割りで連結し、地域内ではあまり連携せずに活動しているのが実態であった。同構想は、そうした現状を改め、各機関をネットワーク化することで、起業家や新事業に挑む中小企業のニーズに対するワンストップサービス体制の確立を目指したものである。

この構想を受けて、1998年12月には「新事業創出促進法」が制定された。同法には地方移転という発想はなく、大都市と地方が同等に政策の対象に含まれた。つまり、地域間の経済活動としてのパイの取り合いではなく、パイそのものの拡大、新事業創出のみを目的と位置付けるものであった。地域ごとの政策は、主として地方自治体が作成する基本構想によって展開される形式となり、これによって、政策立案における国と地方の役割分担が入れ替わり、地域が独自の構想を競い合う状況が生まれた。また、政策手法については、団地造成という手段は残されたものの、ソフト活動経費の支援やインキュベータの整備にシフトした。

このような抜本的な政策転換の背景にあったのは、新事業創出促進法の中間の時期に立法された「集積活性化法」の性格である。同法の主要な政策手段は、依然としてインフラ整備にあったが、地域振興策として初めて大都市圏を対象に加え、また産業集積の中の繋がりという無形のものに価値を見出すなど、旧政策と新政策のハイブリッド型の法律となっていた。

また、1999年6月、同法の中心的思想である起業家支援の地域プラットフォーム構想の推進機関として、「日本新事業支援機関協議会(JANBO)」が日本立地センター内に設立された。本組織が、全国各地の創業支援・起業家育成、企業の成長支援における基盤形成の中心となり、各地の新産業・新事業創出を促進し、地域経済の活性化を推し進めることとなった。

その後、福田政権下における政府の「骨太の方針」(2008年)において、経済成長政策の柱となるコンセプトに「つながり力」が盛り込まれ、2005年に同法は「中小企業新事業活動促進法」へと統合された。また、JANBOは拡大改組して創設された新たなネットワーク組織「全国イノベーション推進機関ネットワーク」へと受け継がれている。

(5) 産業クラスター計画による新ネットワーク形成

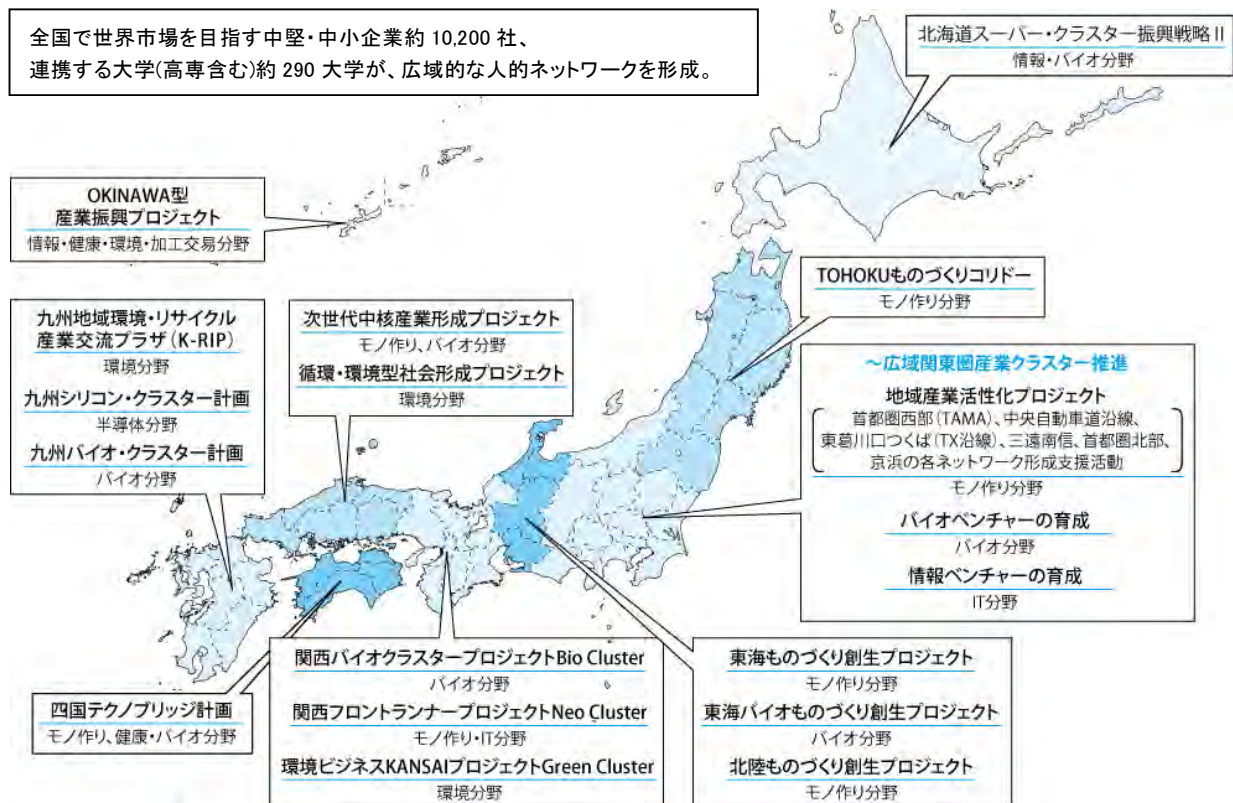
産業クラスター計画に基づき、2001年度から地域の経済産業局と民間の推進組織が一体となり、18のプロジェクト(2009年度当時)が推進されている。自律的発展期への移行(実質的には2010年度より)に伴い、現在はそれぞれが民間・自治体等中心の地域主導型クラスターとして活動を続けている。

産業クラスター計画の目的・ミッションは、①イノベーションを促進する事業環境の整備②国家戦略に沿った新産業の創出③地域振興との相乗効果の現出の3点である。その基本ポリシーは「現場主義の尊重」と「施策の戦略的活用」であり、地域が自ら現場においてイノベーション促進と新産業創出を図ることとしている。

また、産業クラスターについては、企業、大学、行政等が水平的なネットワークを形成し、相互の経営資源を融合させたイノベーションを促進することが不可欠との視点に立ち、計画推進されることが求められた。また、イノベーションによる新事業創出から、国際的な競争優位性を有する産業を核とした新たな産業集積(産業クラスター)が生み出され、これが人材や企業を吸引することで内発と誘致の両輪による産業発展を達成させる、との目標も掲げられた。

図表 1-5-7 産業クラスターの目標レンジ

第Ⅰ期 (2001～2005年)	立ち上げ期、国が中心となり産業クラスター計画プロジェクトを20程度を立ち上げ、「顔の見えるネットワーク」の基礎形成。
第Ⅱ期 (2006～2010年)	ネットワークの形成を進めるとともに、具体的な事業支援を行い、企業の経営革新、ベンチャーの創出を推進。
第Ⅲ期 (2011～2020年)	産業クラスター活動の財政面での自立化を図っていき、産業クラスターの自立的な発展を目指す。



図表 1-5-8 産業クラスター計画(第Ⅱ期)18プロジェクト

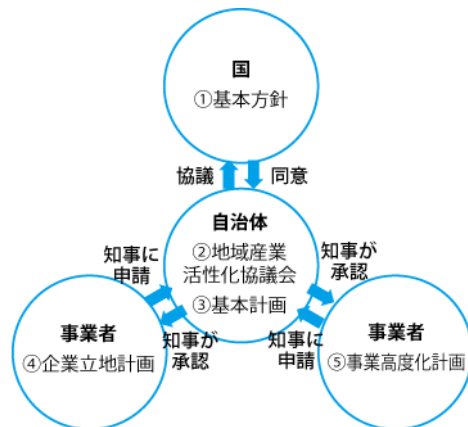
(6) 「地域主体」に基づく新たな産業立地政策

①地域自らの企業立地マニフェスト ～企業立地促進法

2007年4月に制定された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(企業立地促進法)」は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組を支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的としている。企業立地とは、地域活性化の鍵を握る「雇用」と「所得」を産み出す原動力であるが、同法では、地方の主体性を尊重し、国は地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成、活性化を目指して支援を講じることとなっている。

企業立地促進法による支援措置を受けるには、国が策定する基本方針に基づき、自治体(都道府県・市町村)が地域産業活性化協議会での協議を経て、基本計画を作成し、主務大臣に協議し、同意を得ることが必要となる。この基本計画とは、各地域の企業立地の目標、集積区域、集積を目指す業種等、目標達成に向けた施設整備、人材育成等の事業環境の整備等について記載したもので、いわば「企業立地マニフェスト」として、企業立地支援に向けた地域の取組を宣言する内容となっている。

一方、事業者は、同意された基本計画に定められた区域で行う企業立地や事業高度化について、企業立地計画もしくは事業高度化計画を作成し、都道府県知事に申請し、これを承認されると、当該計画に基づいて各種支援措置を受けることができる。



出典：企業立地支援センター ホームページ

図表 1-5-9 企業立地促進法の流れ

図表 1-5-10 地域別基本計画数(2012年度末時点)

地域名	計画数	地域名	計画数
北海道	19	近畿	44
東北	25	中国	5
関東	57	四国	8
中部	18	九州	21
北陸	2	沖縄	3
合計			202

出典：企業立地支援センター ホームページ

②地域資源の有効活用 ～農商工等連携促進法

2008年5月に制定された「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」は、地域経済活性化のため、地域の基幹産業である中小企業と農林漁業が連携を取りつつ、それぞれの経営資源を有効活用し、新商品の開発等を促進することを目的とするものである。

さらに同年8月、農商工等連携事業計画及び農商工等連携支援事業計画の認定基準等を定める「農商工等連携事業の促進に関する基本方針」が施行され、これにより事業計画の申請が可能になった。これらの計画は、国が策定する「基本方針」に基づいて作成し、主務大臣に提出し認定されると、補助金、低利融資、債務保証、減税措置などの支援策を受けることが可能となる。

経済産業省及び農林水産省では、2009年1月、「農商工連携研究会」の下に「植物工場ワーキンググループ」を設置し、光・温湿度・培養液等の環境条件を人工的に制御し、季節・天候に左右されず自動的に連続生産を行う「植物工場」の普及に向けた方策を検討した。この中で、工業団地は用水供給、平坦な用地の確保、電力・熱供給等のインフラが整備されていることから、植物工場の有望な立地先の1つとして挙げられている。



リッチフィールド栗原(宮城県栗原市)



(株)信州サラダガーデン(長野県中野市)

(7) バブル崩壊後の企業立地

バブル崩壊後、国際的なコスト競争にさらされ、国内拠点の生産機能が大きく変化する中で、企業立地は大きな岐路に立たされることとなった。企業が求める立地環境は多様化し、もはや従来の安い土地と豊富な労働力のみを売りにした誘致手法は通用しない。そのため、地域資源・技術の活用、産学連携、域内企業の育成など、産業のソフト部門の強化にシフトする動きが徐々に顕在化していった。

① 低迷する設備投資と海外進出

2001年3月、日本政策投資銀行が発表した製造業の設備投資動向によると、1億円以上の中堅企業は対前年比で1.3%減、10億円以上の大企業においては0.9%減となり、依然として厳しい状況にあった。減少幅が大きい業種は、半導体等の電子部品や自動車、鉄鋼等があり、地方圏に多く立地している業種の投資が手控えられた。

これに対し、海外生産は依然として伸びており、特に海外生産比率が高い輸送機械は30.6%(1999年度)で、電気機械においては、設備投資の落ち込みは小さいにもかかわらず、海外生産比率が21.4%と右肩上がりとなっていた。当時すでに白物家電やオーディオ機器等のほとんどが海外生産になっており、最近では半導体のDRMも価格競争の激化から、国内生産は止め、海外工場に移管したり委託生産に切り替えられている。

② 変わる地方工場の形態

バブル崩壊後、日本からは労働集約型工場が消えつつあった。高い労働賃金、若者の製造業離れなどもあり、日本での生産コストを考えると、1/10のコストで生産できる中国に進出した方が有利であることは間違いない。しかし、確かに国内における工場立地は減少しているものの、今なお年間1,000件程度の立地件数があることも事実である。

高度成長期には、繊維産業、電子部品産業などが、広くて安い土地や安い労働力を求めて地方に立地展開していったが、いまや工場のあり方は大きく変化している。繊維産業等はコスト競争の激化から、いち早く国内工場を閉鎖して海外展開した。これに家電、オーディオ機器、カメラ等も追随し、海外へと生産移管し、国内工場は閉鎖されていった。こうした一方で、国内の工場を先端型施設へと変化させ、新たな製品を製造するケースも見られる。

また、国内立地が低迷する中でも、立地が盛んな食品系業種は、製品の個性化と新鮮さに対するニーズから、従来の均一品の大量生産工場から、多品種・少量生産工場へと移行しており、消費地に近い場所、3交代制が可能、アルバイト雇用が容易、用地は1ha前後等といった立地条件を求めるケースが多く見られる。

③ ターゲット産業の集積形成

近年は業種に特化した産業集積を目指す動きも出てきており、一例として青森県と三重県が提唱している「クリスタルバレー構想」が挙げられる。三重県では、既存の㈱シャープの液晶

工場を中心に、液晶関連産業を積極的に誘致するため、県が全面的にバックアップする体制を取っている。一方、岐阜県は「スイートバレー構想」として、大垣市のソフトピアジャパンに、国内外のソフトメーカー、大学等の研究機関の誘致集積を図っている。また、熊本県も「フードバレー構想」を掲げ、豊富な農産物等を活かした産業振興を図っている。

これらはいずれも米国のシリコンバレーに見る産業集積形成にヒントを得たもので、地域イメージのアップと誘致効果を狙っている。また、IT関連産業の集積事例としては、東京都内渋谷周辺の「ビットバレー」、北海道札幌市の「サッポロバレー」、福岡市中央区周辺の「D2K(Digital Daimyo 2000)」等が注目を集めている。こうした動きに対し、行政側が思い切った優遇措置の強化と支援措置を投下し、誘致を成功させてから、集積の幹を強くしていく、その幹の下に関連産業をさらに誘致するといった方向性も考えられよう。

④独自の優遇措置

各自治体においては、企業誘致のための優遇措置も多彩になってきた。現在は税制の優遇措置は当然として、補助金、低利融資など様々なメニューが用意されている。また、近年は地価下落によって、周辺地価と比べて割安感が出ないこともあり、用地の割引制度を設けている自治体が増えてきている。また、研究開発型企业及び環境関連企業による投資を積極的に支援するものや、ニューファクトリー、廃棄物の低減、ISO14000取得に取り組む環境配慮型企业への支援措置を行う事例も見られるようになった。優遇措置の内容は、企業立地の決定要因とはならないものの、同じ立地条件で競合している場合には、十分な差別化要素となり得る。

第2章 経済・社会環境の変化と企業立地

本章では前章とは視点を変えて、実際の企業立地動向を中心に、経済・社会等の時代背景との関係性を見ていく。

1. 企業立地動向とその時代背景

当然ながら企業立地は経済・社会の動向に大きく影響される。前章の振り返りとなるが、高度成長期以降の経済・社会動向と企業立地の関係は次の通り整理される。

■高度経済成長期〔1950年代後半～第一次石油危機〕

1955年に始まる高度経済成長期には、相次ぐ生産拡大により企業立地も増大し、同時に地方への展開が始まっている。経済成長を牽引したのは大都市圏の臨海部に立地する石油化学、鉄鋼といった重化学工業であった。また、電気機械に代表される加工組立型の製造業も徐々に発展し、これらが内陸部、地方圏へと展開していった。

1965年以降は、都市の過密の問題や公害問題が深刻化した。また1970年のニクソン・ショックによる円切り上げの影響も懸念されたものの、生産の拡大も企業立地も一向に衰える様子は見られなかった。

■低成長への移行期〔1974～1985年頃〕

1973年に第一次石油危機が発生すると、景気は一気に冷え込み、高度経済成長の終焉とともに低成長期へと移行した。石油危機の打撃により、高度経済成長を牽引してきた重化学工業が低迷し、5,000件程度あった工場立地件数は2,000件を割り込むまでに激減してしまう。企業立地の回復は、エレクトロニクス産業等の先端技術産業が発展し、“地方の時代”を迎える1980年代半ばを待つこととなる。

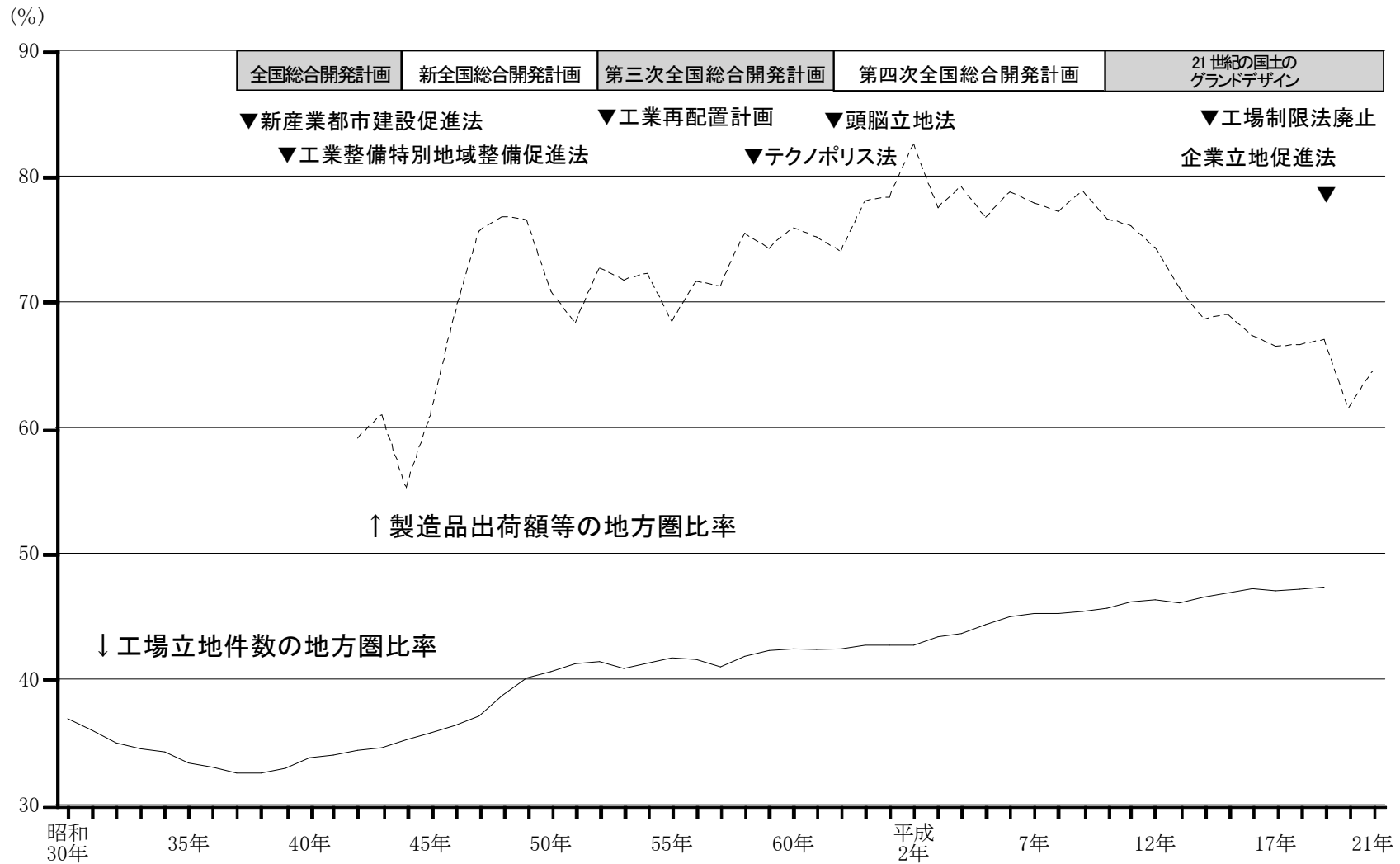
■グローバル経済の進展期〔1985年頃以降〕

1986年にバブル経済が始まると、企業立地が急増し、地域は一気に沸き返ったものの、これも長くは続かず、バブル崩壊後は再び長い冬の時代を迎える。企業はバブル経済期の過剰な設備投資を修正するリストラクチャリングに追われ、工場立地件数は1,000件前後と過去に例を見ない水準にまで落ち込んだ。同時に、1985年のプラザ合意による円高を背景に、生産拠点が欧米やアジア諸国へと流出するグローバル化の流れが本格化し、地方圏を中心に国内の産業が失われる“産業空洞化”が強く懸念されるようになった。

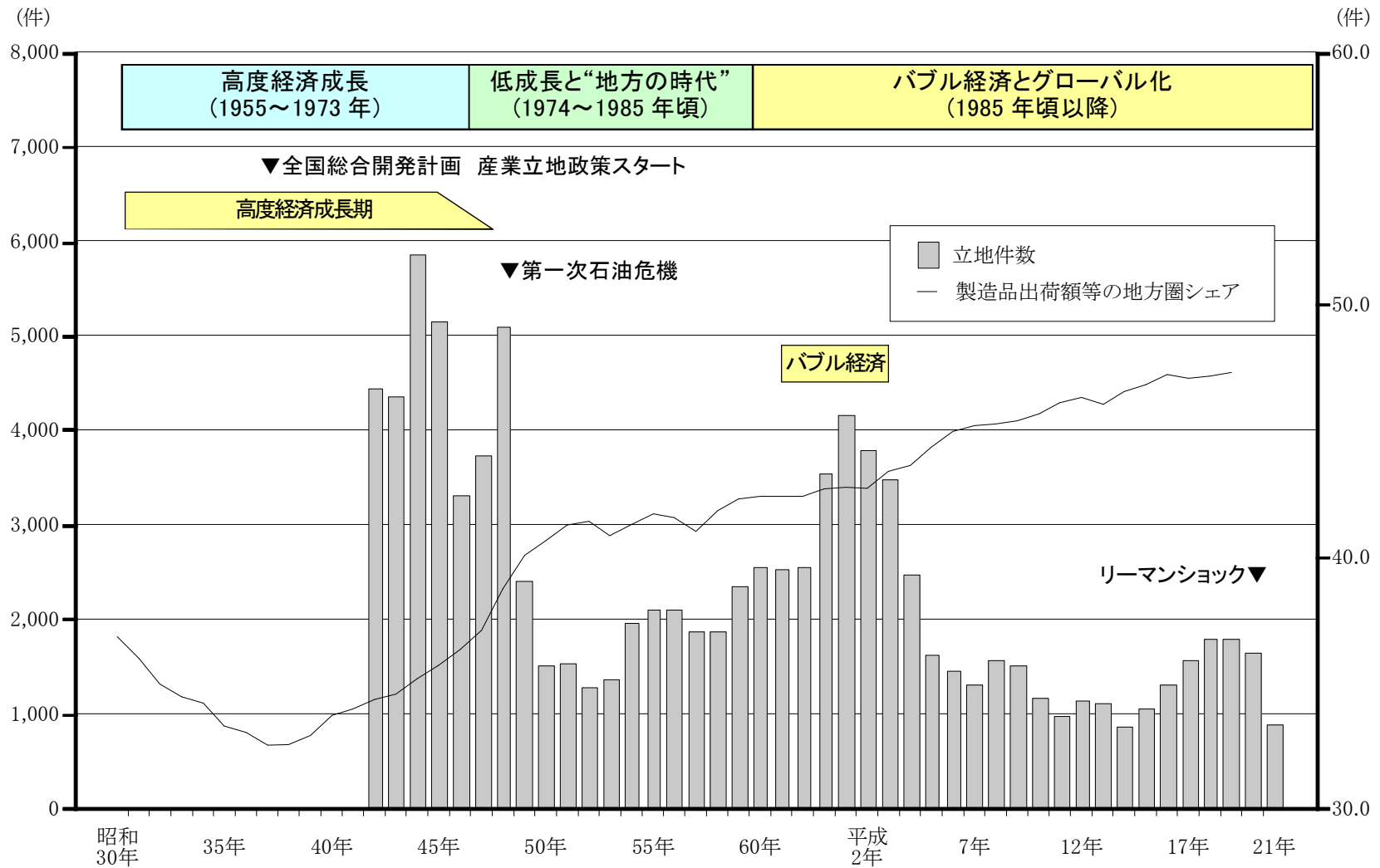
その後、企業のリストラクチャリングが一段落し、海外進出も一巡したことに加えて、国内景気の緩やかな回復も手伝って、製造業の国内回帰の動きが見られるようになった。工場立地件数は、2002年の844件を底に増加へと転じ、2007年には1,791件まで回復した。しかし、この回復傾向も長くは続かず、2008年には再び減少し、同年秋の米国の金融危機に端を発した世界同時不況“リーマンショック”の影響を受け、2009年には873件に急減した。

図表 2-1-1 産業立地政策の年表

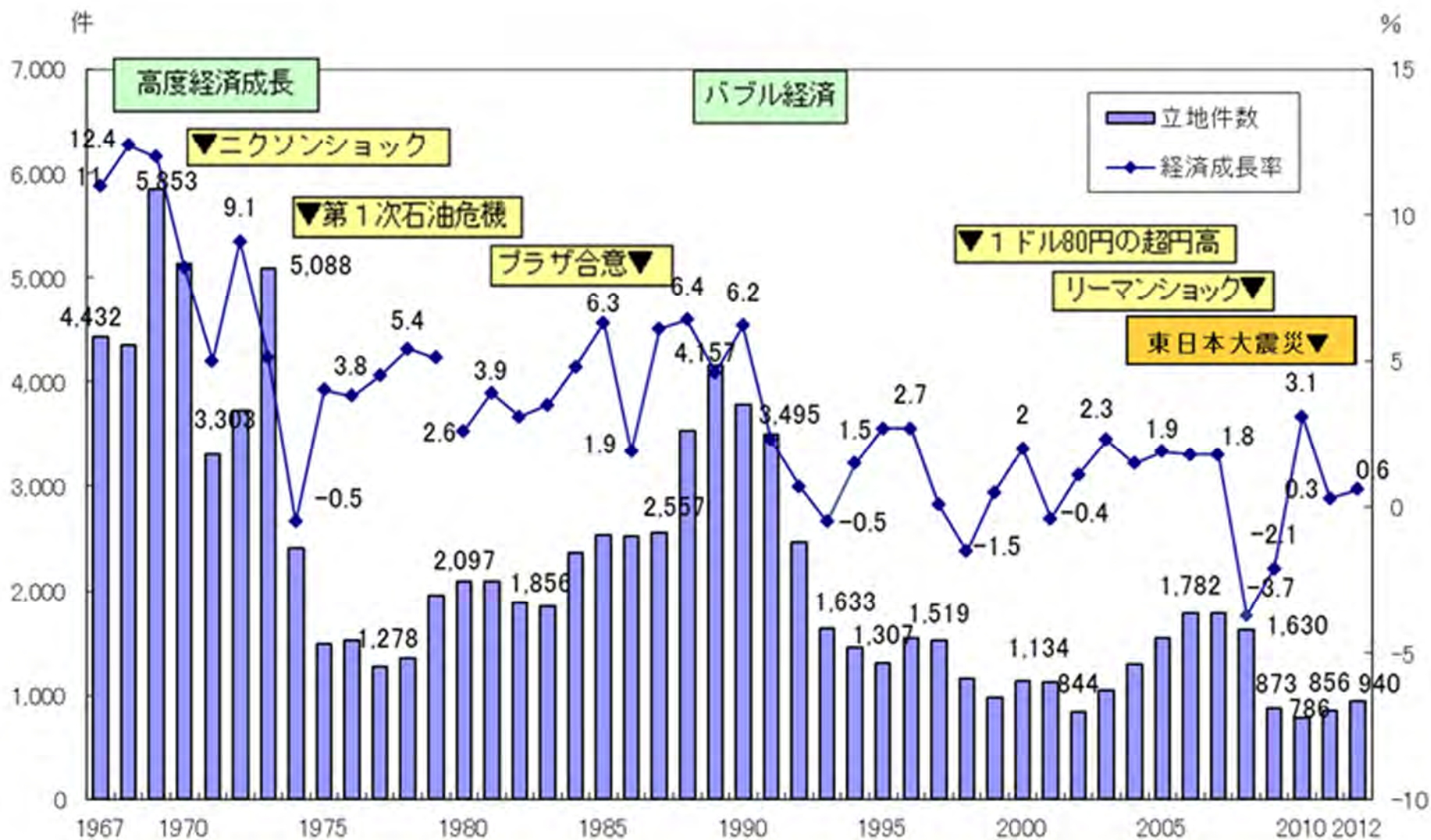
年次	産業立地政策		全国総合開発計画	産業立地・地域開発上の課題	
	産業立地・地域開発関連立法	産業立地に関する構想等の策定、施策の展開			
1955年		「産業立地条件整備に関する決議及び報告書」発表		都市の渋滞、労働力不足、公害等の問題が顕在化 「国民所得倍増計画」発表	
1956年	首都圏整備法	全国26工業地帯の産業立地条件調査実施			
1957年	東北開発促進法	4大工業地帯の整備を重点的に実施 臨海部における重化学コンビナート整備がスタート 日本住宅公団による内陸工業団地整備がスタート			
1958年		新規工業地区立地条件調査実施(56地区)			
1959年	工場立地の調査に関する法律 首都圏工業等制限法			名神高速道路(栗東～尼崎)開通	
1960年		「太平洋ベルト地帯構想」		東海道新幹線開通	
1961年	低開発地域工業開発促進法 産炭地域振興臨時措置法	「工業適正配置構想」「拠点開発方式」提唱 中小企業団地の整備がスタート		過密・過疎の問題、公害問題が深刻化	
1962年	新産業都市建設促進法	低開発地域工業開発地区指定 産炭地域振興事業団設立 工業団地整備がスタート	全国総合開発計画 ＜拠点開発構想＞		
1963年		新産業都市(13カ所)指定 工業整備特別地域(6カ所)指定			
1964年	工業整備特別地域整備促進法				
1965年	近畿圏工業等制限法				
1966年					「日本列島改造論」、列島改造ブーム、
1967年	公害対策基本法				
1968年		「工業開発の構想」			
1969年			新全国総合開発計画 ＜大規模プロジェクト構想＞	石油危機により景気後退、重化学工業に打撃 重厚長大型産業から軽薄短小型産業へ転換	
1970年					
1971年	農村地域工業導入促進法				
1972年	工業再配置促進法	「新25万都市構想」 工業再配置・産炭地域振興公団設立 中核工業団地の整備スタート			
1973年	工場立地法				
1974年		電源立地促進対策交付金制度の運用スタート			田園都市国家構想発表、“地方の時代”が到来
1975年					
1976年					
1977年		「工業再配置計画」	第3次全国総合開発計画 ＜定住構想＞		
1978年					
1979年					
1980年		テクノポリス90'建設の構想 「80年代の通産政策ビジョン」			ブラザ合意による急激な円高
1981年					前川レポートに基づく経済構造調整政策スタート バブル経済、東京一極集中問題
1982年					
1983年	テクノポリス法				
1984年		テクノポリス開発計画承認開始	第4次全国総合開発計画 ＜交流ネットワーク構想＞		
1985年		「21世紀の産業立地ビジョン」			
1986年					
1987年	頭脳立地法				
1988年	多極分散法				
1989年		頭脳立地集積促進計画承認開始			バブル崩壊
1990年					
1991年					
1992年	地方拠点都市法			急激な円高、1ドル80円、“産業空洞化”懸念	
1993年					
1994年					
1995年					
1996年					
1997年				国内工場のリストラクチャリング、中国の台頭により、再び“産業空洞化”懸念	
1998年	テクノポリス法、頭脳立地法廃止 新事業創出促進法へ移行		21世紀の国土のグランドデザイン ＜参加と連携＞		
1999年					
2000年					
2001年	新産・工特制度廃止				企業立地の国内回帰、大都市回帰の動きが鮮明に
2002年	首都圏工場制限法、近畿圏工業等制限法廃止 低開発地域工業開発促進法の優遇制度廃止				
2003年					
2004年	農村地域工業導入促進法の優遇制度廃止決定(経過措置5年間)				
2005年	新事業創出促進法が 中小企業新事業活動促進法へ移行				
2006年					
2007年	企業立地促進法				
2008年				米国の金融危機に端を発する世界同時不況“リーマンショック”	
2009年					
2010年					



図表 2-1-2 産業立地政策と地方展開の推移



図表 2-1-3 産業立地の時代区分



図表 2-1-4 経済・社会動向と企業立地

2. 各種統計資料に見る企業立地動向の変遷

1950年代の戦後復興時代では、工業製品の安定供給を目指して、京浜、中京、阪神、北九州の4大工業地帯を中心とする既存の工業地域の復旧が進められた。この結果、1955年には戦前の最高水準である1941年の生産水準まで回復を果たしている。この1955年を境に、戦後復興の時代から企業が生産拡大に向けて新たな工場を立地展開する時代へと移ったといえよう。

そこで本項では、前項の時代背景に基づき、1955年から現在に至る50年余の企業立地動向について、工業統計調査及び工場立地動向をもとに、実際の企業立地がどのような推移を辿っていったのかを見ていくこととする。

(1) 工業統計調査

「工場立地動向調査」の開始は1967年であり、それ以前の製造業の立地動向は、「工業統計調査」の事業所数、従業者数、製造品出荷額等、有形固定資産額といった指標の動きから間接的に探るほかない。

従業者30人以上の事業所数の大都市圏・地方圏別のシェアを見ると、1958年までは大都市圏への集中が進んでいる。しかし、1958年をピークに大都市圏のシェアは下がりはじめ、特に1975年頃までは急激に低下していった。このため、1950年代後半には大都市圏が6割強であったものが、1973年には地方圏が大都市圏を上回ることとなった。

大都市圏を関東臨海、東海、近畿臨海に区分すると、シェアの動きは3地域でそれぞれ異なる。東海は1950年後半から1975年頃にかけてシェアが低下したものの、その後持ち直し、シェアが上昇傾向にあるのに対し、関東臨海は1963年、近畿臨海は1956年をピークに、その後は低下傾向が持続している。特に近畿臨海のシェアは1956年に19.9%であったものが、1975年には13.7%、2007年には11.4%となっている。同様に従業者数についても、1960年をピークに大都市圏のシェアが低下しはじめ、1991年には地方圏とのシェアが逆転している。一方、大都市圏の地域別に見ると、先ほどの事業所数とほぼ同じ動きを示している。

また、大都市圏の製造品出荷額等は1962年をピークにシェアを落とし始める。1962年に67.5%を記録した大都市圏のシェアは、1975年には60%を割り込み、2007年には52.7%となっている。ただし、事業所数、従業者数のように50%を割り込むまでには至らず、大都市圏における製造業の生産性の高さが伺われる。大都市圏の地域別に見ると、関東臨海は1962年、近畿臨海は1956年をピークにシェアが低下しているのに対し、東海は1955年代後半こそ横這いであったが、その後シェアを伸ばしている。地方圏では関東内陸のシェアの伸びが大きい。

さらに、有形固定資産額の推移を見ると、1965年までは大都市圏がシェアを伸ばしていたが、1965年の63.9%をピークに低下し、2002年には49.9%と5割を下回り、その後もほぼ同じ水準が続いている。関東臨海のピークは1968年、東海、近畿臨海は有形固定資産額の調査が開始された1963年が最も高い。

各指標の推移をまとめると、製造業の大都市圏への集中の動きは、1960年代前半をピークとし、その後は地方圏へと徐々に移っていったことが分かる。しかし、地方圏への移行が進んでも、大都市圏の工業集積は今なお大きな存在感を示している。また、大都市圏の中では、近畿

臨海の地盤沈下が著しい一方、東海は衰退どころか、却ってシェアを伸ばしている点も目を引く。

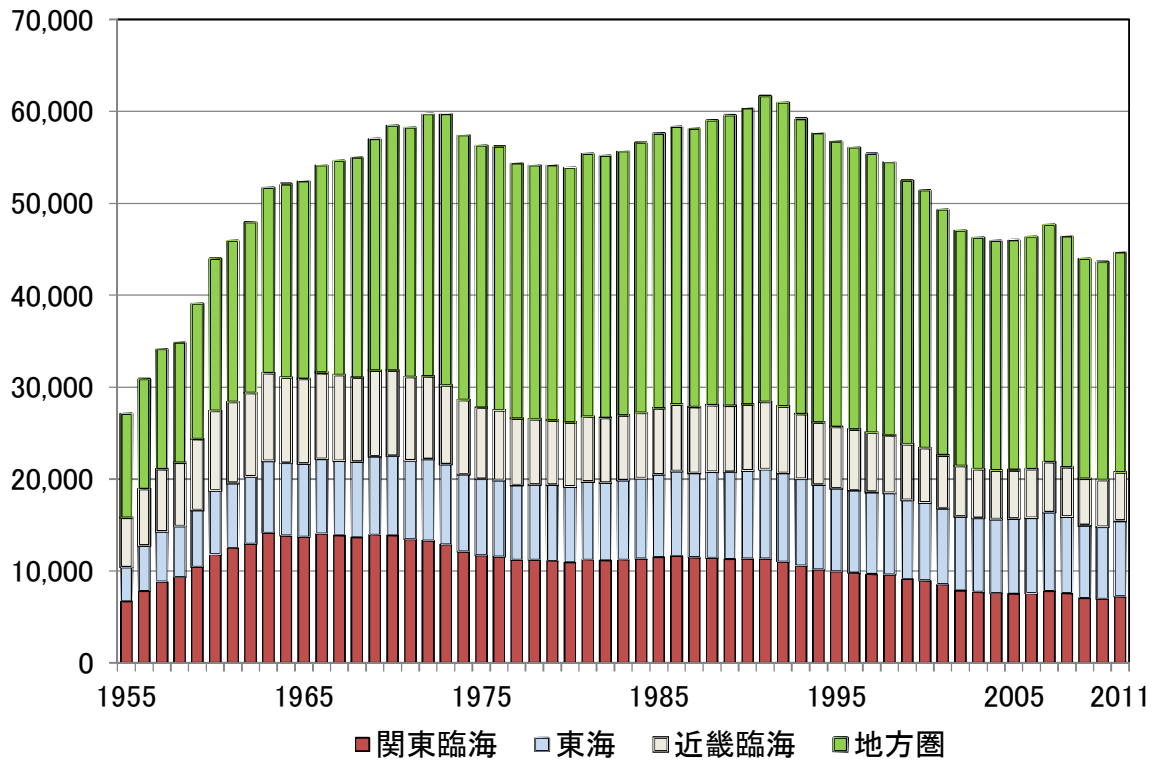
図表 2-2-1 事業所数・従業者数・製造品出荷額等、有形固定資産額の地域別シェア推移

(%)

		1955年	1965年	1975年	1985年	1995年	2005年	2011年
事業所数	大都市圏	58.2	58.9	49.2	48.1	45.2	45.6	46.3
	関東臨海	24.7	26.2	20.8	20.0	17.6	16.4	16.2
	東海	13.5	15.2	14.7	15.6	15.9	17.7	18.4
	近畿臨海	19.9	17.5	13.7	12.5	11.7	11.5	11.7
	地方圏	41.8	41.1	50.8	51.9	54.8	54.4	53.7
従業者数	大都市圏	60.2	62.1	54.5	52.3	49.8	48.6	48.7
	関東臨海	23.4	27.5	23.7	22.4	20.0	16.9	16.2
	東海	16.9	16.6	16.5	17.3	18.3	21.3	21.8
	近畿臨海	19.8	18.0	14.3	12.5	11.5	10.4	10.7
	地方圏	39.8	37.9	45.5	47.7	50.2	51.4	51.3
製造品出荷額等	大都市圏	64.6	67.6	60.9	58.6	55.5	53.9	52.7
	関東臨海	25.5	30.7	27.4	25.7	23.2	18.6	17.4
	東海	16.2	16.2	16.9	19.5	20.8	24.9	23.9
	近畿臨海	22.9	20.7	16.6	13.4	11.5	10.4	11.4
	地方圏	35.4	32.4	39.1	41.4	44.5	46.1	47.3
有形固定資産額	大都市圏	—	63.9	54.1	52.3	52.3	50.1	50.0
	関東臨海	—	28.6	23.4	21.2	21.2	18.4	17.8
	東海	—	16.9	15.9	18.5	18.5	20.8	20.1
	近畿臨海	—	18.4	14.8	12.6	12.6	11.0	12.1
	地方圏	—	36.1	45.9	47.7	47.7	49.9	50.0

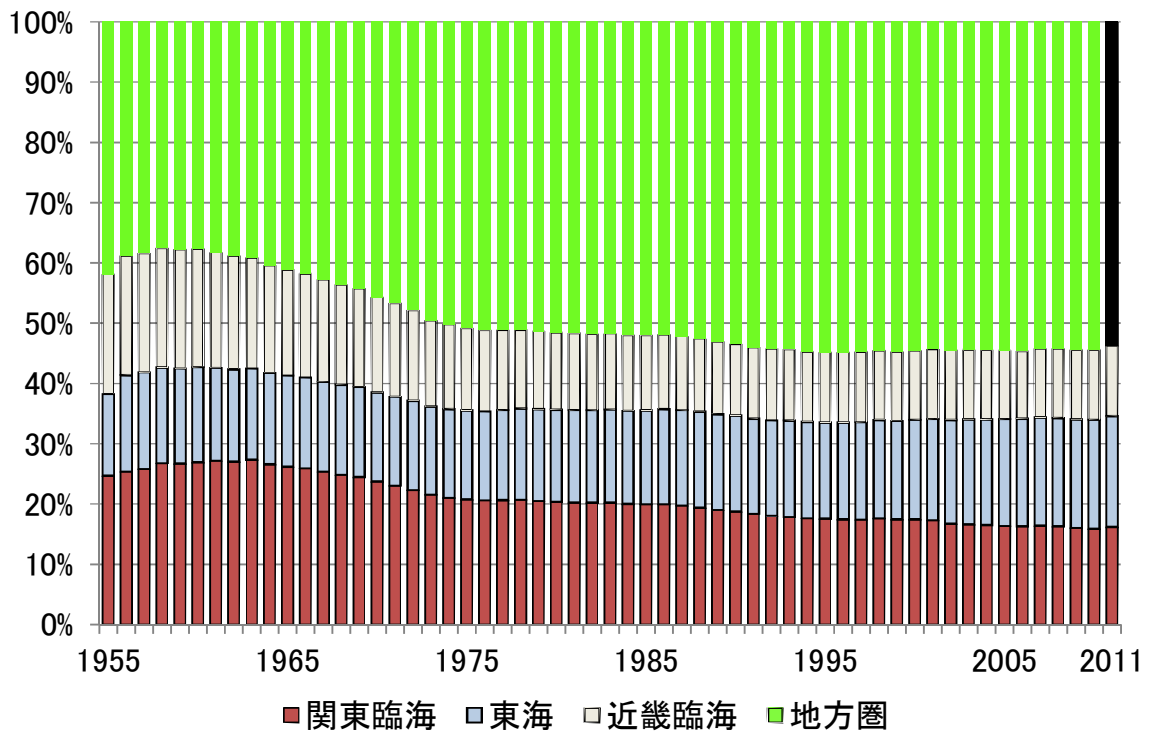
※事業所数、従業者数、製造品出荷額等、有形固定資産額は従業者 30 人以上の事業所の数値(以下、特に注釈がない限り以下同様)。また、大都市圏は関東臨海(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、東海(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)、近畿臨海(大阪府、兵庫県、和歌山県)、地方圏はそれ以外の地域(以下、特に注釈がない限り以下同様)

出典：経済産業省「工業統計調査」



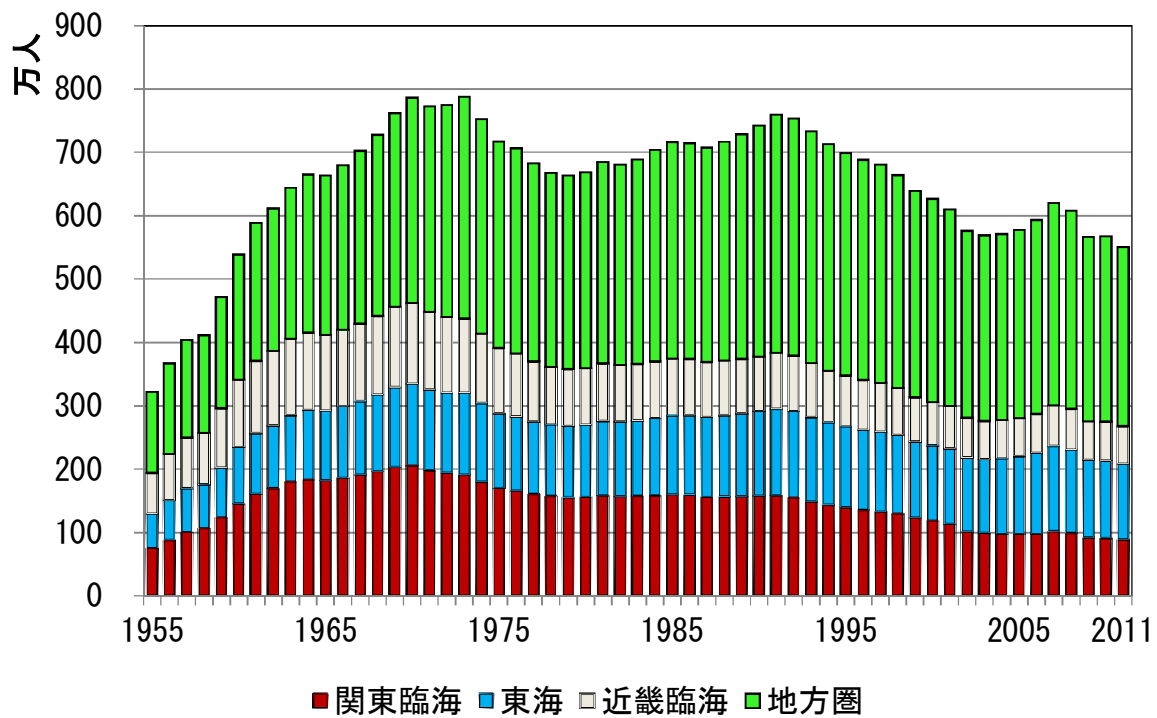
出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-2 事業所数の推移(従業員 30 人以上)



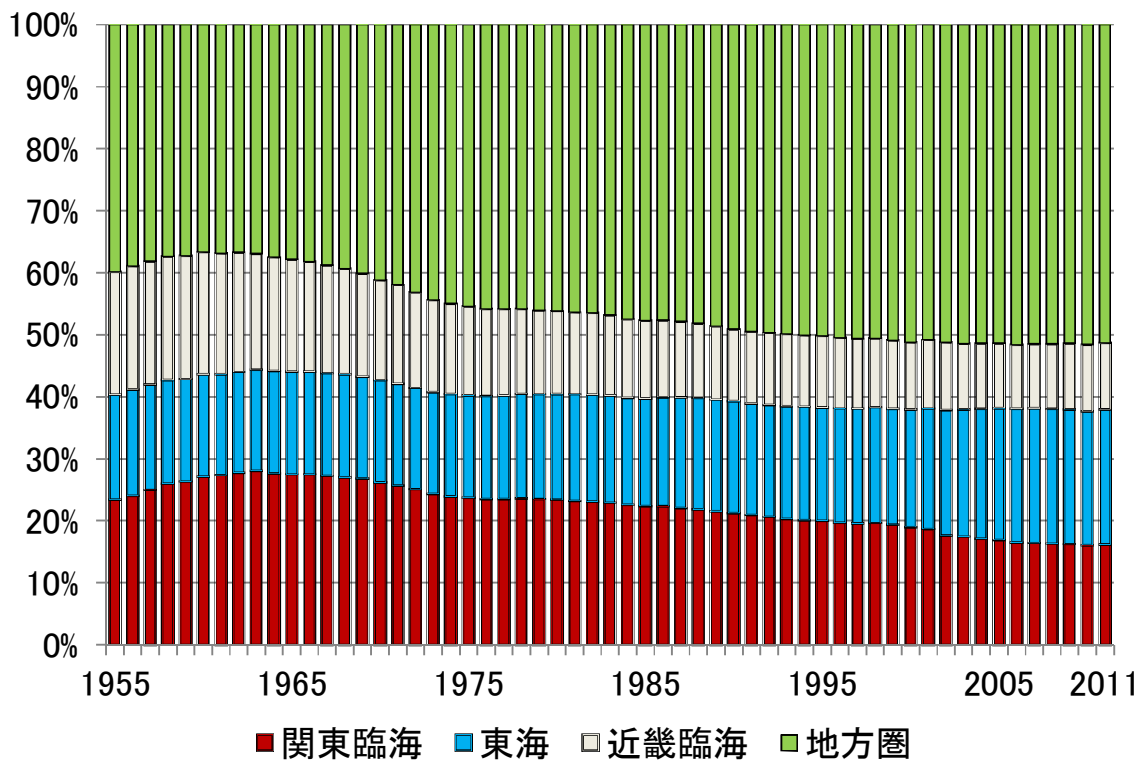
出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-3 事業所数の地域別シェア推移(従業員 30 人以上)



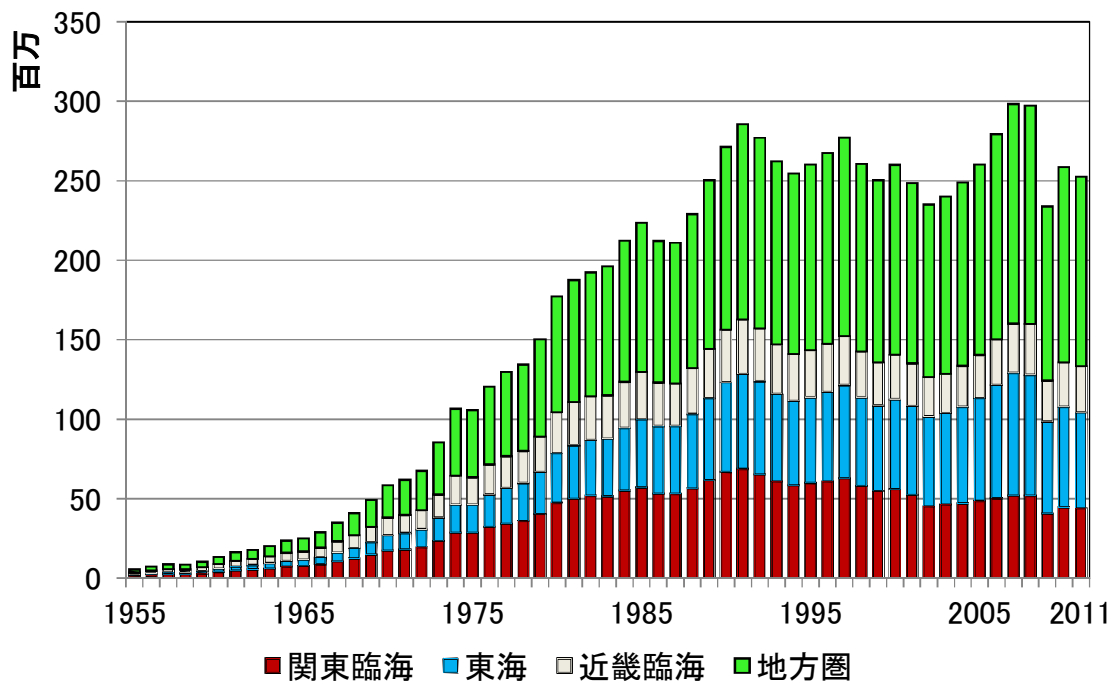
出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-4 従業者数の推移(従業者 30 人以上)



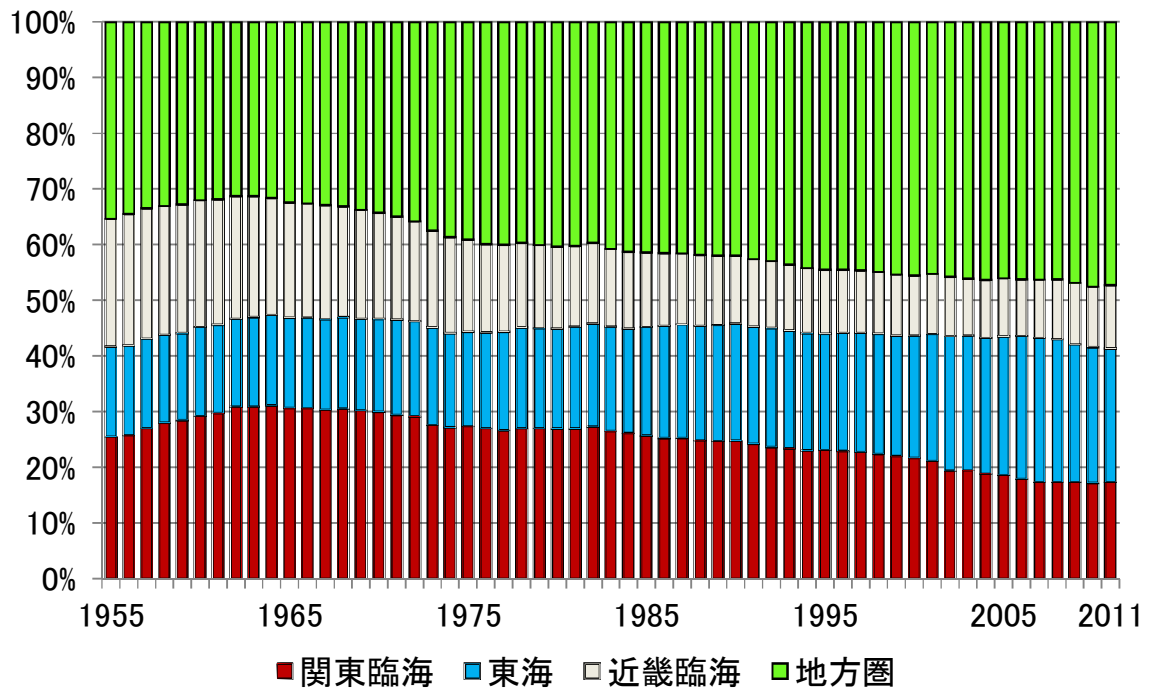
出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-5 従業者数の地域別シェア推移(従業者 30 人以上)



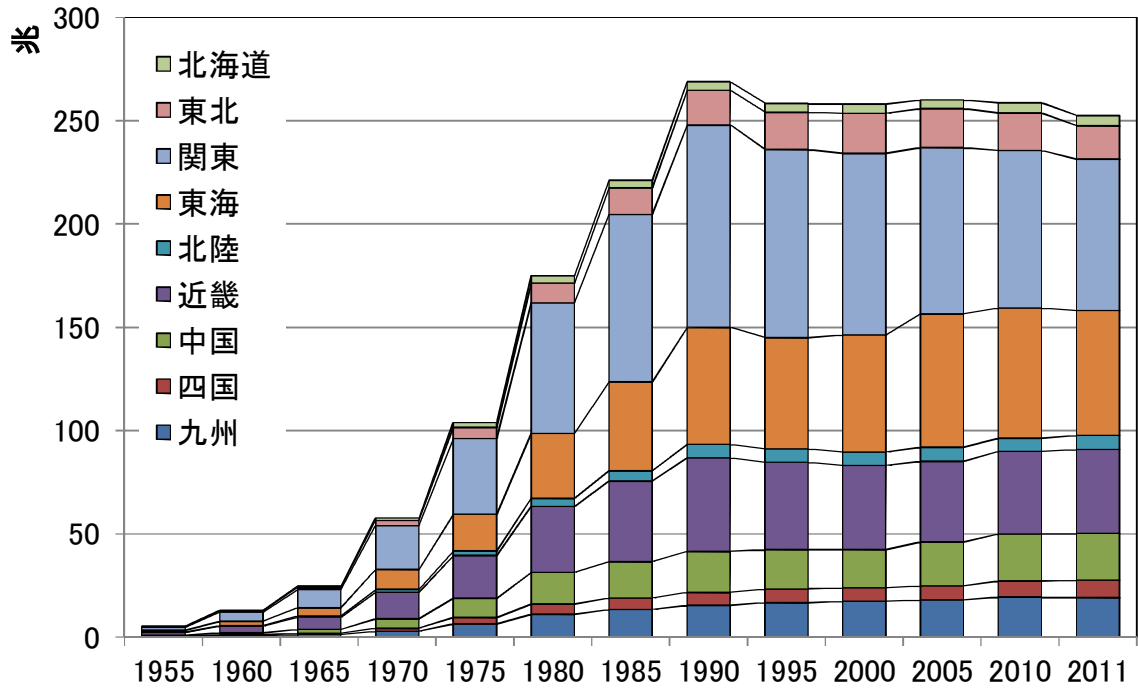
出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-6 製造品出荷額等の推移(従業員 30 人以上)



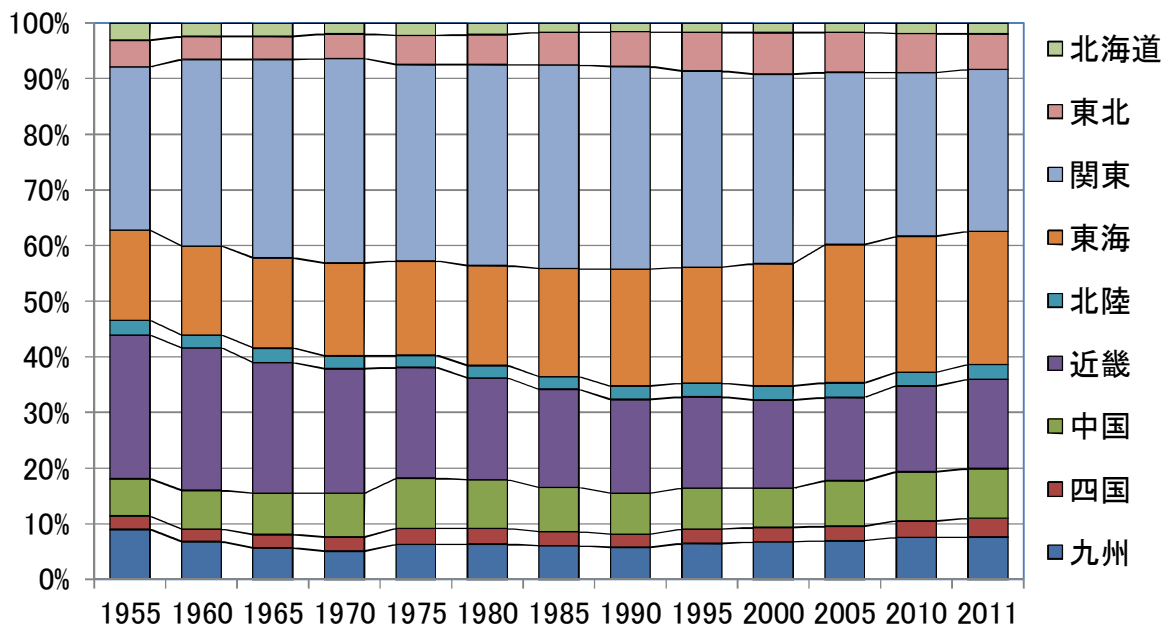
出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-7 製造品出荷額等の地域別シェア推移(従業員 30 人以上)



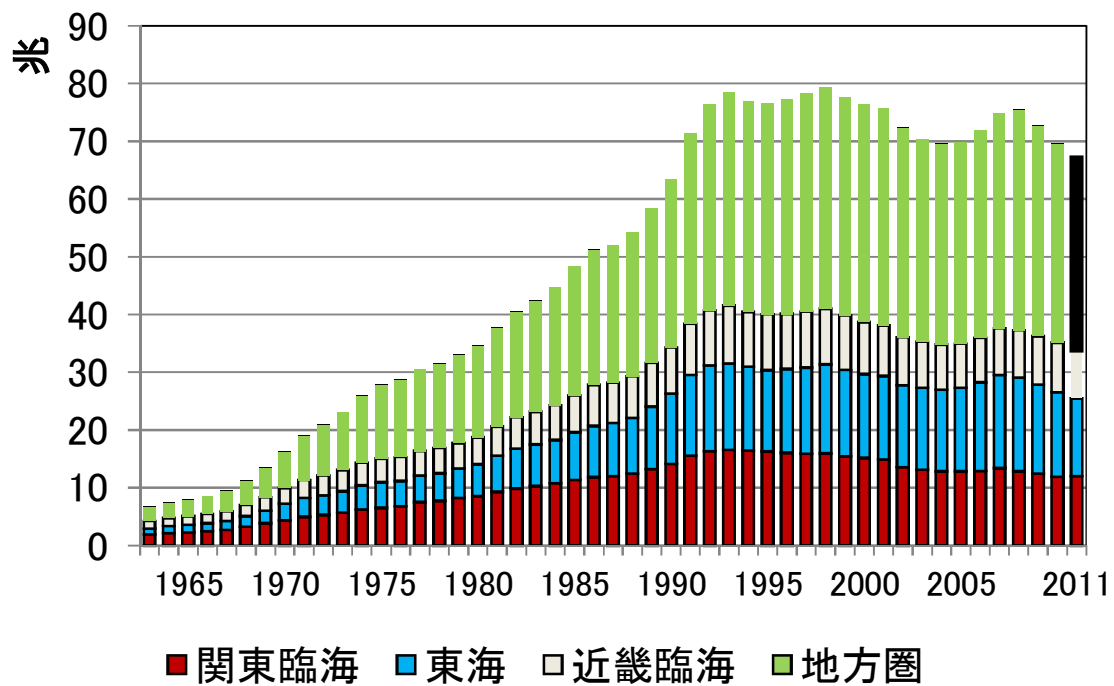
出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-8 地域別の製造品出荷額等の推移



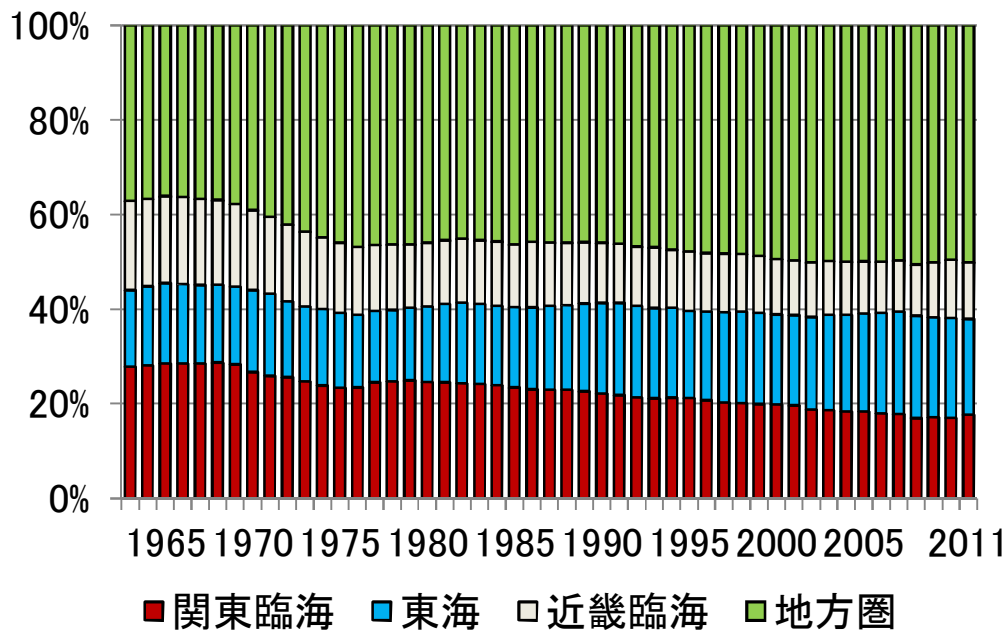
出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-9 製造品出荷額等の地域別シェアの推移



出典：経済産業省「工業統計調査」

図表 2-2-10 有形固定資産額の推移



出典：経済産業省「工業統計調査」

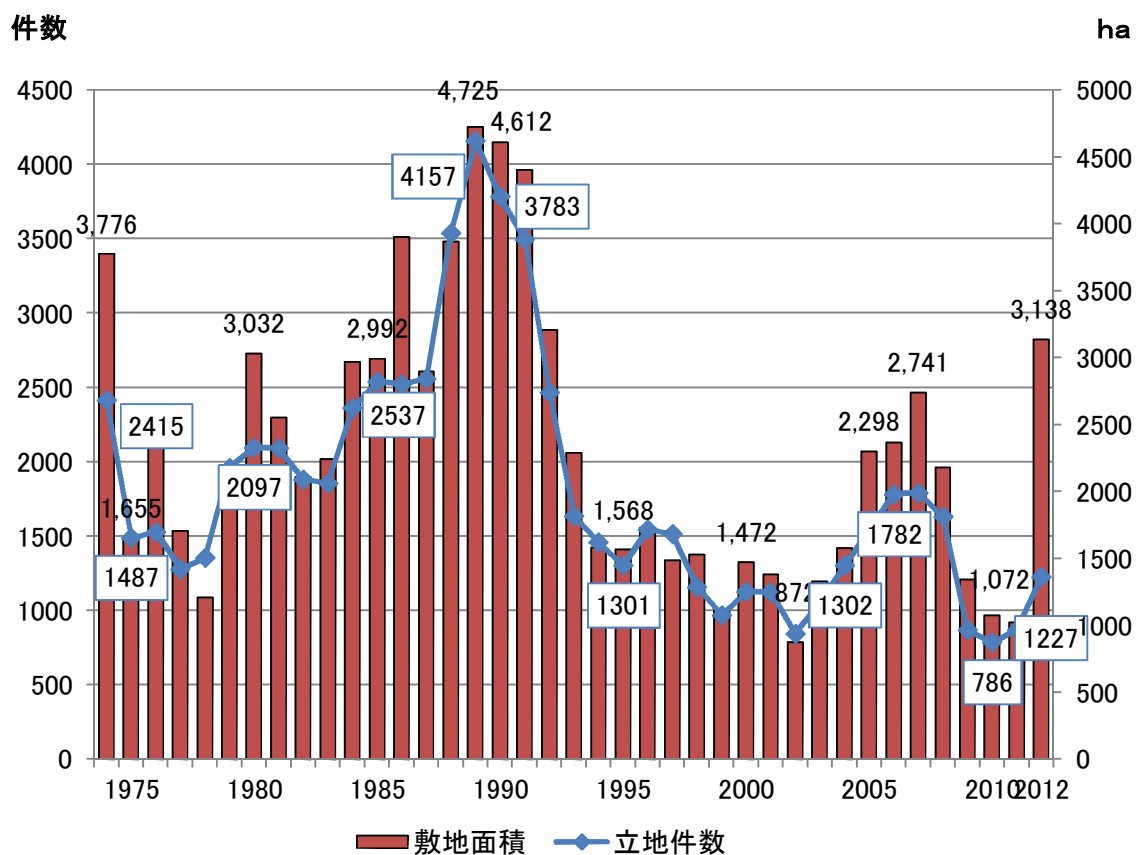
図表 2-2-11 有形固定資産額の地域別シェアの推移

(2) 工場立地動向調査

「工場立地動向調査」が開始された1967年からの工場立地件数の推移を見ると、高度経済成長期には3,000～6,000件で推移していた立地件数が、1973年の第一次石油危機により、2,000件以下に大きく減少した。

石油危機以降、長らく低迷した工場立地件数は、バブル経済(1986～1991年)の到来とともに4,000件前後まで回復したものの、その後のバブル崩壊によって再び低迷し、その後の立地件数は1,000件強で推移し、特に1999年と2000年には1,000件すら下回った。その後、2003年からはやや持ち直し、2007年には1,791件まで回復している。しかし、2008年秋の米国の金融危機に端を発する世界同時不況、いわゆるリーマンショックの影響から、2009年には873件まで急減した。

2011年3月に発生した東日本大震災により、立地件数は減少したものの、再生エネルギーの買取制度の導入以降、全国各地で電気業の立地が急増したことから、立地件数と立地面積が大幅に増加している。ただ、電気業を除く製造業の立地は減少傾向にあり、海外への立地展開も進んでいる。



出典：経済産業省「工場立地動向調査」

図表 2-2-12 工場立地件数・面積の推移

大都市圏・地方圏別の立地件数シェアを見ると、1967年の時点ですでに地方圏が6割近くを占めており、その後1970年代前半には7割を超え、バブル経済期の1990年には8割強に達している。

しかし、バブル崩壊後に地方圏のシェアは下がりはじめ、2002年には7割を割り込み、2008年には61.5%まで低下するなど、大都市圏への回帰傾向が見られるようになった。

地域別に見ると、バブル経済期の1990年までは、北東北、南東北、関東内陸、四国、南九州といった地方圏のシェアが大きく上昇していた。特に南東北は1990年にシェア12.8%を記録しており、これは東海を上回り、関東内陸に次ぐシェア第2位であった。一方、バブル崩壊後、いずれの地方圏もシェアを低下させる中、関東内陸はバブル崩壊後もシェアを伸ばしており、2009年のシェアは18.8%と、1970年以降ほぼ一貫してシェアトップの座を占めている。

また、4業種分類別に見ると、加工組立型の伸びが大きく、1980年には地方資源型のシェアを上回り、1991年には50%を超えている。その後、円高に伴う海外生産シフトによって一旦低下し、2007年に53.6%までに回復したものの、リーマンショックの影響で、2009年には40.4%まで急落している。その他、長期的にシェアが低下していた地方資源型や、微増で推移していた基礎素材型は回復している。雑貨型は10～20%の間で推移しているものの、長期的には低下する傾向にある。

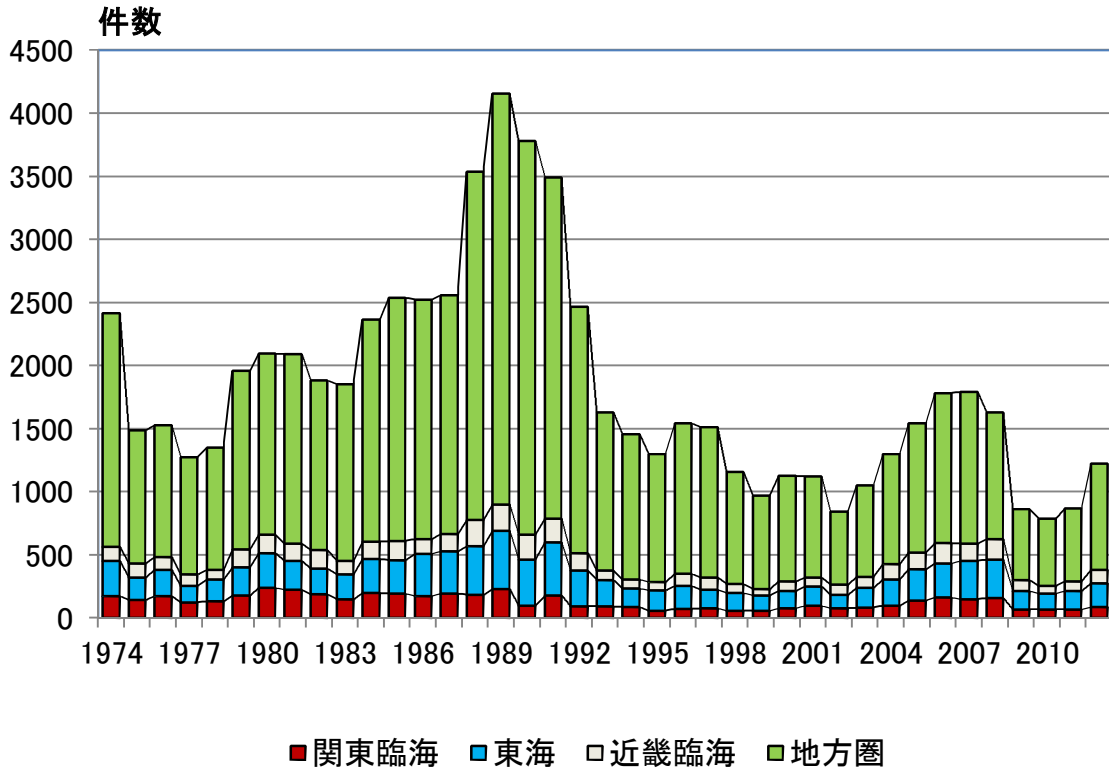
図表 2-2-13 工場立地件数の地域別シェアの推移

	大都市圏				地方圏
	関東臨海	東海	近畿臨海		
1967年	40.9	16.5	18.1	6.2	59.1
1970年	39.0	11.4	21.1	6.5	61.0
1975年	29.2	9.7	12.0	7.5	70.8
1980年	31.6	11.5	13.0	7.1	68.4
1985年	24.1	7.7	10.5	6.0	75.9
1990年	17.4	2.6	5.6	9.2	82.6
1995年	22.1	4.3	12.7	5.1	77.9
2000年	25.7	6.9	12.0	6.7	74.3
2005年	33.5	9.0	16.1	8.5	66.5
2010年	32.7	8.8	15.8	8.1	67.3
2012年	31.2	7.1	15.4	8.7	68.8

※工場立地動向調査は1967年から実施されている。

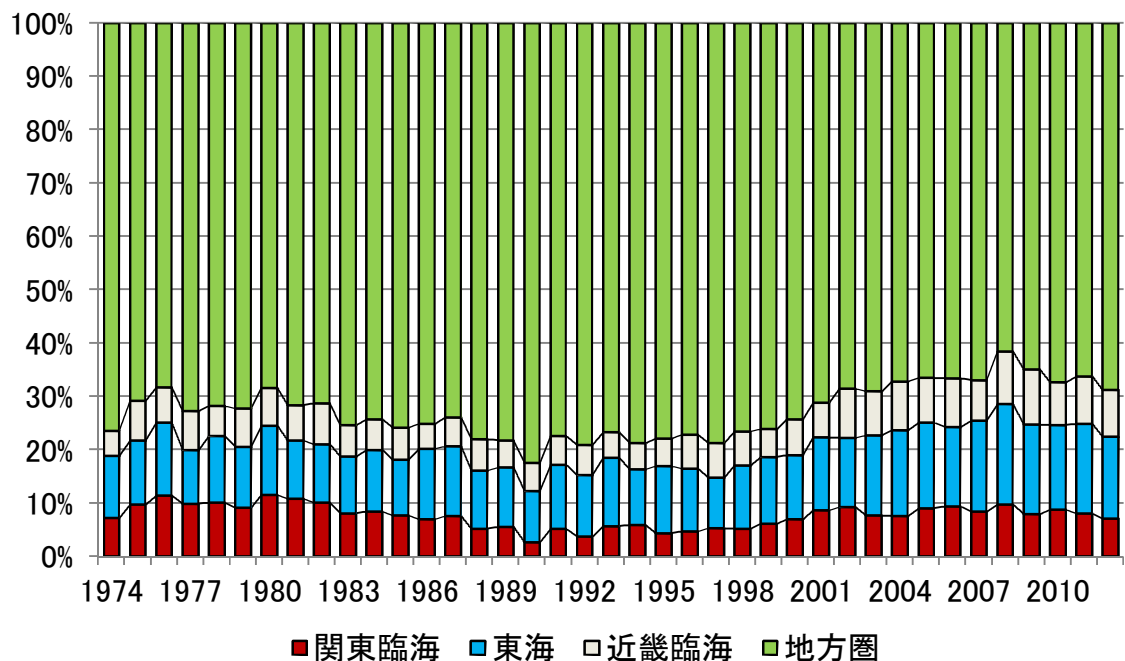
※大都市圏は関東臨海(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、東海(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)、近畿臨海(大阪府、兵庫県、和歌山県)、地方圏はそれ以外の地域(以下、特に注釈がない限り以下同様)

出典：経済産業省「工場立地動向調査」



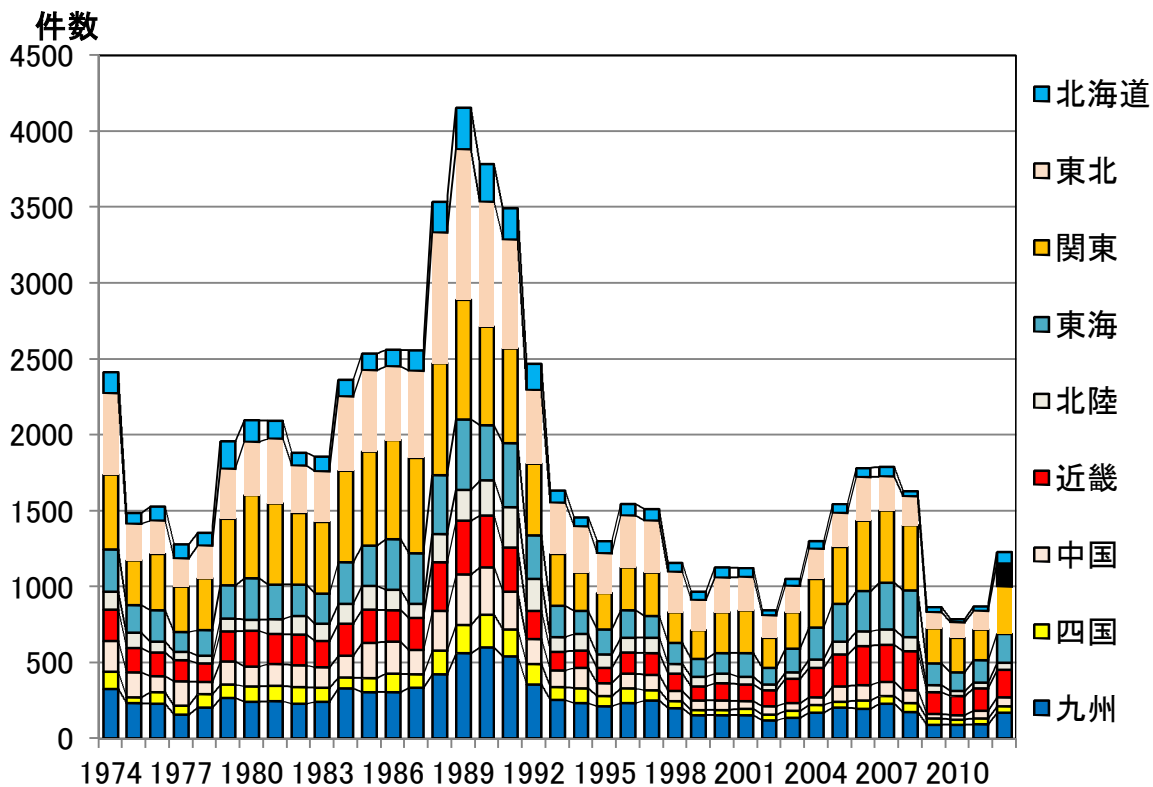
出典：経済産業省「工場立地動向調査」

図表 2-2-14 大都市圏・地方圏別の工場立地件数の推移



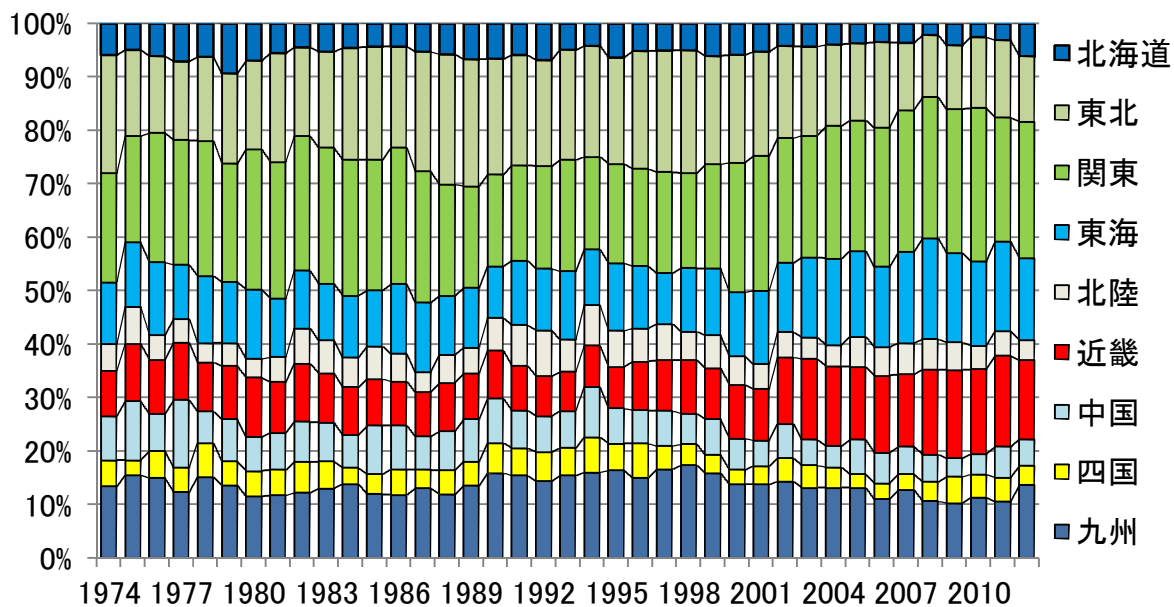
出典：経済産業省「工場立地動向調査」

図表 2-2-15 大都市圏・地方圏別の工場立地件数シェアの推移



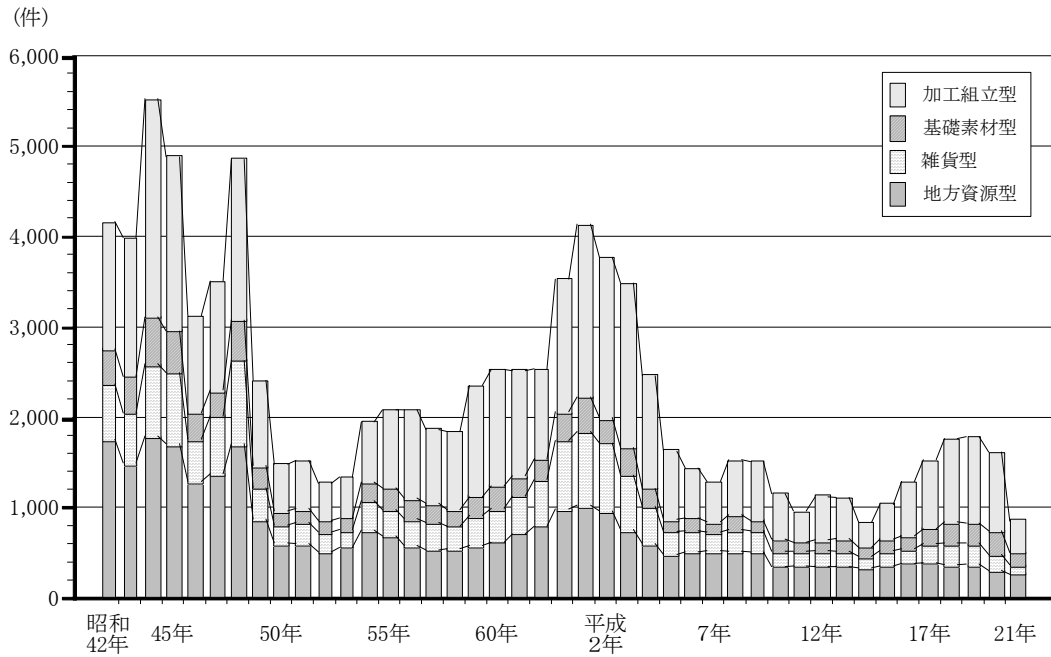
出典：経済産業省「工場立地動向調査」

図表 2-2-16 地域別の工場立地件数の推移



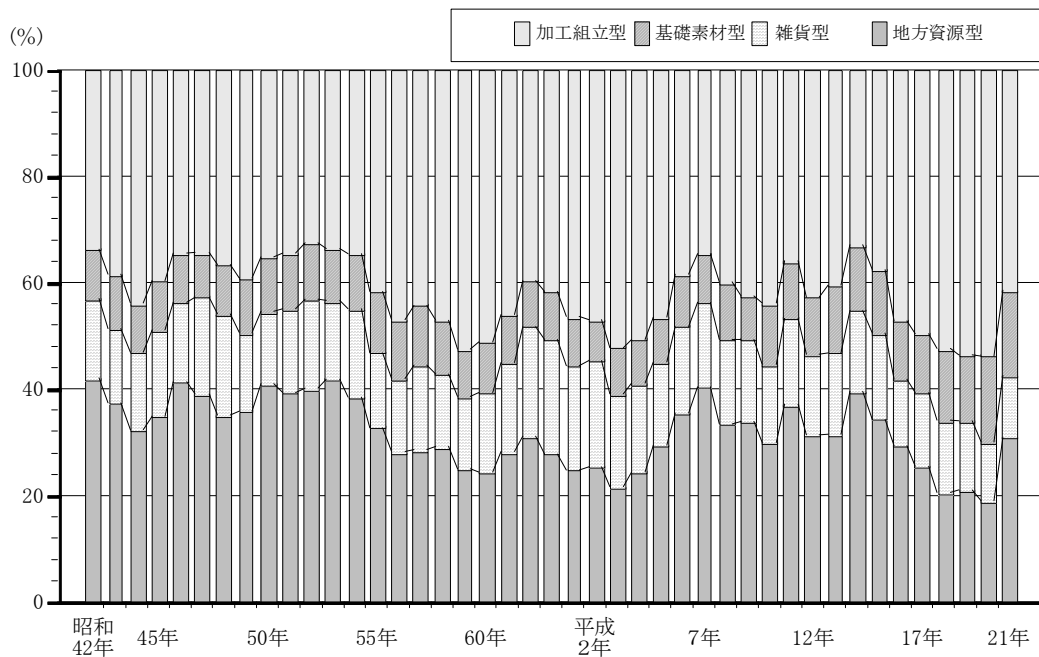
出典：経済産業省「工場立地動向調査」

図表 2-2-17 地域別の工場立地件数シェアの推移



出典：経済産業省「工場立地動向調査」

図表 2-2-18 4業種分類別の立地件数推移



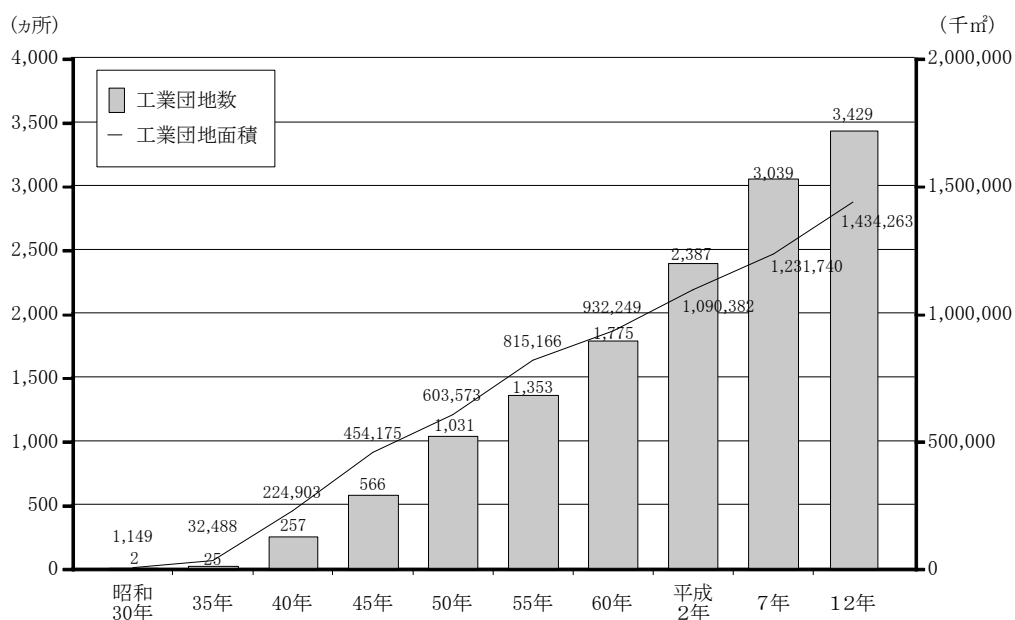
出典：経済産業省「工場立地動向調査」

図表 2-2-19 4業種分類別の立地件数シェアの推移

3. 産業インフラ整備の進展

企業立地の地方展開においては、産業立地政策に基づいて取り組まれてきた産業インフラの整備推進が大きく影響している。

まず、工業団地の整備増進によって、企業の受入体制が各地で整えられていった。経済産業省の「工業団地対策推進調査」によると、2001年時点の全国の工業団地は3,693か所、工場用地面積は10万6,000ha(いずれも造成着手段階以上、未造成除く)に及ぶ。また、同時期に分譲中の工業団地は1,108か所、工場用地面積は4万2,800haとなっている。1955年に存在した工業団地はわずか2か所、工場用地面積は115haであったことを考えると、工業団地整備がいかに急速に進められてきたかが分かる。

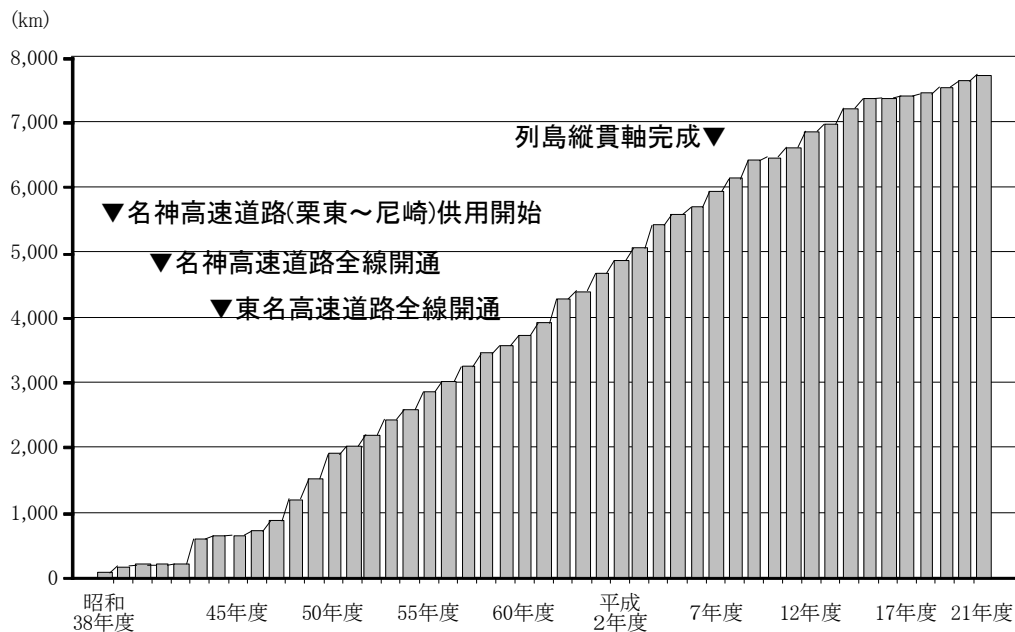


※分譲開始時期により区分、ただし分譲開始時期の明らかな団地のみ集計
出典：経済産業省「工業団地対策推進調査」

図表 2-3-1 工業団地数・面積の推移

企業立地の地方展開に大きな影響を与えたもう1つの産業インフラとしては、広域高速交通網の整備が挙げられる。特に高速道路網が全国に行き渡り、物流面の障害が取り払われたことが、企業立地の地方展開を後押しした。

1963年に名神高速道路の栗東～尼崎間が我が国最初の高速道路として供用開始されたのち、1965年には名神高速道路が全線開通、1969年には東名高速道路が全線開通し、東京～神戸間が高速道路により結ばれた。その後、1982年には中央自動車道、1983年には中国自動車道、1985年には関越自動車道、1988年には北陸自動車道が全線開通するなど、高速道路網の整備は地方圏へも拡大していった。1987年には総延長14,000kmの高規格幹線道路網(うち高速自動車国道は11,520km)の整備が決定し、1995年には青森～鹿児島間の列島縦貫軸が完成。2009年度末の総延長は7,729kmに及んでいる。



※高速自動車国道の供用延長の推移

出典：全国高速道路建設協議会『高速道路便覧』

図表 2-3-2 高速道路の供用延長の推移